

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
第一部 東日本大震災津波からの復興の取組み				
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行300万円から500万円に引き上げること。申請期日を延長するよう求めること。</p>	<p>県では、被災された世帯が住宅再建を行うには、多額の資金が必要と考えており、住宅再建に十分な支援が図られるよう、これまでも「被災者生活再建支援金」の拡充を繰り返し国に要望してきましたが、この要望の早期実現に向けて、限られた財源の中で、平成24年度に「被災者住宅再建支援事業」を岩手県独自の事業として創設しております。</p> <p>県としては、東日本大震災のような広域災害においては、本来、国において被災者の生活再建が十分に図られるよう制度設計を行うべきと考えており、被災者生活再建支援金の増額や震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大を、引き続き、国に対して、強く要望していきます。</p> <p>なお、申請期限については、住宅再建の進捗状況等を総合的に勘案し、市町村の意向も伺いながら、さらなる延長について検討していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国として復活し、社会保険被保険者も対象となるようにすること。</p>	<p>被災者の国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る医療費の一部負担金及び介護保険の利用者負担の減免措置への支援については、平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置について、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>3、グループ補助の拡充・改善をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。仮設店舗等の営業継続への支援と事業者の本設への支援策を講じること。</p>	<p>これまでも資材価格等の高騰に対応した追加措置など制度の拡充、改善を図っております。平成27年度のグループ補助金については政府予算案に盛り込まれていることから、県としても必要な予算を確保し、継続する予定であります。</p> <p>仮設店舗で営業を行っている事業者に対しては、専門家による販促指導や集客イベントへの助成を通じて売上向上やにぎわいの創出を支援するとともに、本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家や職員を派遣しながらグループ補助金の活用に必要な事業計画づくりを支援しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>4、JR東日本の責任で山田線・大船渡線の早期復旧を行うこと。JR東日本の理不尽な大船渡線の山側ルート案については撤回を求め、早期復旧を強く求めること。</p>	<p>JR山田線については、三陸鉄道による運営が決定したことから、関連するまちづくり事業等の内容を踏まえながら、早期の復旧に向けてJR東日本等の関係者間で協議を進めます。</p> <p>JR大船渡線については、JR東日本から、乗客の安全を確保するためには、山側にルート変更しなければ復旧が難しいとの意向が示されたことから、県では、現行ルートで復旧できない理由を明確に説明するようJR東日本に求めるとともに、国に対しても、その説明の場として、復興調整会議を早期に開催するよう要請しているところです。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>5、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で側溝汚泥の除去など徹底した除染と全面賠償を求めること。</p>	<p>側溝汚泥については、国に対して処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について、財政支援を拡大するよう要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東電に賠償を求めています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>5、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で側溝汚泥の除去など徹底した除染と全面賠償を求めること。</p>	<p>県ではこれまで、東京電力に対し、除染の実施に係るものを含む全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう強く求めるとともに、国に対しても、財政支援や東京電力への指導など必要な措置を講じるよう求めてきたところであり、引き続き、東京電力及び国に対して求めていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>6、国が責任を持って2016年度以降の地元負担なしの復興財源を確保するとともに、地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。</p>	<p>県は、これまでも機会を捉えて、自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりに関する事業を推進できるよう、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 集中復興期間の延長と復興財源スキームの早期提示 ② 復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保等の特例的な財政支援の継続 ③ 被災地の実情に応じて活用できる自由度の高い地方財源の確保のための取崩し型復興基金の積み増し ④ 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実及び確保等について、国へ要望を続けてきたところです。 <p>今後とも、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、必要となる費用の確実な予算措置を求めていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 1)被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険料・利用料等の免除措置を、県独自に来年度も継続実施すること。</p>	<p>県では、多くの被災者が、未だ応急仮設住宅等での不自由な生活を余儀なくされ、健康面や経済面での不安を抱えており、引き続き医療や介護サービス等を受ける機会の確保に努める必要があることから、県内統一した免除措置を講じるための財政支援を平成27年12月末まで継続します。</p>	保健福祉部	健康国保課、長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 2) 震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。</p>	<p>災害関連死については、市町村に対して、住民への広報の充実を要請するとともに、県の広報紙やホームページをはじめ、テレビ、ラジオ等の広報媒体、被災者向けのガイドブックを活用し、周知に努めてきたところです。 「災害関連死」の認定については、各市町村がご遺族からの申出をいただき、死亡に至るまでの状況をお聞きし、「災害関連死」の判断が難しい場合には、有識者により構成される「災害弔慰金等支給審査会」で審査を経た後、認定の判断をしているところです。 県では、「災害関連死」の認定にあたっては、避難生活を余儀なくされたことや、医療機関等の機能停止により、適切な治療などを受けられなかったことなどの状況を踏まえ、1件ずつ客観的な事実関係を明らかにし、総合的・多角的に判断しております。 また、再審査については、審査結果に影響する可能性のある新たな事実が明らかになった場合、審査会で再度審査を行うなど柔軟に対応しております。なお、被災市町村で審査できる体制については、国の通知を受け、自ら審査会設置を困難と判断した17市町村から県が依頼を受け、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を得て災害弔慰金等支給審査会の運営事務を受託しております。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>3) 震災関連の自殺、孤独死の防止のために、保健師の増員をはかり、継続的な見守り支援と心のケア対策、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。仮設団地と災害公営住宅に支援員を配置し、コミュニティと絆の確立に特別の対策を講じ、孤独死を防止するため、見守りが必要な世帯に対する訪問・支援体制を強化すること。</p>	<p>県では、被災者に対し継続して専門的ケアを実施する「こころのケアセンター」を設置し、専門職を配置しているほか、沿岸4保健所に被災地支援担当の保健師を1名ずつ増員し、市町村等関係機関との密接な連携のもと、個別相談や健康教育、人材育成等を行っています。</p> <p>また、生活支援相談員を社会福祉協議会に継続して配置し、活動範囲を応急仮設住宅のほか災害公営住宅等に拡大し、戸別訪問、安否確認や相談、見守り活動を行うとともに、保健医療や福祉サービス等への適切な橋渡し、サロン活動など住民同士の交流の場を提供による福祉コミュニティの再生に努めていきます。</p> <p>さらに、求められる支援や相談内容の多様化に対応できるよう、相談員の資質向上のための研修にも取り組んでいきます。</p> <p>なお、共同農園の設置運営による高齢者の新たな役割や生きがいづくりの創出など市町村が実施する孤立化防止対策をはじめとした様々な高齢者の生活支援等の事業に対し補助を行う「被災市町村地域支え合い体制づくり事業費」を措置しているほか、災害公営住宅への移行後の入居者の見守り・コミュニティ形成支援体制の構築を図るため「仮設介護・福祉サービス拠点づくり事業費」を措置しています。</p>	保健福祉部	保健福祉部	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>4) 増大する暖房費などを援助するために、被災地福祉灯油等特別助成事業は内陸の被災者を含め実施すること。</p>	<p>県では、平成26年度、沿岸被災市町村のうち高齢者等の低所得世帯を対象に福祉灯油事業を実施する市町村に対しては、平成23年度から平成25年度と同様に重点的な財政支援を行う必要があると判断し、その経費の一部を補助する「被災地福祉灯油等特別助成事業」を実施しています。</p> <p>なお、被災により内陸に避難している世帯についても、福祉灯油の対象となる要件を満たし、かつ、沿岸市町村が助成する場合には、県補助の対象とする取扱いとしています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>5) 防災集団移転事業による自治体への土地買い上げが所得とみなされ、住民税、国保税、介護保険料が大幅に引き上げとなり、居住費・食事代の補足給付の軽減措置が受けられなくなるなどの事態が生じています。国に所得とみなさない特例措置を強く求めるとともに、県独自にも可能な対策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波被災地の防災集団移転促進事業に協力して土地譲渡等をしたにもかかわらず、譲渡代金等が一時所得とみなされ、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料に影響し、被災者の費用負担増となる場合があることから、県では、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の算定にあたり特例措置を講じ負担軽減を図るよう、国に要望しています。</p> <p>また、防災集団移転促進事業による土地譲渡等であっても、当該所得は合計所得金額の算定にあたり租税特別措置法による特別控除の対象とならないことから、翌年度の保険料段階が変わり介護保険料が増額となるほか、特定入所者介護サービス費にも影響し負担増となる事例が生じていることから、負担増に対する軽減を行うことができる特例的な取扱いを国に要望しています。</p>	保健福祉部	健康国保課、長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>5) 防災集団移転事業による自治体への土地買い上げが所得とみなされ、住民税、国保税、介護保険料が大幅に引き上げとなり、居住費・食事代の補足給付の軽減措置が受けられなくなるなどの事態が生じています。国に所得とみなさない特例措置を強く求めるとともに、県独自にも可能な対策を講じること。</p>	<p>県では、防災集団移転促進事業を所管する国土交通省に対して、個人住民税の均等割や国保税といった社会保障制度に影響しないよう、譲渡所得の特例措置を申し入れています。</p> <p>今後も、被災者の負担軽減のため引き続き取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>6) 義援金や災害弔慰金等の受給を理由とした生活保護の打ち切りは中止すること。</p>	<p>義援金等の生活保護制度における取扱いについては、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち、「当該被保護世帯の自立更生に当てられる額を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定すること。」とされています。その取扱いにより、生活保護が停止又は廃止された世帯については、実施機関から報告を受けていますが、各実施機関においては、被災者である被保護世帯に対し、義援金等の取扱いについて説明を行った上で自立更生計画書の提出を受け、ケース診断会議などで保護の可否を組織的に検討しています。また、保護廃止決定を行う場合にも、再び保護申請が必要な場合には相談や申請を行うよう助言するなど、適切な対応に努めています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 7) 仮設住宅等の被災者の通院・買い物等の交通の確保のために、ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>市町村では、仮設住宅等と病院、商店、公的機関の交通確保のための調査及び実証運行に要する経費を補助する国の調査事業等を活用し、被災者のニーズ調査結果等を踏まえながら、バス路線の見直しや新設により被災者の交通を確保しているところであり、県では、市町村の取組が円滑に進むよう、有識者による助言や情報交換の機会を設けるなど、関係機関と調整しながら支援を行っているところです。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 8) 仮設住宅団地と災害公営住宅の集会所・談話室は、テレビ、椅子・机の設置など入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。仮設住宅の集約化は被災者に配慮して慎重に行うこと。</p>	<p>応急仮設住宅団地の集会所・談話室については、市町村の要望に基づく整備をしたところですが、災害救助費による対応は、平成23年度限りとされており、新たな整備は、困難な状況にあります。 ただし、入居者の退去により空室となった応急仮設住宅を談話室として活用することは可能ですので、市町村にご相談ください。 また、テレビの設置については、日本赤十字社をはじめとする各種団体のご協力をいただき、対応してきたところです。 なお 正月やお盆などにおける、集会所等への、家族等の宿泊については、市町村及び自治会の判断により柔軟に対応していただくよう助言しているところです。市町村に御相談ください。 応急仮設住宅の集約化については、市町村において、被災者の住宅再建の意向を丁寧に把握するとともに、災害公営住宅等の整備及び市町村のまちづくり計画を踏まえ、計画的に進められるよう依頼しているところです。 また、県では、応急仮設住宅の集約に伴う移転費用については、被災者の負担軽減が図られるよう、市町村への補助について平成27年度当初予算に計上しているところです。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 8) 仮設住宅団地と災害公営住宅の集会所・談話室は、テレビ、椅子・机の設置など入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。仮設住宅の集約化は被災者に配慮して慎重に行うこと。</p>	<p>災害公営住宅については、入居者が交流し、自主的な活動ができるよう集会所を整備しています。備品については入居者負担が原則と考えていますが、交流活動に必要な椅子や机などについては、自治会活動に対しての補助制度（一財）自治総合センター:コミュニティ助成事業)について、市町村に周知、活用検討を促したところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 1) 住宅の建設費が高騰(坪当たり約7万円)しており、被災者の住宅再建に、県独自にさらなる支援を強化し200万円以上(現行100万円、市町村と共同、11月末現在4,219件)に拡充すること。申請期日については被災者の要望がある限り延長すること。</p>	<p>県では、被災された世帯が住宅再建を行うには、多額の資金が必要と考えており、住宅再建に十分な支援が図られるよう、これまでも「被災者生活再建支援金」の拡充を繰り返し国に要望してきましたが、この要望の早期実現に向けて、限られた財源の中で、平成24年度に「被災者住宅再建支援事業」を岩手県独自の事業として創設したところです。 県としては、東日本大震災のような広域災害においては、本来、国において被災者の生活再建が十分に図られるよう制度設計を行うべきと考えており、被災者生活再建支援金の増額や震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大を、引き続き、国に対して、強く要望していきます。 なお、申請期限については、住宅再建の進捗状況等を総合的に勘案し、市町村の意向も伺いながら、さらなる延長について検討していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 2) 被災者生活再建支援金は現行300万円を500万円以上(大規模半壊は400万円)に引き上げるよう国に強く求めること。申請期日の延長を求めること。</p>	<p>県では、被災された世帯が住宅再建を行うには、多額の資金が必要と考えており、住宅再建に十分な支援が図られるよう、これまでも「被災者生活再建支援金」の拡充を繰り返し国に要望してきましたが、この要望の早期実現に向けて、限られた財源の中で、平成24年度に「被災者住宅再建支援事業」を岩手県独自の事業として創設しております。 県としては、東日本大震災のような広域災害においては、本来、国において被災者の生活再建が十分に図られるよう制度設計を行うべきと考えており、被災者生活再建支援金の増額や震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大を、引き続き、国に対して、強く要望していきます。 なお、申請期限については、住宅再建の進捗状況等を総合的に勘案し、市町村の意向も伺いながら、さらなる延長について検討していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 3) 県の生活再建住宅支援事業費補助、バリアフリー・県産材活用への補助制度の周知徹底をはかり、積極的な活用を推進すること。被災者の要望がある限り事業を継続すること。</p>	<p>市町村との連携のもと、住宅再建相談会の開催回数を増やすなど周知の徹底を図り、積極的に活用していただくよう取り組んでいます。事業期間については、事業の利用状況などを踏まえながら、今後検討していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 4) 地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅(11月末現在、875戸、うち被災者分275戸)の普及をはかり、地元業者の取り組みを支援すること。住宅建設の需要拡大に対応する供給体制の確立に取り組むこと。</p>	<p>県では、民間団体や行政機関等からなる岩手県地域型復興住宅推進協議会を通じた取組や、住宅再建に関する相談会及び展示相談会の開催などにより、地域型復興住宅の普及を図るとともに、建設を促進しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 5) 希望者が全員入居できる災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。1247戸(9月末現在)に増加した木造戸建て・長屋方式の公営住宅の建設を重視し、集落とコミュニティを維持した公営住宅の建設を行うこと。集合住宅についてもできるだけ県産材を活用すること。</p>	<p>災害公営住宅の整備は県と市町村が連携して進めており、必要戸数についても被災者の意向調査を基に市町村と協議しながら計画しています。 また、整備に当たっては、地域の実情等に応じた多様な住宅の供給を推進する方針としており、立地特性等に応じて、長屋や木造での整備を検討しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 6) 自力で住宅の確保が困難な高齢者や障害者のためにグループホーム型公営住宅の整備を進めること。</p>	<p>県では、グループホーム型仮設住宅の運営費補助に対する補助について予算措置し、当該運営を支援しています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>保健福祉部長寿社会課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 6) 自力で住宅の確保が困難な高齢者や障害者のためにグループホーム型公営住宅の整備を進めること。</p>	<p>福祉対応型の住宅については、意向調査等により地域のニーズを的確に把握したうえで、整備の主体や手法等について市町村と十分に協議しながら、計画を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 7) 金融庁・東北財務局の通知<2013年12月10日>に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底をはかること。相談・申請の3分の2が排除されている住宅の二重ローンの解消(相談件数1,052件、債務整理成立件数294件、準備中60件、合計354件、12月5日現在)に積極的に取り組むとともに申請者の多数が対象となるよう改善を求めること。弁護士等による相談活動を強化すること。原則730万円の収入基準の見直しを求めること。</p>	<p>金融庁・東北財務局の通知に基づき、各金融機関では、住宅ローンの利用者に対し、ガイドラインの利用案内を改めて送付し、相談を促していると聞いております。また、県においても、ガイドラインの利用促進に向け、県政広報の活用などにより、様々な機会を捉え、繰り返し被災者への周知に努めてきたところです。 また、沿岸4地区に設置した被災者相談支援センターに弁護士を配置し、継続的に相談対応を行ってきたほか、被災地で開催されている住宅再建相談会においても弁護士相談を実施しており、相談活動の強化に努めております。 なお、被災者の債務整理を確実に促進するためには、制度の運用の見直しはもとより、法整備を含む新たな仕組みの構築が重要であり、これまでに引き続き、あらゆる機会を捉え、国に対し繰り返し、個人の二重債務解消に向けた支援を要望していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 8) 仮設住宅の空き室については、Uターン・Iターンしてきた家族等も活用できるように、県としても積極的に取り組むこと。(11月末実績、5市町村112戸)</p>	<p>応急仮設住宅の目的外使用は、被災者以外の方々に応急仮設住宅に入居させたいとの要望を受け、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、その使用を許可することにより、被災者以外の方が応急仮設住宅へ一時的に入居できるよう実施しております。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保―再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること 1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 1)グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう大幅に拡充すること。事業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。</p>	<p>グループ補助事業については、商工団体と連携して、復興事業計画の作成や計画の熟度を高めるための支援を行い、できるだけ多くの事業者が補助金を活用できるよう取り組んでおります。 交付決定事業者には、資金調達の負担を軽減し、補助事業を迅速に進められるよう、前金払いにも、きめ細かく対応しております。 また、事業者が抱える経営課題の解決を図るため、商工団体と連携して、専門家による指導助言など支援策を講じているところです。 グループ補助金事業や、被災事業者への支援策については、平成27年度も引き続き実施することとしており、当初予算案に盛り込んでいます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>2)グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること。</p>	<p>グループ組成が困難な小規模事業者にも、認定済みグループに追加することによりグループ補助金を活用することは可能となっております。</p> <p>また、事業者単独での申請でも補助金の活用が可能な制度として、沿岸地域の市町村と連携して、事業者の復旧経費に対する補助事業を実施しています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>3)362か所1,811区画となる仮設店舗・施設については、実態調査を行い、経営支援策を強化すること。本設への抜本的な支援策を講じること。仮設店舗等の3年後の使用と地代などの支援を継続し、解体費用について国が責任を持って対応するように求めること。</p>	<p>仮設店舗・施設については、いわて希望ファンドの活用を促すなどして売上向上やにぎわい創出を支援しています。また、本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家や職員を派遣しながらグループ補助金の活用に必要な事業計画づくりを支援しています。</p> <p>仮設店舗等の使用期間や地代については、設置主体である市町村が土地利用計画など地域の実情を踏まえて管理運営を行っています。</p> <p>仮設店舗の解体費用については、今年度から国の助成制度が創設されたところであり、今後とも国の動向等について情報収集を行っていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>4)県の中小企業被災資産復旧費補助については、内陸の被災事業者も対象に拡充し、継続実施すること。</p>	<p>沿岸地域の市町村においては、東日本大震災津波により甚大な被害を受けており、地域経済の再生を図っていくには、被災事業者の復旧を迅速に進めることが必要であることから、沿岸地域の市町村を対象として、中小企業被災資産復旧費補助を行っているものです。</p> <p>平成27年度も復旧費補助制度を継続することとし、当初予算案に盛り込んでいるところであり、今後も、沿岸地域のまちづくり事業の進捗状況を踏まえ、当分の間は継続できるよう検討していくこととしています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>S その他</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>5) 被災地での基幹産業である水産加工業など食料品製造業では震災前と比べて雇用保険被保険者数が1484人減少しており、地場産業の再建・復興と合わせて雇用の確保に特別の取り組みを強化すること。</p>	<p>被災地の雇用の確保については、企業見学会や面接会等の企業と求職者のマッチング促進や企業向けセミナーの開催による職場定着の支援を行っており、平成26年度は地域外からの人材確保のため、メッセージムービーやウェブサイトを活用した取組を行ってきたところです。</p> <p>平成27年度においても、これらの取組を継続するとともに、大手就職情報サイトを初めて活用する中小企業への経費補助など、企業の求人情報発信の支援やU・Iターンの促進など、地域外からの人材確保に取り組みます。併せて、沿岸地域に所在する事業所については、事業復興型雇用創出助成金による支援を引き続き行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>6) 仮設団地や災害公営住宅など被災者の生活支援に関わる緊急雇用事業を拡充・継続すること。事業復興型雇用創出事業費補助は、すでに被災者を再雇用した場合も遡及して対象とすること。新規採用を条件にしないよう改善を国に求めること。被災者の生活を支援し、事業の再生に結びつく安定した雇用の創出に取り組むこと。</p>	<p>県では、震災等緊急雇用対応事業の事業実施期間の延長等を国に要望してきたところです。先日閣議決定された平成27年度政府予算案においては、沿岸地域での事業実施期間が1年延長されたところであり(「震災等対応雇用支援事業」に事業名称が変更)、引き続き、被災者支援に必要な事業等に活用します。</p> <p>また、事業復興型雇用創出事業については、事業実施期間の延長及び要件緩和等を国に要望してきたところですが、平成27年度政府予算案においては、沿岸地域での事業実施期間が1年延長されたものの、要件緩和については改正は行われていない状況です。引き続き、国からの情報収集に努めるとともに、長期・安定的な雇用の創出に取り組みます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>7) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員をはかること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。</p>	<p>平成27年度は本格復興に邁進していくための体制整備を図ることとし、職員採用は、平成26年度並みの140人程度を採用する予定としています。</p> <p>また、任期付職員は、被災市町村に派遣する分を含め70人程度の採用を予定しております。</p> <p>更に、全国からの応援職員の確保については、平成26年11月に195人の派遣要請を全国知事会等を通じ行っており、平成27年2月10日現在で170人程度の応諾状況となっています。</p> <p>他自治体からの応援職員の健康管理については、本県で健康診断を実施のうえ健診結果の活用・生かし方を周知するとともに、健診データが悪化している職員や長時間労働による健康障害が危惧される職員に対する産業医指導・個別相談を行ってまいります。</p> <p>また、応援職員の心のケア対策については、メンタルヘルスチェックを行い、結果に応じて精神科嘱託医や臨床心理士による巡回メンタル健康相談や健康管理サポート研修等を行うとともに、ストレス要因の排除対策等にも取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>1) 二重ローンを抱えるすべての事業者を対象に、相談活動を強化し、迅速に債権の買い取りを進めること。既存債務を凍結・減免し、新規融資を早急に行うこと。金融機関に返済猶予の延長を求めること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、仮設店舗等への個別訪問や県内事業所へのDM発送により、センター業務の紹介や支援ニーズの調査等を実施しています。その結果、平成26年度(H27.1月末現在)の相談受付件数は175件と、前年度実績(84件)を大きく上回り、累計相談件数は671件となっています。</p> <p>センターでは、被災事業者の早急な事業再建を図るため、債権買取や長期返済猶予、新規融資等について金融機関と協議・調整を行っており、これら支援件数は163件(うち債権買取は100件、H27.1月末現在)となっております。また、国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構における支援件数は135件(H27.1月末現在)であり、県内事業者には累計298件の支援を行っております。</p> <p>県としても、引き続き、相談センターや震災支援機構と連携し、多くの事業者が円滑に支援が受けられるよう努めてまいります。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>2) 岩手県産業復興相談センターの機能を拡充し、被災事業者の立場に立った支援を強化すること。岩手県産業復興機構は事業者を選別することなく、98件(10月末現在)にとどまっている債権の買い取りの対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、税理士、中小企業診断士、金融機関職員など経営・金融の専門家が常駐し、債権買取等の支援が円滑に行われるよう、事業再生計画の策定支援や債権者との協議・調整などきめ細かく対応しています。</p> <p>土地区画整理事業が進展し、本設移転が本格化すると、被災事業者の資金需要の増加が予想されることから、被災事業者を支援できるよう取組を進めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>3) 東日本大震災事業再生支援機構の債権買い取りも128件(10月末現在)にとどまっており、債権買い取りの取り組みを抜本的に強化すること。</p>	<p>東日本大震災事業者再生支援機構では、宮古市、大船渡市に現地事務所を設置し、本県沿岸の被災地において直接相談対応しているところです。</p> <p>岩手県産業復興相談センターの相談案件であっても、営業拠点が広域にある事業者などについては、案件を震災支援機構に引き継ぐこととしており、同機構とセンターとで相互に連携・補完し、二重ローン問題の解決がさらに進むよう取り組んでいるところです。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>1) 漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。</p>	<p>水産業の復興に向けては、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んできたところであり、その結果、漁業・養殖業の生産再開が進み、被災した水産加工事業所の8割が事業を再開するなど、本格的な水産業の復興に向けて、一定の基盤が整ってきたところです。</p> <p>今後は、引き続き、漁船等の生産基盤や流通・加工関連施設の復旧・整備を支援するとともに、復旧した施設等を有効に活用して、一層の生産回復を図るほか、漁獲から流通・加工までの一貫した高度衛生品質管理体制の構築等に取り組み、水産物の販路の回復・拡大を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>2) 希望する漁船の確保(10月末で整備6,444隻、稼働可能漁船数10474隻、震災前の78.9%)を進めること。漁船確保への補助を継続実施するよう国にも求めること。</p>	<p>漁船の確保に関しては、漁業者等の要望に基づき整備を支援してきたところであり、平成27年1月末現在、補助事業により整備した新規登録漁船に、被災を免れた漁船と自力復旧など補助事業によらない新規登録漁船を加えた使用可能な漁船数は約10,500隻となり、震災前の約7割が確保されたところです。</p> <p>今後も引き続き、漁業者等の要望を踏まえながら漁船の確保に向けた支援に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>3) 養殖施設の整備(10月末で17,356台、震災前の67.1%)を引き続き進めること。</p>	<p>養殖施設の整備に関しては、漁業者等の要望に基づき支援を進めてきたところであり、平成27年1月末現在、補助事業により約17,400台が整備され、震災前の7割近くが確保されたところです。</p> <p>今後も引き続き、漁業者等の要望を踏まえながら支援を進めるとともに、養殖生産量の回復に向けて、漁場の有効利用が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>4) がんばる漁業・養殖復興支援事業(10月末、39件の計画認定)の取り組みを推進すること。申請の簡素化をはかること。漁民の所得確保対策を講じること。</p>	<p>がんばる漁業・養殖復興支援事業については、事業計画の策定段階から助言や指導等に当たるとともに、現在は計画の実施についてフォロー等に努めているところであり、今後も漁業者等の要望を踏まえながら支援に取り組んでいきます。</p> <p>漁業者の所得確保対策に関しては、各漁協による地域再生営漁計画の策定・実行支援を通じて、経営の規模拡大や効率化、生産物の付加価値向上などを図ることにより、生産性・収益性の高い漁業経営体の育成に向けて取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>5) サケふ化場の再建とともに放流事業の改善に取り組み、サケ資源の確保を進めること。アワビ・ウニの種苗生産施設の再建整備に取り組むこと。</p>	<p>サケふ化場に関しては、復旧予定の20ふ化場の整備は平成26年度で完了する見込みで、28年春には県内のサケ稚魚放流数は概ね震災前の水準まで回復が見込まれます。</p> <p>また、サケ資源の回復に向けて、国等の研究機関と連携した調査・研究、ふ化場における適正な飼育管理の徹底や親魚確保対策等に取り組んでいるところです。</p> <p>アワビ等種苗生産施設は、県有2施設、漁協所有3施設の復旧・整備が完了しており、ウニは26年には震災前と同規模の種苗数を生産し提供しています。アワビは、27年放流分から震災前を上回る種苗数が確保される見込みとなっています。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>6) ワカメ等の風評被害対策を強化し、再生産可能な価格対策を講じること</p>	<p>県では、首都圏や関西圏を中心に、生活情報誌への県産食材の記事掲載、生産者の一生懸命な姿をPRする鉄道中吊りポスターの掲出、シェフ等を対象とした産地見学会の開催などを通じて、県産農林水産物の安全・安心や産地の魅力の発信に取り組んでいます。</p> <p>また、震災以降、売上が縮小しているワカメ等の水産物の販路回復・拡大を図るため、関西圏でのフェア開催、水産物の輸出拡大が期待される東南アジアへの販路開拓により、県産水産物等のブランド化を図っていきます。</p> <p>今後とも、消費者の信頼を確保し、県産農林水産物の販路回復・拡大に向けた取組を行っていきます。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>7) 小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。</p>	<p>小型漁船漁業の振興策について、県では、漁業関係者等と連携しヒラメ等の放流による資源増大に取り組んでいます。</p> <p>このほか、国が資源管理に取り組む漁業者の経営安定対策事業や、燃油高騰に対応する漁業経営セーフティーネット構築事業による所得補償を行っており、県は小型漁船漁業者がこれら事業を活用できるよう支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>8) 固定資産税の減免など漁協に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。</p>	<p>固定資産税の減免については、沿岸被災12市町村に対し、漁協が組合員の代わりに取得した漁船、漁具・漁網、養殖施設について、被災代替資産取得特例と同等の減免措置を講ずるよう助言し、各市町村において措置されたところです。</p> <p>また、各漁協が補助事業や負債整理資金の活用などを内容として策定した復興再生計画について、計画が着実に実行されるよう関係団体と連携しながら、進捗管理や現地指導を通じた支援を行っているところです。</p> <p>水産業復興特区(漁業権の免許に関する特別措置)については、本県水産業が沿岸地域の集落を形成し、地域コミュニティの中心となって発展してきたことから、地域コミュニティの再生のためにも、水産業の中核をなし、漁業権の管理主体でもある漁協を核として、漁業、養殖業の復興に取り組んでいく考えです。</p>	農林水産部	団体指導課 水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>9) 被災した108漁港の早期再建整備に取り組むこと。</p>	<p>本県水産業は、生産の場としての漁港と生活の場である漁村が一体的な関係を保ちながら成り立っていることから、漁港の早急な復旧・整備が重要と認識しています。こうしたことから、本県では、水産業の復興やまちづくりの方向性と整合を図りつつ、漁協等関係団体や市町村と十分協議しながら、被災した108漁港の早期復旧完了に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意思のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、被災地沿岸の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>10) 被災農地、沿岸717ha(当面着工可能な450haのうち434ha完了)の早期復旧と整備に取り組むこと。</p>	<p>沿岸部の津波により被災した農地や農業用施設については、県が被災市町村からの要請を受け、事業主体となって復旧を進めています。復旧対象農地717haのうち工事着手可能となった農地については、27年1月までに441haの復旧を完了しており、今後も他の整備計画等との調整が済んだ農地を順次復旧していきます。</p> <p>また、沿岸地域には、区画が小さく農道や水路が未整備な農地が多いことから、農業生産基盤の復旧整備に当たっては、地元要望を踏まえつつ、復興交付金事業の導入によりほ場整備と農地の利用集積を一体的に進めることとし、より生産性・収益性の高い農業の実現を支援していきます。</p>	農林水産部	農村建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅳ、被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>1) 被災した県立高田病院、大槌病院、山田病院を早期に再建整備すること。病院の規模・機能については病院関係者と地域住民の要望を踏まえ決めること。医師確保に全力で取り組むこと。</p>	<p>被災した沿岸の県立3病院(大槌、山田、高田病院)の再建については、平成25年3月及び8月に公表した再建方針に沿って、大槌病院及び山田病院は平成28年度、高田病院は平成29年度の開院を目指し取組みを進めています。</p> <p>再建方針では、それぞれ、診療科は内科・外科を基本とし、これまでの外来診療機能を維持すること、救急機能は診療時間内の一次救急を基本とすること、リハビリ機能は、入院患者を中心とした維持期のリハビリを提供することを基本方針とするほか、大槌病院及び山田病院は50床程度、高田病院は50～60床程度を病床規模と定めているところです。</p> <p>なお、大槌病院については、1病棟50床とし、平成26年7月に建築工事等契約を締結し、現在、工事を進めているところです。山田病院については、平成26年12月で建築設計業務が完了し、現在、工事入札手続中です。</p> <p>高田病院については、本年度、地元陸前高田市において用地買収及び造成を進め、その進捗も踏まえながら、医療局において病院設計を行うこととしており、現在、プロポーザル方式による設計者選定を進めているところです。被災した3病院の再建にあたっては、今後とも各市町と緊密に連携しながら早期再建に向け取組みを進めていきます。</p> <p>また、医師の確保については、引き続き、関係大学に医師の派遣を要請するほか、平成28年度以降に本格化する奨学金養成医師の効果的な配置や即戦力となる医師の招へい活動等により医師の絶対数の確保に努めるとともに、圏域の基幹病院及び圏域を越えた県立病院との連携や地元医師会との連携を進め、必要な診療体制の確保に努めていきます。</p>	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>IV、被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>2) 被災した民間医療機関への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。</p>	<p>被災した医療機関の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助の対象とならない被災医療機関については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開に要した経費に対する補助のほか、早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>IV、被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>3) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。</p>	<p>被災した介護施設14施設については廃止した1施設を除き13施設再建されましたが、被災地においては介護職員の確保が厳しく、一部施設では段階的な再開を図っていることから、新規採用職員用の住宅確保や就労支度金に要する経費の支援などを行い、介護人材の確保に努めています。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>IV、被災した県立病院を早期に再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>4) 被災した障害者と就労支援事業所等の職員確保と生産活動等への支援を強化すること。</p>	<p>本県では、被災により自主生産製品の販売経路喪失や請負業務の打ち切りなどの影響を受けた就労支援事業所等を支援するため、被災失業者を雇用し事業所における創作活動や生産活動等を支援する事業を、平成25年度から実施しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>1) 防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めること。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>現在、被災市町村では、住民との合意形成を図りながら、早期の住宅再建に向けて防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めているところです。</p> <p>また、県では、まちづくり協議会等の住民団体からの要請に基づき、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣する「復興まちづくり活動等支援制度」を平成24年度に創設し、住民主体のまちづくり活動を支援しています。</p>	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>1) 防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めること。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>漁業集落防災機能強化事業の事業主体である市町村では、専門的な知識を有するコンサルタント等とともに地域住民との懇談会などで出された意見・要望を聞き取り、合意形成を図りながらまちづくりを推進してきております。</p> <p>県といたしましても、国等と協力しながら、まちづくり事業に関する協議会等において助言等を行ってきており、今後とも、市町村と緊密な連携を図り、漁業集落の高台移転等が円滑に進むよう支援していきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>2) 高台集団移転等に当たっては、集落・コミュニティの維持を基本に、持ち家の再建と災害・公営住宅をセットで整備することを重視すること。</p>	<p>災害公営住宅の整備に当たっては、早期の建設を目指すとともに、コミュニティ維持のほか、多様なニーズや地域性に配慮した住まいづくりを進めていきます。</p> <p>また、持ち家と公営住宅のセットでの整備については、市町村のまちづくりと連携して進めていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意で進めること</p> <p>3) 津波で浸水した市街地やまちの再建は、二度と住民の命が損なわれないように、津波災害だけでなく、大雨洪水や土砂災害の危険なども総合的に検討し、ハード、ソフトの両面を組み合わせた安全なまちづくりを、住民合意で進めること。</p>	<p>津波等の専門家から構成された岩手県津波防災技術専門委員会の意見等を踏まえ、「比較的発生頻度の高い津波(数十年から百数十年)」に対しては、施設整備により人命・財産や種々の産業・経済活動などを守り、「最大クラスの津波」に対しては、住民の避難を軸として土地利用・避難施設の整備などハード・ソフトを総動員するという多重防御の考え方にに基づき取り組んでいます。</p> <p>なお、洪水や土砂災害の危険性も考慮しながら市町村が行うまちづくりと調整を図るとともに、施設の整備に当たっては、地域住民、市町村、国と話し合いながら進めています。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意を進めること</p> <p>4) 地盤のかさ上げや防災集団移転事業は、全額国庫負担とし、被災宅地の買い上げは、被災者が住宅再建できるように震災前の価格を基本とすること。まちづくりの事業によって被災者に対する支援に格差が生じないように制度の改善を求めるとともに、県としても独自の支援策を講じること。</p>	<p>東日本大震災に係る復興交付金事業として土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を実施する場合、通常時の補助に加え、地方負担分の1/2は追加的に国庫補助され、残りの1/2は震災復興特別交付税により手当てされることから、基本的には地方の負担は生じないこととなっています。</p> <p>防災集団移転促進事業の実施に当たり、移転促進区域内の宅地等を買取る際の価格の評価については、一般の公共事業により用地を取得する場合と同様に、契約締結時における適正な価格により算定することとされています。</p> <p>まちづくり事業については、それぞれの目的を持って事業が創設されたものであり、実施メニューが異なるとともに、被災者向けの支援内容が必ずしも一様となっていないため、市町村では、震災復興特別交付税を活用した独自の支援を行っています。</p> <p>また、県及び市町村では、被災者が住宅の新築、補修又は改修及び宅地復旧を行う場合に、費用の一部を補助する独自の支援を行っています。</p>	県土整備部	都市計画課	S その他
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意を進めること</p> <p>5) 復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化をはかること。</p>	<p>復興事業に伴う埋蔵文化財調査がピークを迎えた平成26年度は、文化庁等の調整により、下半期で県と市町村に全国及び内陸市からのべ31名、県埋文センターには県外法人から6名と県全体でのべ37名の専門職員が派遣され対応しているところです。復興事業に係る埋蔵文化財調査は平成27年度も継続することから、引き続き調査体制の強化を図るため、専門職員の派遣については継続して国に要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意を進めること</p> <p>6) 防潮堤の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりにあわせて、防潮堤を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいます。</p> <p>なお、防潮堤の高さは、まちづくりと密接に関連するものなので、今後はまちづくり計画の大幅な変更がない限り、見直す予定はありません。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>V、高台移転や都市区画整理事業などのまちづくりの再建—住民合意を進めること</p> <p>7)「用地取得についての特例措置」について、積極的に活用するとともに、さらなる改善を国に求めること。</p>	<p>用地の確保については、改正復興特区法の施行を受け、用地取得の迅速化のため、庁内の部局横断組織として「用地取得特例制度活用会議」を設置し、県事業のみならず市町村事業の支援も含め、取組んできたところです。</p> <p>用地取得の迅速化が復興事業の早期着手に繋がるものであることから、引き続き、制度の活用も含め、積極的に取り組んで参りたい。</p> <p>なお、今後も、復興の加速化のため、現場での声をしっかりと聴きながら、県にできることは県でしっかり取り組み、また、国に要望すべきものは、しっかりと要望していくことで、一日も早い復興を遂げられるよう、進めていきたい。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を</p> <p>1) JR東日本の責任でJR大船渡線・山田線の早期復旧を行うよう求めるとともに、政府に強く働きかけること。JR山田線については関係自治体の合意を踏まえ早期復旧に取り組むこと。JR大船渡線については、気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄路での運行再開を求めるとともに、理不尽な山側ルート計画(事業費400億円、うち地元負担270億円)の撤回を求めること。</p>	<p>JR山田線については、三陸鉄道による運営が決定したことから、関連する復興まちづくり事業等の内容を踏まえながら、早期の復旧に向けてJR東日本等の関係者間で協議を進めます。</p> <p>JR大船渡線の気仙沼から陸前矢作間について、JR東日本は、利用者が少ないことから部分的な再開は考えておらず、復旧させる場合は全線一括で行いたいとの考えを示しています。山側へのルート変更案については、現行ルートでは復旧できない理由を明確に説明するようJR東日本に求めるとともに、国に対しても、その説明の場として復興調整会議を早期に開催するよう要請しているところです。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を</p> <p>2) かさ上げやルート変更による経費については、国の責任で経費の負担措置を行うこと。</p>	<p>県では、沿線市町と連携しながら、国に対しJR線復旧のための財政支援措置の要請を重ねてきたところであり、JR山田線復旧に係る鉄道の嵩上げなどのかかり増し費用約70億円については、概ね目途がつつあると認識しています。</p> <p>今後、財政支援の対象とならない箇所が発生する場合は、国に対し、支援の働きかけを行っていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を</p> <p>3) 代替の交通確保にJRは責任を持ち、早朝、夜を含めた必要な便数を確保すること。大船渡線でのBRTの運行はあくまで鉄路復旧までの間の代替交通であり、きめ細かいルートとすること。</p>	<p>JR山田線の代替交通については、路線バスの振替輸送により、一定程度確保されている状況にありますが、更なる利便性向上に向け、今後も引き続き関係市町、バス事業者及びJR東日本との協議を継続していきます。</p> <p>JR大船渡線の代替交通については、BRT仮復旧により確保されていますが、復興まちづくりの進捗に合わせて、その地域に適したルートとなるよう、引き続き協議を継続していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅶ、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>1) 防潮堤の高さや水門の整備については、安全の確保とともにまちづくりの計画、漁業や観光、環境との共生など総合的な検討を行い、地域住民との協議と合意に基づいて進めること(19ヶ所22地区で防潮堤の高さを見直し)。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりとあわせて、防潮堤を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいます。</p> <p>なお、防潮堤の高さは、まちづくりと計画策定の過程で、頻度の高い津波に対する安全度が確保される場合などには、地域の意向や他地区への影響を確認したうえで、防潮堤の高さを最大値より低くした箇所もあります。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅶ、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>2) 大船渡・釜石の湾口防波堤については、津波による被災状況の検証を行い、漁業への影響なども含め、地域住民に情報を公開し、住民の協議と合意を踏まえて進めること。</p>	<p>湾口防波堤の防災効果等については、国において「東日本大震災による被害状況と津波防災施設の役割の評価」に係る検証が行われ、「中間とりまとめ」において、「防波堤には、①津波高を低減、②港内の水位上昇を遅延させて避難時間を確保、③流速を弱め破壊力を低減させる効果がある。」と報告されており、機能したことが分かっています。</p> <p>また、国、県、地元市や港湾利用者などにより策定された復旧・復興方針では、大船渡・釜石の湾口防波堤について5年以内の復旧を目標としていることから、地域住民の理解を得ながら湾口防波堤の早期復旧について国に対して強く要請していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅶ、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>3) 総事業費1兆1400億円余に及ぶ復興道路については、その必要性、緊急性を精査し、見直しを含め計画的に進めること。あくまでも生活再建と生業の再生を最優先に優先順位を定め復興事業を進めること。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。県ではこれらの復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興基本方針」に沿って、着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間である平成30年度までに全線開通することを国に対し要望しています。</p> <p>県としては、引き続き、関係市町村と連携を図りながら、復興道路の早期整備、予算の確保について、国に対し強く働きかけていきます。</p> <p>なお、道路事業については、復興道路を補完する復興支援道路、復興関連道路の整備のほか、沿岸市町村のまちづくりと一体となった「まちづくり連携道路整備事業」についても最優先で整備を進めています。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>1) 県として子どもの医療費助成を現物給付に、中学校卒業まで拡充すること。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議のうえ、未就学児及び妊産婦を対象とした窓口負担の現物給付と併せて、小学校卒業(入院のみ)まで助成対象を拡大することとしています。</p> <p>医療費助成の対象を更に拡大するためには、多額の県費負担が見込まれるところであり、県単独政策において、県立病院等事業会計負担金が多額になっていることなどから、現在の厳しい県財政の状況の中では、助成対象を更に拡大することは直ちには難しいと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>2) 全壊した県立高田高校の再建整備をグラウンド整備を含めできるだけ早期に行うこと。通学やクラブ活動などの交通の確保を行うこと。</p>	<p>【交通確保】</p> <p>通学については、現在県教委で通学バスを運行しており、平成27年度の新校舎での授業再開以降は、公共交通機関(BRT)等を主体とした通学に変更します。通学に対応可能なダイヤ、運行本数を確保するよう、JR東日本に要望しているところであり、通学の足の確保に努めていきます。</p> <p>また、クラブ活動の交通確保については、新校舎と旧大船渡農業高校グラウンド等の部活動場所の間を移動するためのスクールバスを運行し、クラブ活動を行う生徒を支援していきます。</p> <p>【グラウンド整備】</p> <p>グラウンド整備については、校舎等の主要施設と並行し平成27年2月に仮設グラウンドが整備され、4月からは新校舎、及び整備した仮設グラウンドでの授業が実施できることとなりますが、部活動については、一部、現在の萱中校地内のグラウンドを使用せざるを得ない状況となっています。</p> <p>新たなグラウンド整備については、陸前高田市との土地区画整備事業等との関係から不確定な状況にあり、平成27年度以降に整備していくこととなりますが、今後も可能な限り早期の完成となるよう努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室、教育企画室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>3) 仮設校舎(9校)、他校を間借り(3校)、他施設を使用(5校)の小中学校の早期の再建整備を進めること。当面、仮グラウンドや体育館などの確保に努めること。校庭に仮設住宅が整備されている学校を含め、運動不足対策を講じること。</p>	<p>【小中学校の再建整備】</p> <p>公立小中学校の再建整備については、5市町13校において移転新設工事を進めており、2町4校の校舎等の建設が行われています。2市1町6校においては、校舎等の建設工事の入札不落や移転先の収用手続き等により、当初の計画より半年程度開校が遅れる見通しとなっています。</p> <p>【運動不足対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校のグラウンドが仮設住宅になっている事等により、十分に活動を行うことができない中学校及び高等学校の運動部活動に対して、内陸部等の体育施設に移動するためのバス等の借上げ費用を支援します。 ・体力向上に係る課題を抱える被災地の小中学校を対象にして、指導主事が定期訪問を行い、調査分析、計画立案、授業改善のための支援を行います。 ・「希望郷いわて 元気・体カアップ60(ロクマル)運動」をキャッチフレーズに、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒が1日60分以上運動やスポーツに親しむことを推進します。 ・専門的指導等の支援を希望する中学校及び高等学校に対して地域スポーツ指導者やアスレチックトレーナーを派遣し、運動部活動の充実を図ります。 	教育委員会事務局	教育企画室、スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>4) 放課後の学習室の確保と学習支援(今年度42教室)の取り組みを進めること。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。</p>	<p>【放課後の学習支援】</p> <p>国庫委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し、小学生の放課後の居場所「放課後子ども教室」を22市町村において116教室開設しているほか、市町村単独で8教室が開設されており、多くの教室で多様な体験活動等に取り組む活動を取り入れています。また、同事業を活用した中高生の放課後及び週末の学習支援については、6市町村19か所において取り組まれています。実践事例の紹介等を通して取組市町村の拡充に引き続き努めているところです。</p> <p>【小中一貫教育・統廃合】</p> <p>小中一貫教育の導入や小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むうえで必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要であると考えており、被災地の学校においても設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化課、学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>5) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で200人、高校で47人)を継続し、スクールカウンセラー(今年度巡回型カウンセラー13人)の配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。教員等の宿舎の確保に努めること。</p>	<p>【教員加配】 現在、東日本大震災復興支援のための教職員の加配について、文部科学省に対して、学校の実情や要望を踏まえ、県立学校では47人(高等学校34人、特別支援学校13人)を、小中学校では200人(小学校117人、中学校83人)を要望しているところです。</p> <p>【スクールカウンセラー】 スクールカウンセラーの配置については、平成27年度においても被災地への巡回型カウンセラー13人の継続配置のほか、スクールカウンセラー配置校の拡充に努めていきます。</p> <p>【職員住宅の確保】 県立学校の職員住宅については、平成23年度に被災地沿岸部を中心に83戸の未利用の職員住宅を改修し住居の確保に努めたところです。</p> <p>また、職員住宅の入居状況等について、各校を通じ毎年、把握・確認を行っており、沿岸部の入居率は100%に達していないものの、内陸部に比べ入居率が高い状況にあることから、今後も被災市町村の土地利用計画を見据えながら引き続き職員住宅の確保に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課、学校教育室、教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>6) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度484人)の拡充をはかること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度176人)の活用をはかること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p>	<p>いわての学び希望基金奨学金については、平成25年度から定期金、一時金とも給付額を増額しています。</p> <p>被災高校生を対象とした奨学金については、今後とも同制度が活用されるよう高校等を通じて周知します。</p> <p>被災児童生徒就学支援制度については、就学支援を必要とする幼児児童生徒が解消されるまで継続するよう、また、被災した高校生等を対象とした奨学金制度に対する財政支援を継続するよう国に要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>7) 震災孤児・遺児に対する支援を強化すること。児童福祉司を大幅に増員し、養育里親への支援を強化すること。</p>	<p>被災孤児・遺児に対する支援については、児童相談所の職員や、沿岸広域振興局に配置している「遺児家庭支援専門員」が家庭訪問等により、各種支援制度の周知やきめ細かな相談支援を行うとともに、必要に応じて、子どものこころのケアに努めています。</p> <p>また、他府県からの派遣支援を受けて児童福祉司を児童相談所へ追加で配置するなど、被災孤児を養育する親族里親等への相談支援の拡充に努めているところであり、今後においても、引き続き支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>IX、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>1) 東日本大震災津波の教訓を後世に伝える震災遺構の保存に、被災者の感情を踏まえつつ積極的に取り組むこと。</p>	<p>震災遺構の保存については、犠牲者の追悼や防災文化の醸成、復興まちづくり、財政負担の観点から、所在市町村の意向が重要であり、市町村における住民との十分な議論による合意形成に基づき、保存と活用方法を決定することが重要と考えています。</p> <p>なお、震災遺構の所在する市町村において、①復興まちづくりとの関連性、②維持管理費を含めた適切な費用負担のあり方、③住民・関係者間の合意が確認されるものに対し、各市町村につき1箇所までを対象として、保存のために必要な初期費用が復興交付金の対象となることとされました。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>IX、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>2) 震災遺構等を生かした教育旅行(2013年、3,055校、202,023人、うち沿岸は15604人)、復興応援バスツアー(13年、6609人)の取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。</p>	<p>県では、震災学習を目的とした教育旅行や復興支援ツアーを沿岸地域の観光振興の柱とするため、震災語り部ガイドのネットワーク化やスキルアップなど受入態勢の整備を進めるとともに、各種情報発信や教育旅行説明会への参加などのPRによる誘客促進に取り組んでいます。</p> <p>また、いわて三陸観光応援バスツアーに対する運行支援など二次交通の整備に取り組んでいるところであり、今後とも、引き続きこれらの取組を強化していきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>IX、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>3) 三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強化すること。</p>	<p>県では、滞在型観光を進めていくため、三陸ジオパーク推進協議会と連携して、サップ船などの船頭ガイドによる「海から観る三陸ジオパーク」の取組のほか、三陸復興国立公園と連携したモニターツアーも実施しています。</p> <p>今後も、ガイドのスキルアップなど受入態勢の整備を進めるとともに、観光客の誘客を図るため、各種情報発信などのPRに取り組む、滞在型観光の取組を強化していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>X、災害廃棄物の処理について</p> <p>1) 災害廃棄物(推計525万トン、実績583.7万トン进行处理)の処理を昨年度中に完了したことは重要。</p>	<p>貴党をはじめとする各政党や議員の皆様、国や他自治体の御協力をいただき、平成25年度末までに全ての災害廃棄物を撤去し、最終的に618万トン进行处理することができました。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>X、災害廃棄物の処理について</p> <p>2) 再生利用、焼却処理、県内・県外処理、費用等について今後に生かせるように実績と教訓を明らかにして情報提供すること。</p>	<p>東日本大震災津波における本県の災害廃棄物処理の記録とともに、今後に備えた提言をまとめた記録誌を作成し、関係機関に配付するとともに、HPにデータを掲載するなど広く情報発信に努めています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>X I、山田町の緊急雇用創出事業(山田町災害復興支援事業)の破たん問題、DIO ジャパンのコールセンター事業について徹底した検証を</p> <p>1) 6億7000万円の不適正支出と返還が求められた山田町災害復興支援事業について、県の指導・監督、完了検査について、徹底した検証を行うこと。言い訳と責任回避に終始した県の検証報告については、第三者機関で再検証すること。</p>	<p>議会の決議に具体に対応しなければならないと考えていますが、裁判や会計検査が継続している状況において、新たに検証委員会を設置して、一定の結論を導き出すような検証を行うことは差し控えるべきと考えています。このため、現状で可能な方策として、第三者から個々に所見を伺ったところであり、その内容を参考にしながら、補助・委託事業の執行の適正化に向けて、更なる改善策の検討を進めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>商工企画室</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>X I、山田町の緊急雇用創出事業(山田町災害復興支援事業)の破たん問題、DIO ジャパンのコールセンター事業について徹底した検証を</p> <p>2) DIOジャパンによるコールセンター事業の破たんと緊急雇用事業の不適正な実態と支出について徹底した調査を行いDIOジャパンに不適正分を早急に請求すること。県の対応について検証すること。</p>	<p>DIOジャパンによるコールセンター事業については、各地で同様の事態が起きており、全国的な問題であり、現在、国の指示により立地市町において緊急雇用創出事業に係る調査を進めているところです。県としては、国や東北各県と連携し、情報収集に努めながら、立地市町が行っている調査を支援していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XⅡ、復興予算の流用許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を</p> <p>1) 復興予算の被災地以外での流用を許さず、返還を求めること。流用に道を開いた復興基本法の改正を求めること。</p>	<p>復興予算の使い方については、東日本大震災からの復興の基本方針の中で、「国の総力を挙げて、『東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興』へと取組みを進めていかなければならない」とされており、こうした復興の基本方針を大前提として、予算が計上されることが必要と考えています。</p> <p>そこで、復旧・復興が実現するまでの間、まずは、復興交付金やグループ補助金をはじめとする被災地で必要とされている事業予算が確実に確保されるべきであり、県では、復興予算の用途に関する被災地の疑念を払拭するとともに、一日も早い迅速な復興に向けて、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策を講じていただくよう、平成24年10月に財務省及び復興庁に対し復興予算の用途に関する要望を行いました。</p> <p>その結果、国においても問題意識の共有が図られ、平成25年1月29日に開催された国の復興推進会議における今後の復旧・復興事業の規模と財源に関する決定の中でも、①毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要な施策・事業を見直したうえで、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保する。②また、復興関連予算について、不適切使用等の批判を招くことがないよう、用途の厳格化を行う。ことが明記されたところです。</p> <p>この用途の厳格化の徹底の結果、復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」に係る平成25年度における返還額は、1,295億円となったところです。今後とも一日も早い復興の実現に向け、復興が完了するまでの間の確実な財源と、被災地が創意工夫できる自由度の高い財源について、国に対し、引き続き要望していきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>XⅡ復興予算の流用許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を</p> <p>2) 県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにする。</p>	<p>復興基金については、今後、具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた住民生活の安定や、地域経済の振興、風評被害対策など被災事業者の具体的な支援事業に十分に活用できるよう、執行状況を踏まえた上で、追加的な措置を引き続き要望していきます。</p> <p>復興交付金については、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるために、基幹事業の拡充や効果促進事業の要件緩和が図られるよう、国に対し強く要望しています。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XⅢ、復興予算の流用許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を 3) 2016年度以降の必要な復興財源を地元負担なしで確保するよう国に求めること。</p>	<p>復興の実現には、長期にわたる国の特例的な支援が今後とも必要であり、復興が完了するまでの間の所要の財源確保とともに、復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保等の財政支援措置をこれまでと同様に継続し、新たな地方負担を生じさせることのないよう、引き続き、国に強く要望していきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>XⅢ、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 1) 学校や公園など子どもが近づくすべての場所で、徹底した放射線量の測定・調査を行い、速やかな除染を行うこと。希望する子どもに健康調査を継続実施すること。住民の希望にこたえる検査・測定の体制と機器の配備を行うこと。</p>	<p>県では、汚染重点調査地域に指定されている県南3市町に対し、希望者への内部被ばく検査実施に要する費用の補助を行っており、引き続き支援していくこととしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XⅢ、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 1) 学校や公園など子どもが近づくすべての場所で、徹底した放射線量の測定・調査を行い、速やかな除染を行うこと。希望する子どもに健康調査を継続実施すること。住民の希望にこたえる検査・測定の体制と機器の配備を行うこと。</p>	<p>【学校の除染、調査、測定】 平成23年度に、県内全ての県立学校校地内の空間線量率を測定し、局所的に高い値を測定した10の県立学校の除染を実施しました。 また、平成24年度は、汚染状況重点調査地域内の4つの県立学校の校庭等の汚染を実施しました。 今後も定期的に(月1回程度)空間線量率を測定し公表するとともに、その状況に応じて適切に対応していきます。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XⅢ、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 1) 学校や公園など子どもが近づくすべての場所で、徹底した放射線量の測定・調査を行い、速やかな除染を行うこと。希望する子どもに健康調査を継続実施すること。住民の希望にこたえる検査・測定の体制と機器の配備を行うこと。</p>	<p>県では、平成25年度までにモニタリングポスト10台、サーベイメータ29台、ゲルマニウム半導体検出器5台を配備し、空間線量を定期的に測定し公表しています。また、汚染状況重点調査地域の指定を受けた県南3市町の生活空間の除染については、子どもが長時間滞在する施設を優先的に除染し、平成25年3月末までに「学校・保育園・公園・スポーツ施設」における除染進捗率が100%となっています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 2) 農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。食品、とりわけ学校給食・保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。</p>	<p>県では、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき放射性物質濃度の「検査計画」を策定し県産農林水産物の検査を実施しています。 また、野生山菜類・きのこについては、県内全市町村を対象とした検査のほか、産地直売所等に対し安全性確保のための自主的な検査を要請し、検査により放射性物質が一定以上検出された場合には、精密検査を実施しており、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 2) 農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。食品、とりわけ学校給食・保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。</p>	<p>食品の放射性物質濃度について、毎年度策定する食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生法に基づく流通食品の収去検査(※)において計画的に測定しており、その結果を県HPで随時公表しています。 ※ 収去検査とは、食品衛生法に基づいて食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査をするために必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り検査することをいいます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 2) 農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。食品、とりわけ学校給食・保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。</p>	<p>【学校給食の検査】 自校で学校給食を調理している11の県立学校全てにおいて、測定機器を整備し、流通の場を通じない地場産物などの食材及び提供後の給食について、放射性物質濃度測定を実施し、学校給食の安全安心の確保に努めています。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 2) 農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。食品、とりわけ学校給食・保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。</p>	<p>県では、「県産食材の安全確保方針」に基づき、県産食材等を中心とした放射線量の検査の実施や検査結果の速やかな公表など安全な県産食材の供給に向けた取組を積極的に実施しており、これらの取組により保育所等の給食の安全性の確保に努めてきたところです。 さらに、給食のより一層の安全安心を確保する観点から、既存の流通段階における検査体制に加え、市町村や関係各部と連携のうえ、給食等で使用する食材の検査体制の整備に努めているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>3) 汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管と処理を国の責任で、県も市町村任せにせず行うこと。牧草の除染については、風評被害対策を含め出来るだけ早期に完了すること。</p>	<p>汚染された牧草、稲わら及び牛ふん堆肥(以下「汚染牧草等」)は、各農家、地区若しくは市町村ごとにパイプハウス等の施設で一時または集中保管されており、引き続き適切な管理が確実に行われるよう支援していきます。</p> <p>また、牧草地の除染は、国の暫定許容値及び酪農における基準値(以下「暫定許容値」)を超過したほ場について、平成23年12月より県単の「牧草地再生対策事業」により除染作業を実施し、本年度で全て完了しました。</p> <p>なお、市町村が独自で除染に取り組む暫定許容値以下のほ場については、「いわて型牧草地再生対策事業」(県単)により、引き続き支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>4) 汚染された原木シイタケ処理とほだ場の除染に取り組むとともに、シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。</p>	<p>県では、これまで生産物とほだ木の全戸検査、経営緊急支援資金の交付や安全な原木の供給、指標値を超過したほだ木の処理、落葉層除去等のほだ場環境整備、栽培方法転換のための簡易ハウス導入支援など、市町村・関係団体と連携しながら、産地再生と経営再建に向けた取組を実施してきたところです。</p> <p>今後も、これらの取組を継続するとともに、新たに原木購入に要する経費を支援していくほか、一刻も早い原木しいたけの出荷制限の解除に向けて国と協議を進めるなど、引き続き産地再生への取組を強化していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>5) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと</p>	<p>農用地については、平成23年度に農林水産省技術会議と連携して、県内160地点の農地土壌中の放射性セシウムの精密調査を行い、文部科学省が実施した「航空機モニタリング結果」と併せて「岩手県 農地土壌の放射性物質濃度分布図」を県ホームページ等で県民に公開しました。</p> <p>さらに、農業研究センターでは、土壌から農作物への吸収・移行等に関する調査研究を行い、得られた知見に基づき「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」(平成24年2月策定)を作成し、生産者の不安の払拭と安全な農産物の生産に供するとともに、新たに得られた知見に基づき、随時改訂しています。森林については、平成23年度に文部科学省から「航空機モニタリング結果」のデータの提供を受け、森林基本図と重ねて確認できるデータとして各市町村に配布しました。</p> <p>また、生活圏に隣接する森林の除染が行われる際は、市町村に対し、国等が行っている除染、試験研究等で得られた知見・情報等の提言や森林作業の具体的な手順等について、技術的な指導・助言を行うこととしています。</p>	農林水産部	農業普及技術課 森林整備課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>6) 原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること(農林水産物の賠償請求額247億円余に対し支払額は207億円・84%、9月末現在)。賠償は毎月の支払いとすること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。</p>	<p>農林漁業者の損害については、国に対し賠償月の翌月・全額払いなど迅速かつ十分な賠償金の支払いや賠償請求時の証憑書類の簡素化等について東京電力を指導するよう要望しているところであり、引き続き農林漁業者に対する損害賠償が確実に実施されるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>6) 原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること(農林水産物の賠償請求額247億円余に対し支払額は207億円・84%、9月末現在)。賠償は毎月の支払いとすること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。</p>	<p>原発事故による被害については、事故の原因者である東京電力が一義的にその責任を負うべきものであり、県ではこれまで、東京電力に対し、風評被害を含む全ての損害について、速やかに賠償を行うよう強く求めるとともに、県・市町村の損害について、市町村と協調して原子力損害賠償紛争解決センターへ和解仲介の申立てを行うなど、損害の実態に即した十分な賠償の実現に努めています。国に対しても、東京電力への指導など必要な措置を講じるよう求めてきました。</p> <p>なお、賠償金への課税については、生命・身体的損害に対するものについては非課税、営業損害等に対するものについては課税対象とする旨、国税庁から示されており、県としては、まずは東京電力が広く責任を認め、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう引き続き強く求めていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>7) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。</p> <p>岩手県としては、再生可能エネルギーは地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであり、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 8) 再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発電電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築をめざすこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取り組みを強化すること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の際の長期間の停電などの経験を踏まえ、将来にわたって豊かさを実現できる環境と共生した持続可能な社会の構築をめざしており、平成24年3月には再生可能エネルギーによる電力自給率を平成32年度までに倍増する目標を盛り込んだ「岩手県地球温暖化対策実行計画」策定しました。この実現に向け、市町村と連携して防災拠点や被災住宅等への太陽光発電設備等の導入など、自立・分散型エネルギー供給体制整備に向けた支援のほか、低利融資制度による設備導入への支援などを行っています。 こうした取組により、再生可能エネルギーの導入が進展しつつある一方、今後の導入拡大にあたっては、送電網の接続制約が最大の課題となっていることから、県ではこれまでも機会を捉えて国に対し送電網の増強や発電電分離などの電力システム改革の要望を継続して行っているところです。 今後も、機会を捉えて国に対し要望を行うとともに、各種セミナーの開催による機運醸成や、市町村や事業者等との意見交換を進めながら、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を進めていきます。 併せて、省エネ対策のモデル事例の普及・啓発や、省エネ設備の導入支援を行いながら、将来にわたって持続可能な低炭素社会の実現を目指していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>XIII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 8) 再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発電電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築をめざすこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取り組みを強化すること。</p>	<p>国の省エネ住宅ポイント制度の周知や県の住みたい岩手の家づくり促進事業の実施、関係団体との連携による講習会の開催などにより、一定の省エネルギー性能を持つ住宅へ支援を行い、低エネルギー社会への取り組みに努めております。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XIV、復興に逆行する消費税の10%増税の中止を求め、TPP参加の撤退を求めること</p>	<p>本格復興を進める本県にとって、消費税の再増税は、被災地の経済の再生や、復興の推進に影響を及ぼすことが懸念されることから、これまで県は国に対して被災地の復興の支障とならないよう、慎重な判断を求めてきたところです。</p> <p>今後とも、被災地の復興の支障とならないよう、適切な対応を国に要望していきます。</p> <p>また、TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業をはじめとした、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、県ではこれまで国に対し、TPP協定への参加については、国民に対する十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で慎重に判断すること、地域経済や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨むこと、本県の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能を有する農林水産業については、TPP協定への参加如何にかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化を図る施策を講じることなどを繰り返し要請してきました。</p> <p>県としては、今後においても国の動向を注視しながら、あらゆる機会をとらえ、国に強く要請していきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>第二部 福祉と防災の新たな県政めざして</p>				
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>1、消費税の10%増税は延期ではなく中止するよう求めること。今年4月の消費税8%増税は、日本経済を深刻な危機につき落としました。家計消費や住宅投資など内需の落ち込みによって、GDPは2期連続でマイナスとなりました。安倍首相は、10%増税の1年半「先送り」を表明しましたが、自らの失政を認められたものです。消費税の10%増税は「先送り」ではなく、きっぱり中止すべきと国に求めること。</p>	<p>本格復興を進める本県にとって、消費税の再増税は、被災地の経済の再生や、復興の推進に影響を及ぼすことが懸念されることから、これまで県は国に対して被災地の復興の支障とならないよう、慎重な判断を求めてきたところです。</p> <p>今後とも、被災地の復興の支障とならないよう、適切な対応を国に要望していきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>1) 高すぎる国保税の引き下げを実現すること。そのために国庫負担の復元を求めるとともに、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保の広域化に反対すること。</p>	<p>県民の収入が伸びない経済状況の中、国保税の負担感が増していると考えており、県として、国の公費負担割合を拡大し、負担軽減を図るよう国に要望しています。</p> <p>国保税については、市町村が給付費の状況や収納率等に応じて責任を持って設定すべきものであることから、県が独自補助を行うことや法定外繰入による国保税の引き下げを行うよう助言することは、適当でないと考えており、県としては、国民健康保険法に基づき財政負担を着実にを行うとともに、市町村からの求めに応じて助言等を行うことにより、適切な国保税が設定されるよう支援していきます。</p> <p>また、国保の広域化については、持続可能な制度を構築し、将来にわたる安定的な制度運営が可能となるよう、国と地方による国保基盤強化協議会において、財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策や、都道府県と市町村の役割分担のあり方等について、議論されてきたところでありますが、本年2月の国保基盤強化協議会で了承され、医療保険制度改革関連法案が通常国会に提出されたところであります。</p> <p>新制度への円滑な移行に向けて、引き続き国と地方で協議することとされており、県としては、全国知事会等を通じ、意見を述べていくとともに、国に対し、国庫負担の拡大等を引き続き要望していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>2) 窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめ、短期保険証の「溜めおき」は直ちに是正すること。短期保険証の発行も見直すこと。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。</p>	<p>国民健康保険制度では、被保険者間の負担の公平を図る観点から、災害や病気などの特別な事情がないにもかかわらず、1年以上の国保税滞納者に対し、被保険者証の返還及び資格証明書の交付措置を講ずるよう義務付けています。県としては、交付に際しては一律に交付することなく、滞納者個々の事情に十分配慮するとともに、資格証明書を交付した者に対しては、分納指導などきめ細かな相談対応によって短期被保険者証への移行を促進するなど、制度の適正な運用について、これまで同様、市町村に対し助言していきます。</p> <p>短期被保険者証の交付については、国の通知を受け、保険税を滞納している世帯に対し、市町村の窓口において納付相談をすることができる旨を周知するとともに、納付相談に来ない等を理由に窓口における溜めおきを放置することなく、電話連絡や家庭訪問等で接触を試み、できるだけ速やかに手元に届けるよう、市町村に対し通知しているほか、会議等の場で適切に運用するよう要請しているところであり、今後も必要な助言を行っていきます。</p> <p>滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行ったうえで実施されているものと認識しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>3) 市町村が減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを徹底させること。</p>	<p>国保税については、医療費の動向等をもとに市町村保険者において判断すべき事項であり、また、国保税の減免については、県内の全市町村において減免条例を定め、個々の生活実態等を踏まえて減免の決定を行っています。</p> <p>また、一部負担金の減免については、平成22年9月の国からの一部負担金減免等の取扱いに関する通知を受け、県では、市町村が本通知等の趣旨を踏まえ、地域の実情、被保険者個々の生活実態を考慮しながら減免措置を適切に行うための基準の整備等について要請し、必要な助言を行っています。</p> <p>県としては、今後も国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう適切に助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>1) 子どもの医療費助成は、県議会での請願採択を踏まえ、現物給付に戻すこと。国の現物給付に対するペナルティーの廃止を強く求めること。中学校卒業まで拡充すること。県単独医療費助成の一部負担(通院、医療機関ごと月1500円、入院月5000円、年間約10億円の負担増)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、子どもの医療費助成に係る窓口負担の現物給付と助成対象の拡大を実施することとしたところであります。</p> <p>現物給付は、未就学児(重度心障がい児、ひとり親家庭の未就学児を含む)及び妊産婦を対象に、平成28年度中の実施を目指すこととしており、また、助成対象の拡大は、現行の未就学児から小学校卒業(入院のみ)まで拡大することとし、平成27年度中に実施する予定です。</p> <p>なお、国庫負担金の減額措置について、県では、毎年度、国に対し廃止を要望しているところであり、今後も引き続き、ねばり強く要望していきます。</p> <p>また、中学校卒業までの拡充、受給者負担の撤廃及び所得制限の撤廃は、多額の県費負担が見込まれるところであり、県単独政策において、県立病院等事業会計負担金が多額となっていることなどから、直ちに実施することは難しいと考えています。</p> <p>一部負担及び所得制限については、限られた財源の中で増大する福祉サービスに対応し、社会的公平を図るため、受益者がその能力に応じて負担するという考え方から設けられているものです</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>2) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること</p>	<p>重度心身障がい者医療費助成制度において、ご要望のありました身体障害者手帳3級まで対象を拡大した場合、粗い試算ではありますが、県費負担額が約3億4千万円と見込まれることから、現在の厳しい県財政の状況を考えると、直ちにこれを実施することは、難しいと考えています。</p> <p>また、在宅酸素療法患者のみ障害者手帳3級まで拡大し、重度心身障がい者医療費助成を行うことは、公平性の観点から難しいと考えています。</p> <p>なお、在宅酸素療法患者の負担軽減を図るため、重度心身障がい者医療費助成制度の対象とならない在宅酸素療法患者の方々に対しては、平成16年から酸素濃縮器の使用電気料金の一部を助成しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>3) 高額医療費の償還払いについて、新潟県のように市町村、国保連と協力して、窓口負担の軽減をはかる措置を講ずること。</p>	<p>高額療養費の医療機関窓口での支払いについては、平成24年4月から自己負担限度額に留めることができるようになっています。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>4) 難病医療費助成の新制度について、対象疾患が増加することは評価できるが、市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど重大な問題点があり、抜本的な見直しを求めること。</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律における新たな医療費助成制度においては、助成対象となる疾病数が、これまでの56疾病から約300疾病に拡大されることや医療費が3割から2割に引き下げられることなど、より多くの方々が医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されることになったことから、一定程度の自己負担をお願いするものです。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。</p> <p>1) ひきつづき産婦人科、小児科をはじめとした医師確保と養成にとりくむこと。</p>	<p>本県は、全国的にみても医師不足が著しく、医師確保対策は県政の重要課題であると認識しています。</p> <p>このため県では、医師確保対策アクションプランに基づき、医師養成のための奨学金制度を拡充してきたほか、高校生を対象とした進学セミナーの開催や臨床研修体制の充実などにより、医学部進学者数の拡大や卒業生の県内定着に取り組むとともに、即戦力医師の招聘などの取組を進めているところです。</p> <p>しかし、医師の養成には一定の期間を要することなどから、大学医学部の定数増の恒久化や医師の地域偏在や特定診療科の偏在を解消する施策を充実させるよう国に対して要望を行っているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。</p> <p>2) 助産師外来とともに院内助産院システムの導入を関係者の理解と協力のもとで円滑に進めること。</p>	<p>本県では、県医師会が設置した「産科医療対策検討会」を中心として、医師会や看護関係団体、助産師養成機関、医療機関、行政などが連携し、助産師外来の拡大に向けた取組を行ってきたところであり、現在では13医療機関において助産師外来が行われています。</p> <p>また、院内助産システムについては、平成19年度に県立釜石病院で導入され、現在は県立宮古病院や県立久慈病院まで拡大しています。県としては、助産師がその専門性を生かし、医師と協働で安全で安心できるお産の提供ができるよう、必要な知識・技術の習得や実践能力の向上を図ることを目的とした助産師研修会を開催し、助産師外来や院内助産システムの導入拡大に向けて取り組んでいます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。</p> <p>3) 安心して妊婦検診が受けられるよう14回の公費助成を継続すること。妊婦・お産の救急医療体制を確立すること。</p>	<p>妊婦健康診査については、平成25年度以降は、地方財源を確保し、普通交付税措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行することとされたところです。</p> <p>また、周産期医療における救急体制については、総合周産期母子医療センターである岩手医科大学附属病院を中核とし、各圏域の地域周産期母子医療センター等との機能分担と連携による周産期医療体制を整備し、患者の状況に応じた必要な医療の提供に努めています。</p> <p>さらに、妊産婦や新生児の救急搬送に当たっては、「周産期医療情報ネットワークシステム」を活用し、受入医療機関への迅速かつ必要な医療情報の提供を行っているほか、平成23年度から、周産期救急搬送コーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置しており、搬送時の適切な受入先の選定と確保を迅速に行う体制を整備しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課、医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 4) 開業助産院への嘱託医師配置に県と医師会が責任を持ち、多様で選択できるお産の環境を整備すること。助産師の役割と活用を抜本的に強化すること。</p>	<p>現在、県内において分娩を取り扱う助産所はありません。 産婦人科医師が少ない本県の現状において、院内助産システムの導入や助産師外来の開設等、地域における医療資源を有効に活用した産科医療体制の整備を図る取組の支援に努めていきたいと考えています。 また、平成17年度からは、助産師の資質向上を目的として助産師講習会を開催しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 5) 不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。</p>	<p>不妊治療費のうち、特定不妊治療費助成については、1年度あたりの助成回数拡大や所得制限額の引上げを行うなど、これまで国の助成制度の拡充に沿って対応してきたところです。また、不妊専門相談センター(岩手医大に委託)における不妊に関する医学的・専門的な相談等による知識の普及啓発や相談体制の充実に継続して努めていきます。 また、医療機関が看護職員を認定看護師養成講習会に派遣する場合の講習会派遣経費及び代替職員雇用経費に対し、補助を行っています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課、医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、小児救急医療体制の強化をはかること。 小児救急医療体制の強化をはかるよう国に求めるとともに、県独自に医療圏ごとの体制の強化をはかること。地域医師会の協力を得て救急医療体制の確立を目指すこと。小児科医師の確保について国に強くもとめること。</p>	<p>小児救急医療体制の強化については、国に対して財政支援の拡充や各種施策の充実を要望しています。 また、県の取組として、比較的体制が整備されている盛岡保健医療圏において、他圏域からの救急搬送を受け入れる体制の整備や「小児救急医療遠隔支援システム」「小児救急電話相談」等の取組を通じて、体制強化に努めています。 小児科医の確保については、「医師確保対策アクションプラン」に基づく医師養成のための奨学金貸付対象者の拡大や県外からの医師招聘に取り組んでいるところですが、国に対しても小児科医の養成・確保のための実効性ある対策について、引き続き強く要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、リハビリ医療の制限、療養病床の一方的切捨てに反対し抜本的な見直しを求めること。</p>	<p>療養病床の再編については、平成24年3月末とされていた介護療養病床の廃止時期が平成23年の法改正により6年延期されたことから、県では、引き続き国の動向を注視しながら、市町村や関係医療機関、入院されている患者やその家族等へ適宜情報提供を行い、病床廃止等の不安の解消に努めていきます。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 1) 要支援の訪問・通所介護の切り捨て、特養ホーム入所は要介護3以上、一定以上の所得(年金収入280万円以上、65歳の20%)のある人は利用者負担を1割から2割に引き上げ、低所得でも一定の預貯金があれば施設の居住費・食費を補助しない、補足給付の縮小・打ち切りなどの「医療・介護総合法」の中止・撤回を求めること。</p>	<p>今回の制度改正は、地域包括ケアシステムの構築と保険制度の持続可能性の確保から行われ、被保険者及び保険者へ与える影響が大きいことから、具体的取扱い等の詳細について検討状況を注視しており、また、必要に応じて国に要望しています。 なお、現在の枠組みでは介護給付費の増大に伴い、地方公共団体の介護保険財政が圧迫されることが懸念されるため、公費負担の見直しや財政調整のための交付金制度の創設など、地方公共団体や被保険者の負担が過大にならない支援策を国に要望しているところです。併せて、誰もが必要な介護サービスが必要に応じて適切に利用できるよう、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策の拡充も要望しているところです。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 2) 安倍政権によるさらなる介護保険制度の改悪—介護報酬の6%削減、「要介護1」の生活援助の保険給付外し、利用料のさらなる引き上げ、ケアプランの有料化、特養ホームの相部屋入所者からの居住費徴収などのさらなる改悪に反対すること。国庫負担割合を10%引き上げ、負担軽減とサービスの充実をはかるよう国に求めること。保険料・利用料の減免を拡充し、だれもが必要な介護サービスを受けられる制度に改善をはかること。</p>	<p>県では国に対し、今般の介護保険制度改正について、特別養護老人ホームの新規入所要件見直し後も要介護度以外の実情に配慮した支援策、保険料や利用者負担の軽減などの低所得者対策、公費負担割合の見直しの検討や介護報酬改定に伴う保険料上昇を緩和する交付金制度の創設などを要望しています。今後も、県民が介護に不安を持たず、安心して老後を送ることができるよう、介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等を国に要望していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	C 当面は実現できないもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>3) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者(6,642人、在宅2,449人、早期入所が必要1,321人)の解消をはかること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。</p>	<p>県では、特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、施設整備に対する補助等により、市町村が行う施設整備を支援してきました。平成24年度から平成26年度の第5期計画期間においても居宅サービスの充実とともに、特別養護老人ホームの整備に際し、地域の実情に応じて多床室についても補助対象としてきたところです。平成27年度からは地域医療介護総合確保基金等を活用して施設整備の促進を図る予定であり、それにより待機者への一定の対応が可能となると考えております。</p> <p>また、低所得の入所者に対しては、食費、居住費の補足給付により負担軽減が図られており、この制度の活用について市町村等へ助言を行っています。保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策の拡充については、引き続き国に要望していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>4) 介護老人保健施設、グループホームの整備、ご近所介護ステーションなどの増設に積極的にとりくむこと。療養病床の廃止・削減に反対すること。</p>	<p>平成24年度から平成26年度までの第5期計画期間中に、広域型特別養護老人ホームが565床、地域密着型特別養護老人ホームが786床、認知症高齢者グループホームは1,636床、小規模多機能型居宅介護事業所は102床の整備が見込まれています。平成27年度から平成29年度までの第6期計画期間においても、地域医療介護総合確保基金などを活用し、介護サービス基盤の整備を促進していきます。</p> <p>なお、ご近所介護ステーションについては、通所、宿泊、訪問サービスを一体的に提供する「小規模多機能型居宅介護」サービスが制度化されたことから、平成20年度をもって当該ステーションに対する補助を終了しています。また、介護療養病床については、平成24年3月末とされていた廃止時期が6年延期されたことから、引き続き、国の動向を注視しながら、必要に応じて国に要望していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>5) 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。</p>	<p>平成27年の介護報酬改定では総枠で2.27%の引き下げ、介護職員処遇改善加算の拡充などが行われる予定であり、その影響については把握していませんが、改定後、関係団体などを通じて現場の声を把握し、国に対して必要な要望を行っています。</p> <p>なお、介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険制度改正により見直され、平成29年4月までに全市町村で実施するとされたところであり、今後、市町村が行う地域の実情に応じた取組みを支援していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 6) 要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。</p>	<p>社会保険方式となっている介護保険制度においては、必要な方に必要なサービスを利用していただくことができるよう、要介護認定制度や利用限度額の取扱いは必要であると考えられます。 また、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、国の通知により、専門家の意見も踏まえて必要な福祉用具貸与ができるよう改められているところであり、今後も適切なサービスが行われるよう、市町村及び事業者等に指導等を行っていきます。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 7) 全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。</p>	<p>居宅サービスの利用が本県で低調な要因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者ともに、訪問や通所のコストがかかるなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題が考えられることから、今後も居宅サービスの利用促進等に取り組んでいきます。 具体的には、地域包括ケアを推進することにより居宅サービスの利用を促進するほか、訪問・通い・泊りのサービスを一体的に提供できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。 また、在宅介護者への支援については、先進事例の情報提供をするなど、市町村が地域支援事業を活用し、地域の実情に応じた取組が行われるよう支援していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 8) 認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p>	<p>認知症のケアは、気づきから地域包括支援センター等への相談、早期対応につなげるのが重要です。県では、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、早期発見から診断、治療に至る市町村の相談体制づくりを支援するとともに、認知症疾患医療センターを中核とした安心の認知症医療体制の構築と、必要な介護サービス基盤の整備を推進するなど、医療と介護等の連携による認知症施策に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>9) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。</p> <p>県では、市町村がセンターに対し、実施方針(運営方針)の策定・提示を行うよう促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するなど、地域包括ケアシステムの構築に向け市町村への支援をしていくこととしています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、介護保険の大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>10) 介護労働者の深刻な実態をふまえ、労働条件の改善に取り組むこと。介護報酬の引き上げを求めること。</p>	<p>介護職員の処遇改善については、平成21年度に介護職員処遇改善加算交付金が創設され、介護職員一人あたり月額15,000円の交付金が支給され、一定の処遇改善が図られてきたところです。平成24年度の介護報酬改定により、当該交付金と同様の加算が介護報酬に組み込まれました、また、平成27年度の介護報酬改定では、更に処遇改善の取組みを行う事業所に介護職員一人あたり12,000円の上乗せが図られる予定です。</p> <p>県では、介護職員のみならず、介護従事者全般に対する処遇改善が図られるよう、適切な水準の介護報酬の設定を国に要望しているところであり、これからも必要な要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>① 応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p>	<p>利用料については、平成22年の制度改正において、高額障害福祉サービス費について補装具費と合算し負担軽減が図られたほか、所得に応じた負担とするため月額の上限額が定められています。</p> <p>利用者の負担を軽減しながらも、安定した制度運営を図るため、国においてこうした制度としているものと考えています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>②障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものすること。</p>	<p>障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの支給決定をする際には、市町村の認定調査員による訪問調査や主治医の診断書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認し、支給決定を行うこととしています。</p> <p>なお、精神障がい者や知的障がい者の障がい特性が一層反映されやすくなるよう、国において見直しが行われ、平成26年4月から障害程度区分が障害支援区分に変更されたところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>③グループホームとケアホームの一元化については、安心して暮らせる場にふさわしい体制と条件整備を求めること。</p>	<p>平成26年4月から施行されたグループホームとケアホームの一元化については、一元化後のグループホームにおける介護の提供方法や職員配置基準などが国から示され、本県においても制度説明会の開催等により事業所に制度の周知を図るとともに、関係条例や規則を改正したところです。介護が必要な利用者もグループホームで安心して生活できるよう、今後も事業者への指導・助言を行っていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>④「新体系」を見直し、就労保障とともに日常生活の支援も拡充すること。小規模作業所と地域活動支援センターに対する補助金を、実態に見合った水準に引き上げること。</p>	<p>障がい者の就労支援も含め障がい福祉サービスのあり方については、障害者総合支援法の附則において、施行後3年を目途に検討を加えその結果に基づき所要の措置を講ずることとされていますので、国の動向を注視していきます。</p> <p>また、市町村が地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動を行う経費については地方交付税措置とされており、相談支援事業や機能訓練等を実施する分については地域生活支援事業（総合補助金）で行うこととされており、当該補助金の額の引上げについては従前から国に要望しているところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑤地域生活支援事業の予算を抜本的に拡充し、地域間格差をなくすこと。移動支援事業、意思疎通支援事業などの利用料は無料化すること。</p>	<p>地域生活支援事業については、市町村事業の実施に必要な予算が確保されるよう十分な財源措置をすること、及び移動支援事業を全国共通のサービスとして個別給付化することを国に対し要望しております。</p> <p>また、地域生活支援事業に係る利用者負担については、障害福祉サービスと同様に応能負担とするよう国から要請されており、本県では全ての市町村で低所得者の利用者負担を無料としています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑥日額払いを月額払いにすること。</p>	<p>国の審議会等において、事業所の運営安定等の観点から「月額払い」が、また、利用者のサービス選択の自由等の観点から「日額払い」が議論されているところです。</p> <p>県としては、国の検討状況を注視していくとともに、障害福祉サービス事業所等の運営の安定や不足するサービスの確保のため、報酬単価の引上げや加算の見直しについて、政府予算要望により国へ要望しているところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑦発達障がい者の特性を踏まえた支援を拡充すること。</p>	<p>県では県立療育センター内に「岩手県発達障がい者支援センター」を設置して発達障がいの特性に精通した専門職員による支援を行うとともに、「岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」を設置し、関係機関と連携しながら発達障がい者の特性を踏まえた支援体制の整備を進めているところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 2) 地域で豊かな生活を保障すること。障がい者の住まいの保障、障がい者年金の引き上げ、法定雇用率の引き上げと厳守、教育の保障など地域で豊かな生活を保障すること。</p>	<p>障害者総合支援法では、平成26年度からグループホームとケアホームが一元化され、グループホームに入居後に高齢等により介護が必要となった場合にも対応できるような制度化がされています。年金や法定雇用率の引上げ、教育の保障については、国所管事務であり、その検討状況等を注視していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 3) 障がい者の医療の拡充 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立するよう求めること。</p>	<p>【難病医療費】 難病医療費については、世帯の所得に応じて自己負担上限額が定められており、無料化については、国の動向を注視していきます。 【自立支援医療費】 自立支援医療費については、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められ、利用者負担の軽減が図られており、無料化については、国の動向を注視していきます。 【重度心身障がい者医療費助成制度関係】 重度心身障がい者医療費助成制度については、国の制度として確立するよう求めることについて、本制度の重要性や必要性を鑑み、今後の要望等について検討していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課、障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 4) 高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。</p>	<p>障害福祉サービスと介護保険との適用関係については、障害者総合支援法第7条の規定により介護保険の利用を優先することとされていますが、市町村において、障がい者に必要なサービスを介護保険サービスにより受けることが可能かどうかを適切に判断することとされています。 また、同行援護、行動援護、就労移行支援など、障害福祉サービスに固有のものの場合、当該サービスを利用できるとされています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>5) 障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。当面、精神障がい者のバス運賃割引を実現すること。</p>	<p>県では、これまで精神障がい者へのバス運賃割引について、県バス協会に対する要請を行ってきましたが、今年度は新たに、バス事業者に対する要請を行いました。今後とも、バス運賃割引の実現に向け、引き続き、県バス協会、バス事業者に対して要請を行っていきます。</p> <p>また、障がい者の参政権に関しては、平成25年に公職選挙法の一部改正により成年後見制度で後見人がついた障がい者等にも選挙権が付与されており、障がい者の情報保障に関しては、聴覚障害者の意思疎通支援に係る地域生活支援事業が追加されるなどの制度改正がされていますので、今後も国の動向を注視しながら適切に対応していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>9、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。</p>	<p>本県では、障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談窓口を市町村社会福祉協議会に設置しており、受理した相談については広域振興局の保健福祉環境部等(保健福祉環境センター含む。)が引き継ぎ、事案を調査して必要な調整等を行うこととしています。</p> <p>また、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されることから、より実効性のある相談受付体制について、検討を行っているところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を</p> <p>1) 新しい難病医療制度は難病患者すべてを対象とするよう求めること。</p>	<p>指定難病の選定については、現在厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会で検討されている段階であり、H27年1月に第1次分として110疾病が指定され、3月に第2次分として新たに196疾病、合計306疾病が指定承される見込みです。</p> <p>今秋以降には新たに第3次分の実施に向けた検討がなされる見通しであることから、対象となる疾病については、引き続き国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を</p> <p>2) 軽症者も引き続き医療費助成の対象とするよう求めること。重症者への自己負担は導入しないこと。</p>	<p>軽症者については、重症度分類を満たさない場合でも月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3月以上ある患者については支給認定を行うこととされています。</p> <p>また、難病の患者に対する医療等に関する法律における新たな医療費助成制度においては、助成対象となる疾病数が、これまでの56疾病から約300疾病に拡大されることや医療費が3割から2割に引き下げられることなど、より多くの方々が医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されることになったことから、一定程度の自己負担が導入されていますが、重症者への自己負担については、3年間の経過措置が設けられ、自己負担額が軽減されています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を</p> <p>3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。</p>	<p>改正児童福祉法により平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行され、対象疾病が504疾病から704疾病に拡大されました。本県においても新規疾病対象者の支給認定を行っているところです。</p> <p>小児の慢性疾患により多くの児童等が長期の療養を必要としており、家族の介護や経済的な負担も大きいと認識しており、今般、改正児童福祉法に、新たに小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が位置付けられたことにより、各保健所で実施している相談事業を継続するとともに、相談体制の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を</p> <p>4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。</p>	<p>県では、これまで難病相談支援センターの充実のため、就労支援員の増員や、地域での研修会や説明会開催予算の増額などを行っております。今後におきましても、難病相談支援センターの充実のため、受託者と協議しながら進めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を</p> <p>1) 格差と貧困の広がりのもとで、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護が必要な人が受けられる制度に改善をはかること。</p>	<p>生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行うよう、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を</p> <p>2)「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること―「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p>	<p>相談窓口において、生活保護の制度について理解されるよう十分説明し、生活保護の申請意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行ってきたところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を</p> <p>3)生活保護の基準引き下げに反対し、給付の抜本的改善を求めること。</p>	<p>生活保護基準については、国において、平成25年8月から見直しを行い、平成27年度までの3年かけて段階的な実施が行われます。 国に対して保護基準の引き下げを行わないよう働きかけること等は予定していないところです。</p>	保健福祉部	地域福祉課	D 実現が極めて困難なもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を</p> <p>4)「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。</p>	<p>生活保護制度においては、保護開始直後から、自立に向けた集中的かつ切れ目のない就労支援を行っています。ハローワークとの連携の下、被保護者の状況に応じた伴走型の就職支援を行うとともに、福祉事務所に配置した就労支援相談員等がきめ細やかな相談支援を行っていますが、今後とも、被保護者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き福祉事務所の指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を</p> <p>5)生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。</p>	<p>生活困窮者の自立に向けた支援については、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援制度において本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等が実施できるよう支援体制の整備を図ることとしています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパネミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p>	<p>医療機関における新型インフルエンザに対する体制の強化を図るため、これまで医療機関が行う人工呼吸器や簡易ベッド、院内感染防止設備、個人防護具などの設備整備を支援してきたところであり、引き続き支援を行っていくこととしています。</p> <p>また、水際検疫体制やワクチン製造システムの確立など、国が担う業務については、今後も十分な対策を行うように要望していきます。</p> <p>さらに、新型インフルエンザワクチンの優先接種者の登録については、国が、医療関係者を中心に進めているところであり、それ以外の対象者の登録についても、順次進めていくこととされており、県としても必要な協力をしていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p>	<p>はしか(麻しん)及び風しんについては、予防接種法の対象疾病に位置付けられ、積極的に接種勧奨等を行うとともに、国においては、それぞれに特定感染症予防指針を策定し、予防接種の対象者を時限的に拡大するなどの施策を推進してきたところです。</p> <p>麻しん及び風しん排除のための最も有効な対策は、発生の予防であることから、国では、引き続き生後12月から24月及び小学校入学前1年の者に対し定期の予防接種を行い、それぞれの接種率が95%以上になることを目標として積極的な接種を勧奨しています。</p> <p>県では、市町村が実施する予防接種に対する経費について、十分な財政措置が講じられるよう国に要望してきたところであり、平成25年度からは経費の9割が交付税措置されています。</p> <p>また、風しんについては、今年度から平成26年度から風しんの予防接種が必要な方を抽出する検査の公費助成事業を実施しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンは、接種による副反応の検証など、安全性の確保・向上を進めながら、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。</p>	<p>ワクチンの接種については、予防接種の効果とその副反応のリスクに関する正しい知識を持つことが重要であり、専門家による科学的な評価や知見など、国から提供される情報について、引き続き市町村や医療機関等と連携しながら、適切な情報提供に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。</p>	<p>ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季を中心に流行し、社会福祉施設等での集団感染のおそれがあることから、県内の流行状況をホームページ等で情報提供するとともに、社会福祉施設等の職員を対象に研修会を開催し感染予防対策の啓発を行っているほか、社会福祉施設等で集団感染が発生した場合は、調査を行い感染拡大の防止のため、指導を行っています。</p> <p>新たなワクチンの定期接種化について、国に対し制度の充実を図るとともに、必要な財政措置を講ずるよう引き続き要望していきます。</p> <p>また、HIVや、クラミジアはじめとした性感染症については、発生動向を注視し、保健所で行っている無料匿名検査の周知を図るとともに、引き続き、予防のための普及啓発を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。</p>	<p>県では、エボラ出血熱患者の発生に備え、フェーズごとの危機管理体制を整備し、医療機関や保健所の対応について再確認しながら、万一に備えています。</p> <p>また、デング熱は、蚊が媒介することから、流行時期には保健所に相談窓口を設置するほか、医療機関との連携を強化し、情報提供の徹底を依頼するとともに、県民に対し注意喚起に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。</p> <p>6) 保健所の体制を強化すること。</p>	<p>新型インフルエンザへの対策については、平成25年度に取りまとめた行動計画・ガイドラインに基づき、各保健所が主体となって、地域の関係機関と連携を図りながら、各圏域において体制を整備し、訓練や研修を実施しているところです。</p> <p>なお、ヒブワクチンの接種や子宮頸がん対策に係る予防接種については、市町村において実施しているものですが、県としても接種について県民に周知する等、市町村を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 1)「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p>	<p>県では、がん対策推進条例及び岩手県がん対策推進計画に基づき、がんの予防から早期診断・早期治療、がん医療、緩和ケアなど多岐にわたる分野の取組を、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者、がん患者・その家族などの県民と一体となって、総合的かつ計画的に実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 2) 岩手町の取り組みに学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。</p>	<p>市町村が行うがん検診の受診率向上に向けて、県では、市町村や検診実施機関、医療関係団体などによる検討会の開催や受診勧奨に係る普及啓発等を行っています。岩手町などのがん検診受診率の高い市町村の取組について検討会で情報提供するなどし、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。また、平成26年3月に策定された「健康いわて21プラン(第2次)」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、禁煙希望者へのきめ細やかな禁煙支援や、公共的な空間での受動喫煙防止対策などの取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 3) どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院の整備や拠点病院と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を進めており、平成26年8月に新たに県立釜石病院が国の指定を受け、県内全ての二次医療圏にがん拠点病院が整備されたところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p>	<p>緩和ケア病棟については、県内に5か所設置されているほか、緩和ケア病床や外来が設置されており、また、県内全ての二次医療圏において、緩和ケアチームが設置されるなど、緩和ケアの普及が着実に進んでいます。県ではこれまで、緩和ケアに従事する医師の研修やがん診療連携拠点病院における相談体制の整備などへの支援のほか、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームの機能強化などにより、緩和ケアの提供体制を充実させることとしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>5) 受動喫煙防止対策を徹底し、官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>平成26年3月に策定された「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>5) 受動喫煙防止対策を徹底し、官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。</p>	議会事務局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待されることです。</p> <p>調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくなど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いています。</p> <p>県としては、機構が地元に対して引き続き丁寧な説明を行いながら、地元との信頼関係のもとで事業が適切に進められるよう、機構と市町村、関係機関との連携体制の構築に当たり、必要な協力を行っていきたいと考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識のもと、平成25年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱い等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意された方々のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、生命倫理の専門家等による国の審査等を経て実施しており、厳格な運用を行っていると考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みは積極的に取り組むよう求めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ8名の医師が派遣され、地域医療に従事しているほか、これまで約1万8千人の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。また、同事業は、健康調査のほか、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。</p> <p>1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p>	<p>県では、市町村の相談窓口整備の支援及び県民生活センターの機能を強化するため、これまで国の地方消費者行政活性化交付金等による基金を造成し、これを利用して市町村における消費生活相談窓口の整備への補助や相談員のレベルアップに資する事業に取り組んできました。</p> <p>平成25年度には全市町村において消費生活相談体制が整備されました。今後とも、県と市町村の連携を一層強化し、消費生活相談解決への支援が適切に行われるよう努めます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p>	<p>相談者は、消費生活問題のほかにも様々な問題を抱えている場合があるため、関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に努めています。 特に多重債務問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起しを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため庁内各部局や関係機関との情報共有を密にするための連絡会議を開催するなど、連携の強化を図っています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。</p>	<p>消費生活相談員の待遇については、報酬や執務環境の改善、能力向上の機会の拡充などに努めています。 正規職員化については制度上困難な状況です。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	S その他
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 1) 被災した県立高田・大槌・山田病院の早期再建整備を進めること。</p>	<p>被災した沿岸の県立3病院(大槌、山田、高田病院)の再建については、平成25年3月及び8月に公表した再建方針に沿って、大槌病院及び山田病院は平成28年度、高田病院は平成29年度の開院を目指し取組みを進めています。 大槌病院については、平成26年7月に建築工事等契約を締結し、現在、工事を進めているところです。 山田病院については、平成26年12月で建築設計業務が完了し、現在、工事入札手続中です。 高田病院については、本年度、地元陸前高田市において用地買収及び造成を進め、その進捗も踏まえながら、医療局において病院設計を行うこととしており、現在、プロポーザル方式による設計者選定を進めているところです。被災した3病院の再建にあたっては、今後とも各市町と緊密に連携しながら早期再建に向けた取組みを進めていきます。</p>	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 2) 被災した民間医療機関の再建に抜本的な支援を強化すること。</p>	<p>被災した医療機関の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療機関については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開に要した経費に対する補助のほか、早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築に対する支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。 ① 奨学生の確保、臨床研修医・後期研修医の確保、医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>奨学生の確保については、ホームページや各種の広報媒体を活用して、岩手医科大学をはじめとする医学部入学を目指す学生に対して積極的にPR活動を行っています。</p> <p>臨床研修医の確保については、県内12の臨床研修病院が病院の枠を超えて連携する「いわてイーハトーヴ臨床研修病院群」と協力しながら県内外の医学生に岩手県での臨床研修について積極的な働きかけを行うほか、指導医等を対象としたセミナーを実施するなど受入体制の充実に努めています。</p> <p>また、後期研修医の確保については、研修プログラムの充実やPRの強化等により、その確保に努めていくこととしています。</p> <p>医師の待遇改善については、病院現場で勤務する医師から直接意見を聴取するなど幅広く要望の把握に努めており、実施可能なものから随時実施していくこととしています。</p> <p>なお、医師の任期付職員採用制度の導入により、これまで臨時職員として任用していた65歳超で外部から招聘する医師等について、正規職員と同等の待遇で任用できるよう改善を図っています。</p>	医療局	医療局医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。 ② 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。</p>	<p>県立病院における医療クラークについては、診療報酬で評価されている医師事務作業補助体制加算の最大基準を取得できる人員を定数の上限とし、医師の業務負担軽減に努めています。また、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの職員配置については、業務量等に応じた適正な配置を原則としており、今後も病院の実情等にも十分配慮しながら取り組んでいきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>③ 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や宮古市・宮古市医師会の取り組みを参考に広域基幹病院等への応援などにも取り組むようにすること。</p>	<p>二次救急医療を担う地域中核病院と地元医師会や開業医との連携は、病院勤務医の負担軽減と地域の救急医療体制の確保・充実につながるものであり、県としても引き続き、地元開業医による診療応援の取組を支援することで、二次保健医療圏全体で地域医療を守る取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3) 医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>④ 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。</p>	<p>地域医療の担い手として、総合診療専門医は必要と考えており、その養成・確保に向け、検討会を設置し、研修プログラムの作成や広報に取り組んできたところです。</p> <p>今後は、新しい専門医制度の動向を見ながら、総合診療医の養成・確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4) 看護師の大幅増員を実現すること。月8日夜勤の厳守、夜勤専任看護師の見直し、出産・育児等による看護師の補充、年次有給休暇が取得できる労働条件の抜本的な改善をはかること。</p>	<p>看護師の増員については、岩手県立病院の経営計画《2014-2018》において、平成26年度から30年度までの5か年間の職員配置計画について、被災病院の再建及び医療の質の向上を図ることなどを目的として、看護師130名の増員を行うこととしており、必要な職員の配置に努めていきます。</p> <p>年次休暇が取得しやすい環境の整備に向けて、各病院に対して看護体制上の必要数を配置するとともに、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員についても正規職員で補充することとしています。</p> <p>また、育児支援制度の充実等に伴い不足する夜勤要員を確保するとともに、多様な勤務形態を導入することで、より働きやすい職場環境とするため、正規及び時間制看護師の夜勤専従を行っております。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>5) 民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて慎重に取り組むこと。県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。</p>	<p>花泉地域診療センターについては、民間移管前の無床診療所に戻し、圏域内の基幹病院を中心に入院患者の受入れを確保するなど地域医療の確保に努めています。</p> <p>沼宮内地域診療センターについては、岩手町において民間移管の実現に向けた取組みを行っているところであり、医療局では町と連携し、医師情報の提供など必要な支援を行っていきます。</p> <p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止したところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しており、病床を確保することは難しい状況です。</p> <p>「岩手県立病院等の経営計画《2014-2018》」においては、医師不足や患者数の減少等の地域の実情により経営環境が厳しい病院についても、地域における医療提供体制を維持し、公的医療機関の役割を果たしていく必要があることから、現行の体制において、県立病院群全体で効率的な運営を行うこととしています。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>6) 国保藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること。市町村立病院への支援と連携を強化すること。沢内病院への医師派遣を引き続き進めること。</p>	<p>平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、平成27年度以降、都道府県は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域の医療需要の将来推計等を活用して、二次医療圏等ごとに、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想を策定することとされています。</p> <p>地域医療構想は、将来の医療需要を踏まえた必要病床数の推計方法など、国が示すガイドラインに沿って策定することとされており、岩手県としては、公的医療機関が地域医療に大きな役割を担っている本県の特殊性や、広大な県土を有し、県内各地において高齢化や医療・介護資源の状況が異なることなどを踏まえ、地域の医療関係団体など意見を伺いながら、地域医療構想を策定したいと考えております。</p> <p>医師派遣について、県では、「自治医科大学医師養成事業」及び「市町村医師養成事業」で養成した医師を医師不足地域の医療機関へ計画的に配置しているほか、医師確保対策アクションプランに基づき、医師確保のための各種事業を実施し、医師不足地域の解消に努めているところです。しかし、県内の医師不足は深刻であり、地域の中核的な医療機関である県立病院の機能を維持することが困難となるなど、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望に対して全て応えることは難しい状況にあります。</p> <p>なお、西和賀さわうち病院への医師派遣については、平成26年度から実施しており、平成27年度も継続する予定です。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>7) 国に対し、地域の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。</p>	<p>地域医療提供体制の確保に向けた施策の充実については、県単独の要望のほか知事会等、他の都道府県とも連携を図りながら継続して国に要望しているところです。</p> <p>地方病院においては、経営の収入増加のみで地域医療の窮状が解決できる状況になく、診療報酬と医療政策の両面で総合的に対策を講ずる必要があることから、医療提供体制の確保に係る実効ある施策に充実について、引き続き国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>1、東日本大震災で被災した被災孤児、被災遺児、養育里親等に対する親身な支援を強化するとともに、保育所、放課後児童クラブ、児童デイサービス事業の再建整備に取り組むこと。</p>	<p>被災孤児については、里親制度の活用により適切な養育環境を確保するとともに、児童相談所職員が訪問等を行い、相談支援に努めています。被災遺児については、沿岸広域振興局に遺児家庭支援専門員を配置し、各種支援制度の周知や相談支援に努めています。また、養育里親等については、児童家庭支援センターへ里親支援専門相談員を配置して訪問等による支援を行うほか、里親サロンや里親研修交流会の開催等による支援を行っています。</p> <p>保育所及び放課後児童クラブについては、施設の復旧及び事業再開への支援を行ってきたところであり、平成27年度においても引き続き施設の復旧を支援していきます。</p> <p>なお、被災した障害福祉サービス事業所については、すでに復旧し事業再開しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>2、「子育てするなら岩手県」をめざし、総合的な子育て支援策と本格的な少子化対策を講じて、合計特殊出生率が向上するように、経済的な負担の軽減や仕事と子育てが両立できる人間らしい働き方などを含めた対策を講じること。</p>	<p>本県の合計特殊出生率は、平成25年は前年より0.02ポイント増加し、1.46となりましたが、出生数は依然として減少傾向にあり、厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、県では、次世代育成支援対策推進法に基づく「いわて子どもプラン」(計画期間:平成22年度～26年度)を策定し、「男女がともに家庭や子育てに夢をもち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」という基本方針のもと、「若者が家庭や子育てに夢を持てる環境の整備」「子育て環境の支援」「子どもの健全育成の支援」を推進しています。</p> <p>今年度は、いわての子どもを健やかに育む条例の制定に取り組むとともに、「いわて子どもプラン」の見直しを行い、平成27年度以降は子ども・子育て支援事業支援計画と併せて引き続き、仕事と子育ての両立ができるよう支援に向けて取り組んでいくこととしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>① 待機児童(566人、10月1日現在)を早急に解消すること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立て、保育所の新增設を思い切って進めること。</p>	<p>待機児童が発生している市町村については、新たな保育所の設置や既存施設の定員の見直し等により待機児童の解消を目指す計画の提出を求めているところ。また、平成20年度に造成した「子育て支援対策臨時特例基金」を活用し、民間保育所の整備などの取組を、集中的・重点的に支援しているところ。</p> <p>なお、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月施行)に向けて各市町村において、認可外保育施設の子どもも含めた保育ニーズの把握に努めているところであり、今後、保育ニーズに対応したサービス提供体制についての計画を策定することとしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第三子保育料の無料化を実施し負担軽減にとりくむこと。</p>	<p>延長保育、一時預かりや病児保育など多様な保育サービスの拡充に向けては、地域子ども・子育て支援事業交付金等により市町村の取組を財政的に支援していきます。</p> <p>また、保育所等の特定教育・保育施設に係る利用者負担額については、各市町村におけるその設定状況や多子世帯に係る軽減措置の状況を踏まえ、実態に則した制度となるよう、逐次必要な見直しを行うよう国に対し要望をしていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>③ 民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p>	<p>保育所の民営化については、市町村がその地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進められているものと考えています。</p> <p>県としては、民営化以降も保育所の最低基準が遵守され、また適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく年1回の指導監査等により適切に指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>④ 保育所の人員や面積要件を緩和する保育制度の改悪に反対すること。</p>	<p>保育所の設備及び運営に関する基準については、地域主権改革に関する第1次一括法により、都道府県条例に委任することとされ、このうち、職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところです。</p> <p>本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める最低基準と同様の基準条例を制定し、平成25年4月から施行しているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>①保育時間は子どもの状況を基準にし、短時間保育の押し付けはやめること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、「保育の必要性」の事由に、フルタイム就労のほか、新たにパートタイム就労も対象となりました。</p> <p>「保育短時間」は主にパートタイム就労を想定したのですが、保育の必要量の認定は、家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとされており、保護者の就労状況を勘案して、市町村が行います。</p> <p>なお、施設ごとに保育短時間の時間帯を設定することを基本とし、人的体制を整えるなど、質の高い保育を提供していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>②保育料の負担を抑え無償化をめざすこと。思い切って遊べる園庭、ホールなどの確保を進めること。</p>	<p>保育料については、国が全国一律に定めている基準額を基本とし、各市町村が地域の実情に応じて独自に設定するものですが、生活保護世帯や母子世帯等の低所得者世帯は、国の基準額において保育料が無料とされているところです。</p> <p>また、保育所同時入所の子どもに係る保育料についても、国の基準額において、第2子が半額、第3子以降が無料とされているところです。</p> <p>なお、屋外遊戯場や遊戯室については、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める最低基準と同様の基準条例を制定し、平成25年4月から施行して対応しているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>③保育士の配置、保育室など保育の基準を計画的に改善すること。</p>	<p>保育所の設備及び運営に関する基準については、地域主権改革に関する第1次一括法により、都道府県条例に委任することとされ、このうち、保育士の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところです。</p> <p>また、保育時間の基準などについては、「参酌すべき基準」であることから、国の基準を参酌したところです。</p> <p>本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める最低基準と同様の基準条例を制定し、平成25年4月から施行して対応しているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。保育料の負担を抑え無償化をめざすこと。思い切って遊べる園庭、ホールなどの確保を進めること。</p> <p>④市町村は児童福祉法第24条第1項に基づき、待機児童の状況を把握し、保育の責任を果たすようにすること。認可保育所の建設や改修への補助金の廃止に反対し、補助金の存続を求めること。</p>	<p>新制度においても、市町村は児童福祉法第24条第1項に規定された保育の実施義務を担うこととされており、さらに、認定こども園や小規模保育など必要な保育の確保のための措置を図ることや、利用者に対する施設・事業者の情報提供や相談対応、優先利用に係る利用調整等の関与を行うこととされ、市町村の責任が後退することはないと考えています。</p> <p>また、保育所整備に係る補助金については、来年度から「保育所等整備交付金」が創設されることとされたところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。保育料の負担を抑え無償化をめざすこと。思い切って遊べる園庭、ホールなどの確保を進めること。</p> <p>⑤株式会社の参入については、全国的に問題が生じており慎重に対応すること。</p>	<p>現在においても、株式会社による保育所の運営は可能ですが、新制度においては、社会福祉法人及び学校法人以外が保育所を設置する場合は、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことが求められます。</p> <p>県としては、株式会社による保育所の設置認可にあたっては、これらの基準や要件への適合状況を十分に審査するとともに、施設の職員や保育計画等の情報開示を徹底し、利用者に対する施設の運営状況の透明化に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。保育料の負担を抑え無償化をめざすこと。思い切って遊べる園庭、ホールなどの確保を進めること。</p> <p>⑥消費税に頼らない財源を確保すること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、消費税の引き上げ及び消費税以外の財源により、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を図ることとされています。</p> <p>県としては、子ども・子育て支援新制度の円滑な移行に向けた財源の確保について、引き続き国に要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	D 実現が極めて困難なもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3) 学童保育を拡充すること。</p> <p>①「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設に取り組むこと。</p>	<p>放課後児童クラブの設備・運営基準については、国が省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところであり、当面は、当該条例に基づく基準を市町村が満たすよう、必要な助言等を行っていきます。</p> <p>また、放課後児童クラブの増設については、毎年度、市町村と協議しながら設置促進を図っているところであり、平成27年度においても施設整備に要する経費の一部を補助する等の支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3) 学童保育を拡充すること。</p> <p>② 指導員の正規化・労働条件の改善と複数配置を行うこと。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、国においては、放課後児童クラブの職員の人件費相当額を含む運営費の補助基準額の改善を図ることとしています。放課後児童クラブに対する財政支援の拡充について、従前から国に要望してきたところであり、今後とも引き続き要望していきたく考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3) 学童保育を拡充すること。</p> <p>③ 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。</p>	<p>国では、省令で定める基準において放課後児童クラブの支援の単位を概ね40人以下としているところであり、大規模な放課後児童クラブの解消のための施設整備費や既存施設の改修費を補助対象としています。</p> <p>県においても、放課後児童クラブを利用する児童に対して適切な環境が提供されるよう、市町村と協議しながら必要な施設整備を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3) 学童保育を拡充すること。</p> <p>④ 利用料の軽減策を講じること。</p>	<p>国では、放課後児童クラブの運営に要する費用の半分程度は利用者負担と整理しているところですが、県では、従前から放課後児童クラブの運営経費に対する財政支援の拡充について要望してきたところです。</p> <p>放課後児童クラブの利用料の軽減のためにも、財政支援の拡充について、引き続き要望していきたく考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>1) 当面、年間労働時間1800時間の達成をめざし、長時間労働の是正を図ること。サービス残業の根絶に取り組むこと。</p>	<p>国では、長時間労働削減に向けた重点監督の実施や、ほっとラインの開設等相談体制の強化を図っているほか、平成27年1月8日には、長時間労働の抑制等「働き方の見直し」を促進するため、岩手労働局に「岩手労働局働き方改革推進本部」が設置されたところです。</p> <p>県では、平成27年1月下旬に「働き方改革の見直し」を促進するため、岩手労働局と連携し、県内の各労使団体に対し、要請活動を実施しました。</p> <p>今後も引き続き、岩手労働局と緊密な連携を図り、企業等へ長時間労働の削減等について働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>2) 育児休業制度の改善、妊娠・出産に伴う不当な解雇や退職勧奨、不利益な扱いをなくすこと。</p>	<p>妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されていることを事業主等へ周知、啓発を図っていきます。</p> <p>また、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いがあった場合には、労働局長による紛争解決援助制度等を活用できることについても周知、啓発を図っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>3) 子育てができる賃金・労働時間を保障すること。正規雇用の拡大と派遣・請負の見直し・正社員化で、若者に安定した雇用・仕事を確保すること。</p>	<p>子育てができる賃金・労働時間の保障については、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度など柔軟な労働時間の設定や労働者のニーズ、会社の実情に応じた育児支援措置など具体的な取組が促進されるよう、周知・啓発を図っていきます。</p> <p>また、県では岩手労働局と連携し、商工関係団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い、正規雇用の拡大を呼びかけています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>1) 「子どもの貧困」の実態調査を行い、削減目標を設定し、総合的な対策を講じること。</p>	<p>国では、国民生活基礎調査を基に、子どもの貧困率等を公表しているところですが、県において国と同様の調査を行うことは困難と考えています。</p> <p>県では、いわて子どもプランに基づき、子育て家庭への支援のひとつとして「経済的負担の軽減」を掲げ、乳幼児や妊産婦を対象とした医療費助成や保育所同時入所第3子以降の無料化、児童手当や児童扶養手当の適切な支給等に取り組んでいます。</p> <p>今後、平成26年8月に国が定めた子どもの貧困対策に関する大綱を踏まえ、県では、子どもの貧困対策に関する計画を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>2) 私学を含め高校授業料の無償化を実現すること。現在授業料が免除されている世帯が増税とならないよう対策を求めること。</p>	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金の他、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算額の増額が図られ、平成27年度には授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金の増額が見込まれているなど、国において支援策の拡充が図られてきております。</p> <p>県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援施策の充実等について、要望して参ります。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>2) 私学を含め高校授業料の無償化を実現すること。現在授業料が免除されている世帯が増税とならないよう対策を求めること。</p>	<p>【授業料無償化】</p> <p>所得制限を設けた高等学校等就学支援金制度は、導入されたばかりの制度であることから、まずは制度の円滑な運用に努めるとともに、国に対し事務手続きの簡素化等を要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>3) 就学援助の周知・徹底を図り拡充すること。児童扶養手当の削減を撤回するよう国に求めること。小中高の教育費負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>児童扶養手当は、ひとり親家庭等の自立促進のための制度であるため、受給者に就業意欲が見られない場合には、一部支給停止しているものですが、受給者が監護する児童等が、障がい等により要介護の状態にあること等の理由で就業が困難な場合には、手当の一部支給停止措置は行っておらず、手当は満額支給しています。</p> <p>なお、県では、児童扶養手当の支給のほか、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子・父子自立支援プログラムの策定、母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談、振興局に配置している母子自立支援員による相談対応等により、引き続き、ひとり親家庭等の自立を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	C 当面は実現できないもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>3) 就学援助の周知・徹底を図り拡充すること。児童扶養手当の削減を撤回するよう国に求めること。小中高の教育費負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金その他、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算額の増額が図られ、平成27年度には授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金の増額が見込まれているなど、国において支援策の充実が図られてきております。</p> <p>県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援施策の充実等について、要望して参ります。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>3) 就学援助の周知・徹底を図り拡充すること。児童扶養手当の削減を撤回するよう国に求めること。小中高の教育費負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>【就学援助】</p> <p>就学援助事業については、生活保護法第6条に規定する要保護者を除き、市町村の単独事業として、地域の実情に応じて市町村の判断で実施され、財源については地方財政措置されているところです。</p> <p>引き続き、国に対し、市町村において必要な援助を実施できるよう、十分な財政措置を講じるよう必要な要望を行うとともに、市町村に対し、就学援助の適切な運用及びその趣旨の徹底が図られるよう、指導助言していきます。</p> <p>【奨学金】</p> <p>東日本大震災津波により親を失った児童生徒等にいわての学び希望基金を原資とする給付型奨学金制度及び被災世帯の高校生等を対象とした奨学金制度を平成23年度から実施しています。</p> <p>また、低所得世帯の高校生等の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金制度を平成26年度から実施しています。なお、公益財団法人岩手育英奨学会が実施している高校生等を対象とした奨学金は全て無利子です。</p> <p>【授業料無償化】</p> <p>所得制限を設けた高等学校等就学支援金制度は、導入されたばかりの制度であることから、まずは制度の円滑な運用に努めるとともに、国に対し事務手続きの簡素化等を要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>4) 給付制の奨学金を創設し、奨学金はすべて無利子とするよう改善すること。東日本大震災によって国の奨学金が返せなくなった場合、返還免除が可能となることを周知徹底すること。</p>	<p>東日本大震災津波により親を失った児童生徒等にいわての学び希望基金を原資とする給付型奨学金制度及び被災世帯の高校生等を対象とした奨学金制度を平成23年度から実施しています。</p> <p>また、低所得世帯の高校生等の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金制度を平成26年度から実施しています。</p> <p>なお、公益財団法人岩手育英奨学会が実施している高校生等を対象とした奨学金は全て無利子です。</p> <p>おって、国の奨学金制度を実施している日本学生支援機構による奨学金制度の周知については、同機構からの依頼に基づき、県内の各高等学校等を通じて周知しているところであり、今後とも同機構と連携を図りながら制度の周知を行います。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>4) 給付制の奨学金を創設し、奨学金はすべて無利子とするよう改善すること。東日本大震災によって国の奨学金が返せなくなった場合、返還免除が可能となることを周知徹底すること。</p>	<p>国の奨学金制度を実施している日本学生支援機構による奨学金制度の周知については、国からの通知等に基づき、県内私立高等学校等に周知しているところであり、今後とも関係機関との連携のもとに、制度の周知を図って参ります。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>5) 県立大学の授業料の減額・免除を拡充し、必要な助成を行うこと。交付金の削減は行わないこと。</p>	<p>県立大学においては、公立大学法人の自主的な運営のもとで、経済的な理由により授業料の納付が困難な学生や震災で被災した学生に対し授業料等の減免を行っており、県では大学に、法人に対する経営努力を促しつつ、所要額を適正に算定し、運営費交付金を交付しています。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。</p> <p>① 大震災津波に対応して、児童福祉司・児童心理司は大幅に増員し、広域振興局に対応した児童相談所の体制を抜本的に強化すること。</p>	<p>児童福祉司については、平成25年度に2名増員するなど、児童相談所の体制強化を図ったところであり、平成27年度においても同様の体制を維持することとしています。</p> <p>また、被災地における児童虐待の防止、要保護児童等への適切な対応を図るため、他府県からの派遣支援を受けて児童福祉司を児童相談所へ追加で配置するとともに、広域振興局に配置している遺児家庭支援専門員等と緊密な連携を図るなど、今後とも、児童相談体制の強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。</p> <p>② 満員状態の児童養護施設の整備と定員増を進め、児童養護施設の人員配置を改善し、親への指導と支援を強化すること。小規模ホーム、グループケアの増設をはかること。</p>	<p>児童養護施設の定員については、入所児童数の状況を勘案しながら、施設と協議し、必要に応じた見直しを行っており、現在は必要な定員が確保されているところです。</p> <p>また、県内の全児童養護施設に、施設と家庭との調整を担う家庭支援専門相談員を配置して、親等への支援の充実を図っているほか、平成27年度から児童指導員等の配置基準が改善される見込みです。</p> <p>今後の本県における要保護児童対策をより家庭的な養育環境で進めるための推進計画において、児童養護施設等の小規模化や地域分散化等を進めることとしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。</p> <p>③ 重度の虐待児や医療の必要な児童が半数以上を占めているみちのくみどり学園の看護師配置や児童心理司に対する補助を継続するように国に働きかけるとともに、県としても対策を講じること。</p>	<p>みちのくみどり学園には、国の補助を受けて看護師及び心理療法担当職員が配置されているところであり、県としては、今後も国の補助が継続され、充実した職員体制が維持されるよう、必要に応じて国への要望に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>2) 相談が急増しているDVへの対応を強化し、緊急一時保護施設の整備と支援、被害者への自立支援を強めること。</p>	<p>県では、市町村や警察等の関係機関と協力のうえ、DV防止に関する周知啓発を行うとともに、相談員等を対象とした研修を実施しているほか、国、市町村、医療や法律の専門家等で構成する連絡会議を開催し情報交換を行うなど、DV被害者に対する適切な相談対応・支援等に向けた取組を行っています。</p> <p>さらに、DV被害者に対する緊急避難場所の提供や、一時保護後の自立支援のための生活資金補助等を実施しています。</p> <p>緊急一時保護施設の整備・支援については、加害者等からの秘匿や24時間対応といった施設の性格上、その設置等には相当な配慮が必要と考えているところです。</p> <p>今後も関係機関と連携し、被害者の支援を行います。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>3) アレルギー・アトピー、化学物質過敏症対策を総合的に強化し、実態調査と相談窓口の設置を行うこと。医療費と食品の購入助成を行うこと。必要な教育が受けられるよう特別の対策を講じること。</p>	<p>アレルギー・アトピー等に関するご相談は、市町村が実施する乳幼児健康診査(集団健診、医療機関委託健診)のほか、保健所等の保健指導のなかで相談対応をしています。なお、食品購入費への助成は困難ですが、医療費について、就学前の乳幼児を対象に医療費助成を実施しています。</p>	保健福祉部	健康国保課、子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>4) 子どもの通学路の安全対策を地域の協力のもと講じること。</p>	<p>平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、県内の通学路における危険箇所の洗い出しを行い、平成25年度から通学路安全推進事業(国庫10/10)を活用しながら、安全対策を実施しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>1、被災者の雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>沿岸地域に所在する事業所については、平成27年度においても引き続き事業復興型雇用創出助成金により、安定的な雇用の創出を行っていきます。</p> <p>また、グループ補助事業や中小企業被災資産復旧事業等を実施し、引き続き、被災事業者に対する再建支援や経営支援に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室、経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>1) 政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。</p>	<p>県は、「いわて県民計画」に掲げた『産業創造県いわて』の実現に向け、各種産業振興施策に取り組んでいます。これら施策を通じ、賃金面も含めた雇用の拡大や、中小企業の経営改善を図っています。</p>	商工労働観光部	商工企画室	S その他
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること</p> <p>2) 雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化をはかり、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。</p>	<p>2) 県では、岩手労働局等と連携し、商工関係団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い、正規雇用の拡大を呼びかけています。</p> <p>今後も安定的な雇用の確保に向けて、取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革一貫上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること 3) 2度も廃案となった労働者派遣法の改悪に反対し、抜本的改正で均等待遇のルール確立によって、正社員化の流れを促進すること。</p>	<p>派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、労働者派遣法では派遣会社及び派遣先における均等待遇に向けた配慮が義務化されています。 県としては、岩手労働局及び関係機関と連携を図りながら、関係法令が遵守されるよう周知・啓発に努めていきますが、労働者派遣法の改正については、労働者の待遇改善等に繋がるものとなるよう、十分審議を尽くしてほしいと考えており、今後の国会の審議等を注視していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革一貫上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること 4) ブラック企業を規制し、無法人ストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業に対して、国では平成26年11月に重点監督を実施し是正指導を行ったほか、労働時間や割増賃金等の労働条件や労務管理に関する情報を広く発信するポータルサイトの開設等を行っています。 県でも、県内の地域ジョブカフェ等に常設の労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会では、フリーダイヤルの「労働相談なんでもダイヤル」を設置し様々な労働相談に対応しています。今後も岩手労働局と緊密な連携を図り、相談内容に応じて岩手労働局へ伝え、改善へと繋げていくほか、企業訪問やセミナーの開催等を通じて労働関係法令の周知啓発に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	S その他
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革一貫上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること 5) 最低賃金を時給1000円以上に大幅な引き上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。 最低賃金の引き上げは、当県における東日本大震災津波からの復興及び被災地における生活再建の観点からも重要であると考えており、県としては、国に対して、本県労働者の生計費や賃金の実情等を十分に考慮し決定をしていただくよう働きかけています。 なお、国や県が、最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援策を強化していくことが大切であると考えており、県では商工団体による経営支援や被災中小企業の再建のための補助等による支援を行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること 6)「官製ワーキングプア」をなくす公契約条例は、最低賃金の確保を明記した「賃金条項」を盛り込み実効性のあるものとする。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例案の立案にあたり、広く関係団体から御意見を伺いましたが、賃金条項については様々な考え方や御意見があることを把握・承知したところであり、これを踏まえ、今回の条例案においては、賃金条項を盛り込まなかったものです。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること 7) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。</p>	<p>県としては、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより離職者の再就職に向けた多様な職業訓練コースを実施しており、今後も引き続き、離職者及び求人企業のニーズを的確に把握しながら、離職者に対する安定雇用の実現に向けた支援を行ってまいります。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること 8) 県職員の賃金引き下げは中止すること。</p>	<p>本県の地域経済や雇用情勢はなお厳しい状況が続いており、県財政も厳しい環境にあることに鑑み、引き続き様々な財政削減努力を続けることが必要であることから、給料の特別調整額(管理職手当)の減額措置について来年度も継続することとし、県議会2月定例会に関係条例案を提出したところです。</p>	<p>総務部</p>	<p>人事課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的 改革で財源を賄うこと。 1) 消費税8%への増税は、景気悪化と格差の拡大をもたらしました。増税不況であることは明らかです。暮らしを破壊しさらに不況を深刻化させる消費税の10%増税は中止を求めること。</p>	<p>本格復興を進める本県にとって、消費税の再増税は、被災地の経済の再生や、復興の推進に影響を及ぼすことが懸念されることから、これまで県は国に対して被災地の復興の支障とならないよう、慎重な判断を求めてきたところです。 今後とも、被災地の復興の支障とならないよう、適切な対応を国に要望していきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的 改革で財源を賄うこと 2) 大企業と大資産家への行きすぎた減税を見直し、応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革で日本経済を健全な成長の軌道に乗せ増税増をはかる—この二つの柱の同時進行進め、社会保障充実と財政危機打開の道を開くことを求めること。</p>	<p>社会保障を充実させながら財政危機を打開していくためには、国において、内需拡大型の経済構造改革を進めることによって、強い地方経済に支えられた強い日本経済を実現し、国民の所得を増やしていくことが必要であると考えています。 国に対しては、これまでもこうした本県の考えを提言してきたところですが、今後とも機会を捉えて提言等を行ってまいります。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して求人の確保に全力をあげること。県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。大学と企業との就職協定の締結を求めること。</p>	<p>平成26年3月31日、県と岩手労働局とが締結した「岩手県雇用対策協定」において、平成27年3月新卒者の県内就職割合を平成26年3月新卒者の実績以上とする目標を掲げたところです。新規学卒者の就職支援については、就業支援員が地域のハローワークのジョブサポーター等と連携して求人開拓を行っており、復興に伴う経済活動の活発化もあり、求人数は過去10年で最高となっています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 2) 新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p>	<p>新卒3年を超えた青年の就職対策については、ジョブカフェ等による就職相談、各種セミナー等による支援サービスの提供など就職に向けた支援に取り組んでいきます。 また中小企業に対しては、事業復興型雇用創出助成金の活用や国の助成金制度について周知等を図っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。</p>	<p>県では、新卒者の早期離職状況を把握し、ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェを中心に、高校・大学等の新規学卒者の早期離職防止等に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。</p>	<p>ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェでは、就職支援に係る課題の変化に対応した取組の重点化により支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p>	<p>県としては、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより、離職者の再就職に向けた支援を行っており、フリーター等の方々に対しても、早期の再就職が実現するよう、本事業により引き続き支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 6) キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけることを徹底すること。</p>	<p>高校・大学等の新規学卒者の早期離職防止等のためにも、労働関係法令の基礎知識を身につけることは大変重要であり、県では、ジョブカフェ等の就業支援員が若年者に対し就職相談やセミナー等を通じて就業の支援を行っているほか、平成27年度は、働くルールを学ぶことができるガイドブックの改訂を行い、高校生や大学生等広く配布し、労働関係法令の周知を図ることとしています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。 6) キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。</p>	<p>就職希望者が多く配置を希望する県立高校に就職支援相談補助員を配置し、各地方振興局に配置されている就業支援員や岩手労働局等の関係機関と連携しながら、高校生の安定した雇用と県内就職率の向上及び早期離職の防止に引き続き取り組んでいきます。 また、発達段階に応じて「総合生活力」「人生設計力」を育成し、生徒が自己の在り方・生き方を考え主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校全体で計画的・組織的にはぐくむなど、キャリア教育の推進に一層努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めこと。 1) 大企業の一時的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されていることから、県としては、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知に努めていきます。 また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら日常的なフォローアップ訪問に努めており、さまざまな機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	S その他
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めこと。 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。</p>	<p>解雇等を行う場合の労働者に対する賃金の支払や解雇手続等については、労働基準法等関係法令で規定されていることから、県としては、企業において適切な労務管理がなされるよう、岩手労働局と連携を図りながら、関係法令等や国の助成金制度について周知に努めていきます。 また、解雇等による労使間の紛争に対する労働委員会や岩手労働局の解決援助制度や、離職した方に対する県の離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等も行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 5、誘致大企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。</p>	<p>県では、企業誘致戦略の一つとして「フォローアップ日本一の県」を目指し、定期的に企業訪問をしています。 その中で、企業が抱える課題を把握し、立地市町村と連携して支援することにより、企業が今後も県内で事業を継続し、ひいては安定した雇用の確保や地域経済の発展など社会的な役割と責任を果たすことに繋がるものと考えています。</p>	商工労働観光部	企業立地推進課	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p>	<p>ワンストップサービスについては、県と岩手労働局が共同で、盛岡市と奥州市に総合就業支援拠点を設置し、関係市等と連携しながら、求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までを一体的に実施しています。 また、各地域においては、ハローワーク・県・市町村等関係機関が連携し、総合的な相談対応をするワンストップサービスディを設定しています。今後も、ワンストップサービスの実施について、関係機関と連携して努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、雇用促進住宅や県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p>	<p>県では、岩手労働局と共同で、盛岡市と奥州市に総合就業支援拠点を設置し、関係市等と連携を図りながら、求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までを一体的に実施しています。 また、事業主の都合により離職された方に対する離職者対策資金の貸付も行っているところです。今後も引き続き、国や関係機関等と連携を図りながら、失業者に対する支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらないこと。</p>	<p>失業等により生活に困窮した方に対しては、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などが連携して相談に応じ、生活保護制度の適用や住宅支援給付及び生活福祉資金貸付制度の活用などの助言などを行い適切に対応しています。 住宅支援給付は、福祉事務所を窓口として、住居を喪失した又はおそれのある離職者を対象として、一定の要件の下、就職が決まるまでの家賃相当額を支給する制度であり、この間、生活費等が不足する場合には、社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付を受けることも可能となっています。 これらの住宅支援給付等の制度が利用できない方については、最後のセーフティネットとしての生活保護の利用が考えられ、福祉事務所等において随時、相談を受け付けています。 なお、住宅支援給付は、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金に移行されます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 6、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1) 35人学級の小学校全学年への拡充(小5～6年で80学級増、80人教員増)、特養ホームの待機者解消(在宅2449人、50人定員で49か所、1470人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>【耐震化】 県立学校は、財政事情が厳しい中で、耐震化事業の予算を確保し、今までと同様に継続して計画的な耐震化に努めていきます。公立の小中学校は、今後統廃合等を予定している校舎以外の耐震化については、平成29年度までに、ほとんどの校舎の改修工事が行われる予定であるということです。引き続き国に対して、耐震化に係る助成制度の継続について、要望していきます。 【35人学級】 本県においては、35人学級について平成18年度から小学校1年生、平成19年度から小学校2年生、平成24年度から中学校1年生まで拡充して実施しているところです。 さらに、昨年度から今年度にかけて小学校3年生、4年生に拡充し、少人数指導との選択制により実施しています。 これらは、国からの加配定数を活用しているもので、今後の多学年への拡充については、これまで進めてきた少人数指導の良さも活かしつつ、国の動向を注視しながら検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室、教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 6、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1) 35人学級の小学校全学年への拡充(小5～6年で80学級増、80人教員増)、特養ホームの待機者解消(在宅2449人、50人定員で49か所、1470人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>本県においても高齢者の増加に伴い、特別養護老人ホームの待機者が増えているところですが、この解消のため、介護サービス基盤の整備が重要と認識しているところです。 県では、特別養護老人ホームの整備を行う市町村の第6期介護保険事業計画策定に際し、必要なサービスが適切に提供されるよう、サービス量の設定に助言してきたところですが、今後も、市町村が計画的に行う施設整備に対して、補助金等により支援していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉部長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 6、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1) 35人学級の小学校全学年への拡充(小5～6年で80学級増、80人教員増)、特養ホームの待機者解消(在宅2449人、50人定員で49か所、1470人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>消防職員数は、国が示す消防力整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、それぞれ消防活動を行う市町村や一部事務組合の判断に基づき配備を行っています。 消防力の整備指針については、東日本大震災の教訓や消防を取り巻く環境の変化を踏まえ、昨年10月に一部改正が行われたところであり、県では、市町村や一部事務組合の判断を尊重しつつ、指針の改正主旨に則した消防力の充実強化が図られるよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 7、最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定でワーキングプアをなくすこと。 1)「賃金条項」を盛り込んだ公契約条例の制定で県発注の事業については時給1000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例案の立案にあたり、広く関係団体から御意見を伺いましたが、賃金条項については様々な考え方や御意見があることを把握・承知したところであり、このことを踏まえ、今回の条例案においては、賃金条項を盛り込まなかったものです。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	C 当面は実現できないもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 7、最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定でワーキングプアをなくすこと。 2)サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取り組み雇用拡大をはかること。</p>	<p>国では、賃金不払残業の解消を図るため、労使による主体的な取組を促進するとともに、事業場に対する監督指導を実施しているほか、重大かつ悪質な事案については司法処分も含め厳正に対処しているところであり、県に対する相談があった場合は、速やかに労働局につなぐ等、迅速かつ適切な対応に努めています。 また、今年度から、岩手労働局と県が連携し、労使団体等に対し、長時間労働の抑制や年次休暇の取得促進などの「働き方改革」の推進について要請活動を行ったところです。今後も引き続き、岩手労働局との連携を図りながら取組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 7、最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定でワーキングプアをなくすこと。 3)厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間を記録しサービス残業を根絶すること。</p>	<p>職員の始業は、管理・監督の立場にある職員が出勤簿により確認しており、一方、終業は、管理職員自ら確認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合は、その記録簿等により確認しているものであり、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正な手当を支給しています。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 8、金融円滑化法の復活を求め、さらに使い勝手の良い制度とするよう求めること。 中小企業の機械設備のリース代の支払い猶予についても、経産省の通達(2012年11月1日)の趣旨を生かして活用を進め、遅延損害金を求めないこと。遅延があってもリース物件を引き上げないこと。銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。</p>	<p>中小企業金融円滑化法は、平成25年3月に適用期限が到来しましたが、その後、経済産業省や金融庁からの要請により、金融機関は中小企業者からの貸付条件の変更等には柔軟に対応しているものと考えております。 県としても、金融機関には中小企業者への円滑な資金供給について継続的に取り組むよう働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 9、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。</p>	<p>県では、いわて産業振興センターが、国の「下請かけこみ寺事業」により相談窓口を設置し、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けているほか、県内下請け中小企業と親企業との取引条件等の実態調査を行っています。今後もこれらの取組を通じ、国と連携しながら、下請け取引の適正化に努めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 1) 県として店舗改修を含めた住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の被災者に対する独自支援として既往及び新規ローンに対する利子補給補助制度や住宅の補修及び改修に対する補助制度を実施しています。 一般の住宅リフォームに対する助成制度等の創設については、今後の需要等を踏まえて検討を行っていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2013年度は復興事業関連などで、件数では90.5%となりましたが、金額では49.6%にとどまった。実態を調査・検証し改善をはかること。</p>	<p>中小企業者の受注機会増大を図るため、地元中小企業者への優先発注や官公需適格組合の積極的活用、分離・分割発注の推進などについて、県各部局のみならず県内各市町村に対して要請するとともに、岩手県中小企業団体中央会を通じた発注情報提供、官公需に関する協議会を通じた県の取組などの周知により、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p>	<p>「小規模工事希望登録者制度」については、都道府県レベルでの取組として、鳥取県において県庁舎等小規模修繕の随意契約に係る業者選定に当たり、競争入札参加資格者名簿の下位等級者の受注機会の確保等に配慮していると聞いています。本県でも、県営建設工事の発注に当たっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する総務部においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県の取組みも参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めていきます。</p>	県土整備部	建設技術振興課	C 当面は実現できないもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 11、中小企業憲章、小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」を制定すること。 1) 県として中小企業憲章・小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」として制定すること。</p>	<p>小規模企業を含んだ中小企業の振興を図るため「中小企業振興条例」を制定することとし、県議会に提案しました。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 11、中小企業憲章、小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」を制定すること。 2) 地域経済の根幹としての中小企業の役割を明記するとともに、地域の文化とまちづくりの担い手としての役割も明記すること。</p>	<p>中小企業振興条例案においては、中小企業者の責務として、自主的な取組の努力とあわせて、地域社会の活性化及び住民生活の向上に努めることを掲げています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 11、中小企業憲章、小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」を制定すること。 3) 中小企業振興に関わる大企業、金融機関の役割を明記すること。</p>	<p>関係者の責務等は、条例の目的や基本理念を踏まえ、一定の責務・役割を果たしていただくことを強調したい場合に規定するのが一般的であることから、施策の実施主体である県、条例の対象である中小企業者等、特に協力いただきたい県民、この3者を規定しています。大企業、金融機関等その他の関係者については、中小企業振興施策の実施に当たり連携して取り組んでいただくことを規定しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 11、中小企業憲章、小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」を制定すること。 4) 中小企業・小規模企業振興基本計画と具体的な振興計画を策定し、毎年度実績の公表を行い、必要な財政措置を明記すること。</p>	<p>中小企業振興条例案においては、基本計画の策定、施策の実施状況の公表、財政上の措置等について、規定しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 11、中小企業憲章、小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」を制定すること。 5) 中小企業・小規模企業振興を進める「いわて経済振興会議」を中小企業関係者、専門家を含めて構成すること。</p>	<p>中小企業振興条例案においては、基本計画を定める時は、あらかじめ、中小企業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずることとしました。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 12、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図ること 審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。</p>	<p>県では、震災後に国が創設した100%保証制度を活用し、制度融資として「中小企業東日本大震災復興資金」を運用しています。この制度は、直接被災者のもとより、風評被害等の影響がある間接被災者も幅広く対象とし、特に長期・低利な条件としています。貸付実績は県の制度融資の過半を占めるほど多く利用されていることから、引き続き、金融機関や信用保証協会と連携して制度の普及を図り、被災事業者の資金需要に応えていきます。 そもそも信用保証制度は、金融機関による融資の補完であり、災害など特別な場合を除き、金融機関にも責務として一定のリスクを持たせることが前提とされています。したがって、国の方針にも拠りますが、一般的な信用保証に関しては、部分保証制度の撤回は困難であると考えています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 13、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用すること 大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し商店街を守る対策を強化すること。</p>	<p>床面積が6,000平方メートルを超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地からの適地への誘導など、適正な制度運用に努めています。 また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議会活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進めるほか、中心市街地や商店街の活性化に向けての革新的な取組への助成などを通じて商店街等を支援しています。 小売商業調整特別措置法は、小売商業の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 14、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。県としても全国的にも先進的な取り組みとして評価されている消費者救済資金貸付制度に出資し拡充をはかること。</p>	<p>被害者救済については、県民生活センターにおいて、消費者からの相談に応じているほか、消費者110番などの特別相談会を実施し、相談機会の確保に努めています。 また、多重債務問題に対しては、庁内関係部局や、岩手弁護士会、岩手県司法書士会などとの連絡会議を開催するほか、多重債務弁護士無料相談を県内各地で実施するなど関係機関との連携に努めています。 消費者救済資金貸付制度は、県としては、市町村では対応が難しい専門的な相談への対応や、消費者被害の未然防止のための普及啓発事業などの実施を通じて、多重債務者対策の充実に努めており、現在、資金を預託することは考えていません。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
<p>4、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 15、平泉の世界遺産登録と三陸復興国立公園、三陸ジオパークの認定を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。NHKの朝の連続ドラマ「あまちゃん」の効果を生かし、復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸県北を含めた観光対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、世界遺産平泉とあまちゃんのロケ地である久慈地域を情報発信の柱とし、三陸復興国立公園、三陸ジオパーク、三陸鉄道など、県北・沿岸地域の様々な地域資源を組み合わせた旅行商品の造成を促進し、内陸から沿岸への観光周遊ルートの定着に取り組んでいます。 また、復興支援ツアーや震災学習を目的とした教育旅行を沿岸地域の観光振興の柱とするため、震災語り部ガイドのネットワーク化やスキルアップなど受入態勢の整備を進めるとともに、各種情報発信などにより誘客促進に取り組んでいるところであり、今後とも、引き続きこれらの取組を強化していきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>1、米価暴落に対する緊急対策を国に求め、県としても対策を講じること。</p> <p>1)緊急の政府の責任で過剰米を買い上げ、半額に減らした米直接支払いを復活させること。全生産者を対象に価格補てんを行うよう国に求めること。</p>	<p>平成26年産米の価格の下落については、全国的な米の需給緩和によるものであることから、北海道・東北地方知事会において、過剰米の市場からの隔離するよう国に要望したところでは、</p> <p>また、米の直接支払交付金については、平成26年度から単価がこれまでの半分とされたところですが、国においては、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入を検討しており、それらの状況等も踏まえ、引き続き必要な対応を国に求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>1、米価暴落に対する緊急対策を国に求め、県としても対策を講じること。</p> <p>2)米価に不足払い制度を導入するよう国に求めること。</p>	<p>平成26年産米の価格の下落については、全国的な米の需給緩和によるものであることから、北海道・東北地方知事会において、収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)及びナラシ移行のための円滑化対策の十分な予算確保、ナラシ移行のための円滑化対策を延長するよう国に要望したところでは、</p>	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>1、米価暴落に対する緊急対策を国に求め、県としても対策を講じること。</p> <p>3)コメの需給や流通の安定に政府が責任を果たすこと。</p>	<p>平成26年産米の価格の下落については、全国的な米の需給緩和によるものであることから、北海道・東北地方知事会において、国が直接関与する生産調整が存続する間は、少なくとも政府主導による米の補完的な需給及び価格の安定対策に緊急に取り組むよう国に要望したところでは、</p>	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>1、米価暴落に対する緊急対策を国に求め、県としても対策を講じること。</p> <p>4)主食用米以外の麦、大豆、飼料作物などの増産に力を入れること。</p>	<p>県では、国の水田活用の直接支払交付金、攻めの農業実践緊急対策事業などを最大限に活用し、麦、大豆、飼料作物等の生産の拡大を図っていきます。</p> <p>さらに、飼料用米については、国の産地交付金を活用し、作付けの団地化や生産コスト低減の取組に県独自の助成メニューを設定しながら生産の拡大を図っていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、TPP交渉参加からの即時撤退を強く求め、食料主権を回復すること。</p> <p>TPP交渉参加の撤回を強く求め、そのためのあらゆる取り組みを強化すること。各国の食料主権を尊重する貿易ルールを確立すること。農業に打撃を与える日豪EPA(経済連携協定)には反対すること。ミニマムアクセス米の輸入は中止し、廃止を求めること。</p>	<p>TPP協定・日豪EPAは、本県の基幹産業である農林水産業をはじめとした、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>そのため、県ではこれまで国に対し、TPP協定への参加については、国民に対する十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で慎重に判断すること、地域経済や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨むこと、本県の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能を有する農林水産業については、TPP協定への参加如何にかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化を図る施策を講じることなどを繰り返し要請してきました。</p> <p>また、日豪EPAについては、豪州産牛肉の関税率の引き下げ等が、畜産農家等に影響を及ぼすことのないよう、国の責任において、必要な対策を早急かつ十分に講ずることなどを要請してきたところです。</p> <p>県としては、今後においても国の動向を注視しながら、あらゆる機会をとらえ、国に強く要請していきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、生産費を償う水準で、主要な農産物の価格保障・所得補償に踏み出すこと。</p> <p>備蓄用のコメとして、米価の下支えに有効な価格で直ちに買い入れるようにすること。引き続き燃油・肥料・飼料価格の高騰対策を強化すること。価格転嫁が難しい施設園芸や畜産などについては、直接補てんを実施するなど特別の対策を講じること。</p>	<p>国では、価格低下を含めた収入減少を補てんする収入保険制度の導入に向けた調査を実施しており、県としては、国の動向を注視しながら、必要に応じ提案・要望を行っていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>1) 多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。</p>	<p>本県農業・農村の維持・発展のためには、基幹となる担い手と小規模・兼業農家など、多様な志向をもった農家が共存する「いわて型集落営農」を確立することが重要であると認識しています。</p> <p>この考えのもと、「いわて県民計画」では、地域農業の核となる経営体を育成するため、「いわて型集落営農」の確立を重要な取組の1つとして位置付け、「地域農業マスタープラン」の実践支援を通じ、経営管理能力の向上や法人化、農業機械・施設の整備等への支援を行っていくこととしています。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>2) 地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。</p>	<p>地域農業を支える大規模農家や生産組織への支援については、生産の基盤となる農地の集積による規模拡大や経営の発展段階に応じた経営管理能力の向上等の支援を行っているところです。</p> <p>平成27年度は、農地中間管理事業の機構集積協力金や農業経営の法人化等支援対策などを活用しながら、大規模農家や生産組織の経営発展を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>3) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。</p>	<p>青年就農給付金は、生活資金不足となるリスクを負いながら農業にチャレンジする新規就農者を対象としています。給付要件については、一部の要件が緩和されたところですが、必要に応じ、国に改善を要望していきます。</p> <p>新規就農者に対する支援について、県では、県内外における就農相談会の開催や、就農希望者に対する農大や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導、経営開始時における施設整備等に対する助成など、発展段階に応じたきめ細やかな支援を実施しており、今後とも、引き続き、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保育成に取り組んでいきます。</p> <p>県立農業大学校については、国の予算措置状況や県の財政状況なども踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後とも学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>4) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p>	<p>企業の農業参入の自由化については、平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、リース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに併せて措置するとされているところです。</p> <p>県としては、農地中間管理機構を軸とする担い手への農地集積と集約化を推進していく上で、本県農業の発展に支障が生じることがないように、国の議論の動向を注視しながら、必要に応じて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p>	<p>平成27年度の県の農業予算については、本県の厳しい財政事情を踏まえ、国庫事業を積極的に活用・導入するとともに、継続事業の徹底的な見直しを行い、事業の廃止・縮小により生み出した財源を、喫緊の課題に対応するための新規事業に重点配分するなど、緊急度や重要度を考慮しながら予算編成に取り組んだところです。</p> <p>また、価格保障については、国の青果物や畜産物に対する価格安定事業を有効活用し、農業経営の安定化を図っていきます。</p> <p>なお、経営所得安定対策の見直しへの対応については、関係機関・団体と連携して設置した「岩手県元気な地域農業推進本部」等で検討を進め、本県での対応の在り方を明らかにしながら、必要に応じて国への提言を実施しています。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>1) 放射能汚染対策を徹底し、農産物の放射能汚染測定を徹底し「食品の安全」を確保すること。</p>	<p>県では、農作物への放射性物質の影響を防止するため「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」に基づく農作物の生産指導を行うとともに、牧草地の除染や、しいたけホダ場の環境整備などに取り組んでいるところであり、今後もこうした放射性物質の影響対策の取組を継続していきます。</p> <p>また、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき放射性物質濃度の「検査計画」を策定し県産農林水産物の検査を行い、安全性を確認、公表しており、今後も検査結果の公表による消費者への情報提供に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。</p>	<p>輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置して、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として残留農薬や食品添加物などの検査を行うとともに、監視指導や輸入事業者の自主管理の支援等を図り、輸入食品の安全確保に努めているところです。</p> <p>また、食品表示については、平成7年に製造年月日表示から期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが消費者にとって有用であるとの判断によるものであることを御理解願います。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場の農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。米飯給食は当面週4回をめざすこと。</p>	<p>地産地消については、給食施設での県産食材の利用を促進していくため、栄養教諭等への県産食材の利用促進の働きかけ、県産食材を安定的に供給する仕組みづくりの支援を行うとともに、「いわて地産地消給食実施事業所」の認定に取り組んでいます。また、中食・外食事業者における県産食材の利用を拡大するため、「いわて地産地消弁当」の認証などを行っています。また、地域資源を活用した商品開発等についても、食の専門家によるアドバイス等の支援を行っており、今後とも、安全・安心で魅力のあふれる県産農林水産物の情報発信、地産地消の推進等に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>4) 口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとる、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること</p>	<p>口蹄疫対策は、侵入防止対策とともに早期発見・通報による迅速な初動対応が重要であることから、家畜保健衛生所が行う農場巡回や、生産者が集まる機会を活用し、常時、家畜の飼養者、獣医師、畜産関係者に対して注意喚起をしています。また、韓国等での発生情報を随時関係者に提供するとともに、いわて花巻空港において国外チャーター便発着時に、海外渡航者の靴底消毒を行っています。なお、家畜の飼養者には、埋却予定地を確保するよう指導しており、自己で確保できない場合は、公有地を利用することを想定して検討しています。</p> <p>鳥インフルエンザ対策については、農場に対し、毎週の死亡羽数を家畜保健衛生所に報告するよう求めており、死亡羽数が通常の2倍以上となった場合は、家畜保健衛生所が死亡原因を確認しています。さらには、毎月、計画的にモニタリング検査を実施するとともに、万が一、県内で発生した際は、食の安全安心危機管理対応指針等により、全庁的に対応する体制が整備されており、毎年防疫演習等を実施して万々に備えています。</p> <p>なお、発生農場の処分畜や汚染物品については、国が全額を補償することとされています。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。</p>	<p>「国産牛肉のBSE検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる。」との食品安全委員会の評価は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行われたものと認識しており、また、国内での発生リスクに対する国際的な評価や市場が混乱する恐れのない月齢区分、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、本県においても、全国の各自治体と足並みを揃えて、平成25年7月1日以降は、全頭検査を見直し、検査対象月齢を48か月齢超としたところです。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	D 実現が極めて困難なもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>6) 鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>鳥獣被害については、全国的にも被害金額が増加しており、国の予算において、有害捕獲に取り組む予算が新たに確保されることから、平成27年度の執行予算は増額となっています。</p> <p>県としては、この国庫事業を活用しながら市町村協議会等が行う有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵設置等の鳥獣被害防止対策を支援するとともに、侵入防止効果の高かつ低コストな柵の設置方法の技術実証や地域指導者等を育成するための研修会を開催するなど、鳥獣被害防止対策を強化していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、農協大合併を理由とした一方的な農家負債の整理は行わないよう指導すること。農家負債対策を強化すること。</p>	<p>農協が行っている農家負債の整理は、農協内部で負債農家が再建可能かどうか十分に検討した上で、再建が困難であると判断された場合は、理解と納得を得るよう農家と何度も面談を行っており、一方的な負債整理は行っていないと聞いています。</p> <p>負債整理は、農協と農家双方の合意の下に進めることが重要であり、今後とも両者の話し合いにより行われるよう、また一方的な整理とならないよう指導していきます。</p> <p>また、農家負債対策については、農家の経営指導を充実するとともに、経営が不振な農家に対しては、経営改善計画を立てて継続的に指導を行うことが重要と考えており、必要に応じて農協など関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。</p>	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る</p> <p>1) 森林と林業の再生のため、緊急に被災した合板工場の再建を支援すること。森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。</p>	<p>被災した合板工場の再建について、県では、国の補助事業を導入して施設の復旧を支援し、宮古地区の工場は既に復旧し再開しているところであり、また、北上市に新設された合板工場は、平成26年1月下旬から稼働を開始したところ です。</p> <p>また、県では、平成25年9月に「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を策定するとともに森林経営計画の作成を促進し、間伐等の森林整備の促進に取り組んでいるところであり、「森林整備事業」、「森林整備加速化・林業再生交付金事業」や「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、間伐等の森林整備を支援していきます。</p> <p>公共施設等への県産材利用については、平成26年2月に、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」を策定し、木材利用の目標を前期当初計画の約2倍の21,000m³とし、県が率先して木材利用を進めることとしております。今後も、県が率先して木材利用を進めるとともに、既存の融資制度等の活用を促しながら、住宅への県産材利用を促進していきます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る</p> <p>2) 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生をはかり、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。</p>	<p>県では、平成25年2月県民計画アクションプランを策定し、「食と緑の創造県いわて」の実現に向け、豊富な森林資源を活かした全国屈指の木材産地の形成を目指しており、高性能林業機械導入や林内路網整備等による低コスト素材生産を促進するとともに、木材加工流通施設等の整備の支援を通じて県産材の利用拡大を図り、本県の林業、木材産業の振興と地域の活性化に繋げていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る</p> <p>3) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p>	<p>林道や作業道については、市町村や森林整備事業者の要望等に基づき計画的に整備しているほか、特に「市町村森林整備計画」で計画されている「路網整備等推進区域」において重点的に路網整備を進めています。</p> <p>また、林業機械の開発については、国では民間団体が事業主体となって行う日本の森林に適した林業機械の開発を支援しており、本県としても必要に応じて支援を検討します。</p> <p>なお、旧緑資源幹線林道については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の路線形及び幅員を見直し、県が整備しています。</p>	農林水産部	森林整備課 森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る</p> <p>4) 輸入材中心の加工・流通を改め、国産材を中心に木質バイオマスなどの利用を広げること。林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。</p>	<p>木質バイオマスの利用拡大について、県では、木質バイオマスコーディネーターによる技術的助言や普及啓発セミナー、国の補助事業を活用した施設・設備の導入支援に取り組み、今後も引き続き、木質バイオマスの利用拡大を図っていきます。平成26年4月には、宮古市で木質バイオマスの専焼発電所が本格稼働するなど、木質バイオマス燃料の利用が拡大しており、森林資源の持続的活用の観点から、今後も関係団体と連携しながら木質バイオマスの利用を進めていきます。</p> <p>林業労働者の確保と技術の継承については、県の出捐団体である公益財団法人岩手県林業労働対策基金において、林業への新規就業者の確保や技術研修などを行っており、県としては、関係団体と連携し、本県における林業労働対策に継続的に取り組めます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る</p> <p>5) 「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。</p>	<p>国が平成15年度から実施している「緑の雇用事業」は、本県の新規林業就業者の約半数が利用するなど、これまで大きな成果を発揮してきたところです。県としては、実施団体を通じて、「緑の雇用事業」による新規就業者の確保やキャリアアップ対策に取り組み、系統的な林業就業者の育成・確保に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る</p> <p>6) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。</p>	<p>国有林については、国の一元管理のもと、これまでも県や関係市町村等との連絡会議を開催するなど、地域の森林・林業施策との調整を図ってきたところであり、引き続き同様の対応を求めています。</p> <p>林業事業体の育成については、国有林・民有林を含めた事業活動の中で、県が雇用の近代化や経営体質強化に意欲がある事業体を認定し、指導や支援に取り組むとともに、対策の強化を国に要望していきます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>1) 漁船の確保、養殖施設の再建整備への支援を継続し、魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。</p>	<p>漁船や養殖施設の復旧・整備は、漁業者等の事業要望に基づき支援を進めているところであり、今後も引き続き、漁業者等の要望を踏まえながら支援に取り組んでいきます。</p> <p>また、流通・加工関連施設の復旧・整備についても支援を継続し、引き続き、漁業と流通・加工業の一体的な再生を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>2) ワカメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建をはかること。サケふ化場。アワビ・ウニの種苗施設の再建整備をはかること。がんばる漁業・養殖復興支援事業について、速やかに取り組むとともに、手続きを簡素化すること。</p>	<p>県ではこれまで、養殖施設、サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備に取り組み、ワカメ生産量は震災前の約7割、サケ稚魚放流数は約9割、ウニは震災前と同規模まで回復し、アワビは平成27年放流分から震災前を上回る種苗数が確保される見込みとなっています。</p> <p>また、がんばる養殖復興支援事業については、計画の策定段階から実行時のフォローまで、地域の実情に応じたきめ細やかな助言や指導に当たるなど、経営の早期再開と安定化を図るため事業の導入を進めているところであり、今後も引き続き、つくり育てる漁業の再建に向けて取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>3) 被災したすべての漁港の早期復旧・整備に取り組むこと。漁村集落の維持に取り組むこと。</p>	<p>本県水産業は、生産の場としての漁港と生活の場である漁村が一体的な関係を保ちながら成り立っていることから、漁村の維持のためにも漁港の早期復旧・整備が重要と認識しています。このようなことから、本県では、水産業の復興やまちづくりの方向性と整合を図りつつ、漁協等関係団体や市町村と十分協議しながら全ての漁港について早期完成を目指し、漁村集落の維持が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>4) 漁業者の生活支援の強化をはかること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波で被害を受けた漁業者等の既往債務の負担軽減等を図ることを目的として、岩手県信用漁業協同組合連合会が創設した資金制度の無利子化を図るため、市町村と連携し利子補給を行うなど、漁業経営の早期安定化を図るための支援を行っているところです。</p> <p>また、被災した漁業者の生活支援に関しては、生産を再開して収入を得られるまでの間の対策として、漁場等のガレキ等回収処理、定置網・養殖施設の復旧に際しての漁協による雇用、がんばる養殖復興支援の導入などを通じた支援に取り組んできましたが、生産の再開が進んだことから、今後は生産の更なる回復や経営の安定化に向けた支援に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	団体指導課 水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>5) 被災した漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興をはかること。被災した漁協の再建へ施設とともに人件費の補助等を含む支援を強化すること。</p>	<p>被災した漁協への支援に関しては、漁協事務所の復旧・整備を支援するとともに、共同利用施設等の復旧・整備に際し、国の補助事業において県、市町村の嵩上げ補助により漁協の負担を軽減しているほか、補助事業等の事務処理について適切な助言・指導を行うなど人的支援にも努めているところです。</p> <p>今後も、引き続き共同利用施設等の復旧・整備を支援するとともに、漁協による地域再生営漁計画の策定・実行の支援を通じて、漁業者及び漁協の収益向上と経営の安定化が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>6) サケの定置網漁の復旧とともに、サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p>	<p>定置網漁業に関しては、これまで漁協等の事業要望に基づき整備を進め、震災時点で免許・許可されていた135ヶ統のうち、108ヶ統が操業を再開しているところです。</p> <p>サケ資源の利用に関しては、漁法による漁獲効率の違いや、操業海域・漁具の錯綜など、資源管理上及び漁業調整上の問題があるため、これまでの漁業関係者との調整により、定置網とはえなわ漁業に限って操業を認めているところです。また、定置漁業権については、漁業法において経営者免許漁業権とされており、漁業法に基づき適切に対応しています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>7) 小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。</p>	<p>小型漁船漁業の振興策について、県では、漁業関係者等と連携しヒラメ等の放流による資源増大に取り組んでいます。</p> <p>このほか、国が資源管理に取り組む漁業者の経営安定対策事業や、燃油高騰に対応する漁業経営セーフティーネット構築事業による所得補償を行っており、県は小型漁船漁業者がこれら事業を活用できるよう支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>8) 新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても実施すること。</p>	<p>国では、新規漁業就業者の確保に向けて、漁業就業情報の提供や就業フェア等の開催に加え、新規就業希望者の漁業現場での実地による長期研修に対する支援等を行っているところです。</p> <p>県としては、これらの国の支援を活用して新規就業者の確保を図るとともに、各漁協の地域再生営漁計画に基づく担い手対策の支援、市町村や関係団体と連携した新規就業者の受入体制の構築などに取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、米価暴落の緊急対策を実施し、TPP交渉参加の撤回を強く求めること。日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>9) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。</p>	<p>東京電力福島第1原子力発電所事故への対応として、海産魚に関しては、県内の魚市場と底曳網漁業を対象に毎週32検体程度、岩手県水産技術センターの採取により毎月10検体程度の放射性物質検査を実施し、消費者への安全な県産水産物の提供に努めているところです。</p> <p>また、市町村や関係団体と連携して、消費者の不安の払拭を図るなど風評被害対策に取り組むとともに、東京電力(株)に対し、漁業者等の損害賠償請求について早期かつ確実な賠償金の支払いを求めています。</p> <p>今後も引き続き、安全な県産水産物の提供や風評被害対策等に取り組み、消費者の信頼回復と県産水産物の販路の回復・拡大を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>1、被災地の学校への教職員の増員・加配、スクールカウンセラーの配置を行い、被災児童・教職員への「心のケア」の取り組みを強化すること。内陸部等に転入した被災児童に対しても行き届いた対応を行うこと。</p>	<p>【教職員の増員・加配】 現在、東日本大震災復興支援のための教職員の加配について、文部科学省に対して、学校の実情や要望を踏まえ、県立学校では47人(高等学校34人、特別支援学校13人)を、小中学校では200人(小学校117人、中学校83人)を要望しているところです。 教職員のメンタルヘルス対策では、予防的対策として、「メンタルヘルスチェック」によるセルフケアの実践と事後指導機会の提供、教職員対象のセミナーや管理監督者対象のセミナーの開催等により知識と意識の向上を図っています。 また、相談機会の拡大に努めており、共済組合とも連携しながら、保健師・看護師による「心とからだの巡回健康相談」や「スーパーバイザー(専門医)による相談事業」を実施しているほか、日常的に保健師による電話やメールによる相談を行っており、その積極的な周知にも取り組んでいます。さらに、校長・副校長など管理者からの相談対応や、職場復帰や再発の予防について連携して支援する取り組みも行っており、今後も各事業を継続し、丁寧な対応を進めていきます。</p> <p>【スクールカウンセラー】 被災地の学校へのスクールカウンセラーの配置を拡充し、心のケアに取り組みます。また内陸部等に転入した被災児童生徒についてもきめ細かな対応をしていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室、教職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>2、県立高田高校の早期再建整備をはかること。被災した小中学校等の早期の再建整備を進めること。必要な仮設グラウンド等の整備を行うこと。校庭に仮設住宅が整備されている学校を含め運動不足対策を講じること。</p>	<p>【学校の再建整備】</p> <p>高田高校については、平成27年2月に仮設グラウンドが整備、3月には校舎棟・体育館等の主要施設が完成し教育環境が再建整備され、平成27年度からは自校新校舎で授業が再開されます。</p> <p>公立小中学校の再建整備については、5市町13校において移転新設工事を進めており、2町4校の校舎等の建設が行われています。2市1町6校においては、校舎等の建設工事の入札不落や移転先の収用手続き等により、当初の計画より半年程度開校が遅れる見通しとなっています。</p> <p>【運動不足対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校のグラウンドが仮設住宅になっている事等により、十分に活動を行うことができない中学校及び高等学校の運動部活動に対して、内陸部等の体育施設に移動するためのバス等の借上げ費用を支援します。 ・体力向上に係る課題を抱える被災地の小学校に対して、指導主事が定期訪問を行い、調査分析、計画立案、授業改善のための支援を行います。 ・「希望郷いわて 元気・体力アップ60(ロクマル)運動」をキャッチフレーズに、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒が1日60分以上運動や親しむことを推進します。 ・専門的指導等の支援を希望する中学校及び高等学校に対して地域スポーツ指導者やアスレチックトレーナーを派遣し、運動部活動の充実を図ります。 	教育委員会事務局	教育企画室・スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの
<p>6 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>(1) いじめ対策の基本として、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。</p>	<p>いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭・地域、関係機関等の連携の下、いじめ問題の克服に努めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ① いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命」最優先の原則・安全配慮義務を明確にすること。</p>	<p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと捉え、いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、その解決に向け、適切に対応します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ② いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。</p>	<p>いじめがあることが確認された場合、学級担任等がひとりで抱え込むことなく、組織体制でその解決に当たります。また、家庭や教育委員会への連絡・相談を適切に行い、事案に応じ、関係機関と連携します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ③ 子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p>	<p>すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人に育み、いじめを生まない学校風土づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ④ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として毅然とした態度で指導します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>⑤被害者・遺族の知る権利を尊重すること。</p>	<p>学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係について適時・適切な方法で報告します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>①教員の多忙化の解消、35人学級の実現、養護教諭・カウンセラーの増員、全ての学校でのいじめ問題の研修など、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。</p>	<p>【教員多忙化解消】</p> <p>教員の多忙化の解消については、これまでも「教職員の負担軽減に向けて」の提言に基づく取組や、県立学校における「勤務時間外状況記録簿」の導入などを実施していますが、今年度からは協議の場を設置し、テーマを抽出の上、さらに具体的な検討を行うこととしています。</p> <p>【35人学級、養護教諭の増員】</p> <p>生徒数の減少に伴う学級数の減少等により県全体の教職員定数は減少し、国からの加配定数も削減されているところであり、教職員の増員は難しいところではありますが、今後も国の標準法に基づきながら各学校の教職員定数を定めたいうで、各学校の特色、現状等を勘案し、教職員の加配等を含め、適切な教職員配置に努めていきます。</p> <p>また、本県の小中学校における35人学級については、これまでの小学校1、2年生、中学校1年生に加え、昨年度から今年度にかけて小学校3年生、4年生に拡充して実施しています。これらは国からの加配定数を活用しているもので、今後の他学年への拡充については、国の動向を注視しながら検討していきます。</p> <p>学級編制については、国が制度化し、適切に進めることが安定した教育成果につながるものであり、今後も国に対して要望していきます。養護教諭についても市町村からの要望に基づき、学校規模、状況等を総合的に判断し、いくつかの学校に複数配置しているところです。</p> <p>【いじめ問題の研修】</p> <p>毎年度、各教育事務所単位でいじめの問題に関わる教員研修を実施し、研修を受けた教職員が中心となって校内研修会を行い、いじめ問題に対応する教職員の資質を向上します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課、学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと</p> <p>3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>②いじめ半減」などの数値目標をやめること。教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。いじめ問題の位置づけを質すこと。</p>	<p>いじめの問題については、発生件数の多寡を評価するようなことはしません。いじめの問題を切り口として、命の尊さや人と人との関わりについて子供たちに真剣に考えさせるなど、教育実践を深めることにつながるよう取り組みます。</p> <p>【教員評価等】</p> <p>平成20年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることを踏まえ、教職員個々の取組のほか、他の教職員との協働や連携による取組を確認することとしています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室、教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>4、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。</p> <p>県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p>	<p>県立学校は、財政事情が厳しい中で、耐震化事業の予算を確保し、今までと同様に計画的な耐震化に努めていきます。県産材を活用した木造校舎の建設については、県の「木材利用促進計画」に基づき、昨年度の木造校舎の建築実績のほか、鉄筋コンクリート造などで内装仕上げ材として、床・壁・天井などに積極的に県産材の利用促進に努めています。</p> <p>シックスクール対策として、その要因の一つとされるホルムアルデヒドの拡散が少ない建築材料を原則として使用することや、法に定める「VOC測定」を実施し、基準値内であることを確認した上で引渡しを受けてきたところです。今後は「TVOC測定」の実施についても検討していく必要があると考えています。</p> <p>また、被害を受けた生徒が発生した場合の対応についても、医療の確保や教育環境の改善に向け努めていきます。</p> <p>公立の小中学校は、今後統廃合等を予定している校舎以外の耐震化については、平成29年度までに、ほとんどの校舎の改修工事が行われる予定であるということです。引き続き、国に対して、耐震化に係る助成制度の継続について要望していきます。</p> <p>また、学校施設に起因して体調不良となる児童生徒が出現することが内容、室内空気汚染対策を徹底するよう、引き続き各市町村に要請していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>5、「全国学力テスト」は中止し、競争教育の抜本的な転換をはかること。</p> <p>学力テストの中止を求めること。「学力テスト結果」の公表は行わないようにすること。教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。競争教育の根本的な転換をはかること。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握分析することにより、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てるものです。このことを踏まえ、本調査への参加及び公表については、学校の設置管理者が判断するものです。文部科学省では、平成26年度調査より市町村教育委員会の判断に基づき、学校名を明らかにした公表を可能としましたが、その際、教育上の効果や影響等に考慮しながら、序列化や過度な競争が生じないようにするなど配慮すべき点について示しています。平成26年度調査で学校名を明らかにした公表を行った市町村はありません。</p> <p>県内の各小中学校では、目標達成型の学校経営への転換を目指し、児童生徒の実態や地域の状況を踏まえ、具体的な目標を設定し取組を進めています。目標の設定や検証については、数値目標のみに偏ることなく、目標達成に向けた具体的な取組過程を重視するものです。</p> <p>岩手県学習定着度状況調査についても、平均正答率の高低のみに注目するのではなく、正答数の分布状況や課題の見られる問題に着目する等、各小中学校において、児童生徒の学習の定着状況をよりの確に把握するよう努めており、分析結果から各校において必要な指導を立案し実施するなど、一人一人の学力を保障する取組を進めています。</p>	教育委員会事務局	教育委員会事務局	D 実現が極めて困難なもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>6、35人学級の小学校・中学校全学年への拡充を</p> <p>文科省の5カ年計画による35人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも35人学級を当面小学校全学年と中学校1年生で全面実施し、さらに中学校でも全学年への拡充をめざすこと。</p>	<p>国からの措置により、平成23年度から小学校1年生について、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）の改正により35人学級となったところですが、小学校2年生以降の学年については実施が見送られているところです。</p> <p>本県においては、35人学級について平成18年度から小学校1年生、平成19年度から小学校2年生、平成24年度から中学校1年生まで拡充して実施しているところです。</p> <p>さらに、昨年度から今年度にかけて小学校3年生、4年生に拡充し、少人数指導との選択制により実施しています。</p> <p>これらは、国からの加配定数を活用しているもので、今後の他学年への拡充については、これまで進めてきた少人数指導の良さも活かしつつ、国の動向を注視しながら検討していきます。</p> <p>学級編成については、国が制度化し、適切に進めることが安定した教育成果につながるものであり、今後も国に対して要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>7、小中学校の統廃合計画については、3つの基本原則を貫き慎重に行うこと。</p> <p>小中学校の統廃合計画は、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。</p>	<p>【小中統廃合】</p> <p>小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むうえで必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、被災地の学校においても、設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p> <p>【小中一貫教育】</p> <p>子どもたちの成長にあわせて教育活動を9年間で体系的に展開していく小中一貫教育に関する取組は、全国的にも注目され、各自治体が主体的に進めている現状があります。県教育委員会としては、柔軟な教育課程編成の一つとしてとらえており、全国の状況をみながら、市町村教育委員会や学校を支援しているところです。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	S その他
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>1) 生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。男女共用トイレは直ちに解消すること。要望のある盛岡市、釜石市、北上市や二戸市への特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取り組むよう求めること。</p>	<p>現在、盛岡地域においては、平成29年度に岩手医科大学附属病院の移転用地に移転となる盛岡となん支援学校の空き校舎を改修し、知的障がいを対象とした新たな特別支援学校を設置することや、釜石地域では、釜石祥雲支援学校の整備など、課題解決に向けて検討を進めています。</p> <p>また、このほかの地区においても地元市町村などからの要望も踏まえ、教育環境の充実のため、地元市町村の協力を得ながら教室不足解消等に向けて取り組んでいきます。さらに、特別支援教育に関する諸条件の整備等については、必要な要望を国に対して行っていきます。なお、男女共用トイレについては、改修を進めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>2)子どもたちの生涯の複雑化に対応し、軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p>	<p>生徒数の減少に伴う学級数の減少等により県全体の高等学校教職員定数は減少し、国からの加配定数も削減されているところであり、教職員の増員は難しいところですが、今後も国の標準法に基づきながら各高等学校の教職員定数を定めたくえで、各学校の特色、現状等を勘案し、教職員の加配等を含め、適切な教職員配置に努めていきます。</p> <p>また、特別な支援を必要とする生徒に対応するため、特別支援学校と高等学校との人事交流を行っているところです。</p> <p>発達障がいを含む、特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実を図るため、国では市町村に対し、特別支援教育支援員の配置に関わる地方財政措置を実施しています。その財源を活用し、平成26年度には、全市町村において幼稚園、小学校、中学校に542名(前年比48名増)の特別支援教育支援員が配置されるなどの充実が図られています。県教育委員会においても今年度、高等学校へ27名の特別支援教育支援員の配置を行っていますが、今後も、市町村を含め特別支援教育支援員の配置が充実できるよう努めていきます。</p> <p>また、特別な支援を必要とする生徒に対応するため、特別支援学校と高等学校との人事交流を行っているところです。</p> <p>小中学校においては、特別支援学級を設置している学校で、多人数、重度障がい等、指導困難が予想される学校に特別支援教育支援非常勤講師を配置していますが、現在は特別支援学級への配置に限定しており、国庫負担の関係もあり、通常学級において支援を行う加配まで拡充することは難しい状況です。</p> <p>全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会では、特別支援教育の振興について、特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置をさらに拡充することを国に対して要望しています。県としても、引き続き国の動向を注視するとともに、必要な加配定数について、国に要望していきます。</p> <p>なお、待遇改善については、国からの財政措置の状況から非常勤職員としての採用とならざるを得ない状況ですが、県教育委員会では特別支援教育支援員研修会の開催や配置校担当者を集めての情報交換会を開催し、特別支援教育支援員の活用が円滑に進められるよう努めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室、教職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>3)「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。</p>	<p>平成21年度に改訂された特別支援学校指導要領において、特別支援学校は地域の特別支援教育のセンター的な機能を担うことが明記され、地域の関係機関との連携協力を図り、ネットワークを形成する中で、地域において必要な支援を行っていくことが求められています。</p> <p>また、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システム構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の住んでいる地域で学ぶことができるように、二戸市(H20小学部、H25中学部)、遠野市(H19小学部、H24中学部)、一関千厩町(H19小学部、H21中学部)に特別支援学校の分教室を設置しています。併せて、盛岡地区以外の特別支援学校では、例えば、知的障がいのある児童生徒と肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受入れ、地域で学ぶことができるようにしています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>9、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については検証し再検討を</p> <p>併設型中高一貫校として急いで設置された一関一校付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め検証し、再検討すること。</p>	<p>併設型中高一貫教育の導入については、検討委員会を設置の上、そのあり方を検討し、設置の方向を示した上で、各地域への説明会を行いながら、十分に時間をかけて進めてきたものです。</p> <p>一関第一高等学校附属中学校は、平成27年4月に7年目を迎え、平成27年3月には初年度に入学した生徒が高等学校を卒業します。生徒の学習や進学状況、同校が目指す教育の進捗状況等、導入の成果と課題を検証し、その方向性について継続して検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>10、県立高校の再編計画については、東日本大震災津波からの教訓、高校授業料無償化の新たな動向を踏まえ、地域住民の協議と合意を踏まえ進めること。</p> <p>1) 東日本大震災津波からの教訓は、高校生が被災者の支援・救済等で大きな役割を發揮したこと。地域に支えられ、地域と結び付き、地域に貢献する高校が求められています。</p>	<p>本県の子どもたちが「震災津波の経験を後世に語り継ぎ、自らの在り方を考え、未来志向の社会をつくること」ができるように、東日本大震災津波の体験から得た教育的価値(【生きる】【かかわる】【そなえる】)を育むことを目標とする復興教育を、各校の学校経営計画に盛り込むことを進めています。また、10年後、20年後の岩手の復興・発展を担う子どもたちを育成することが、今後の岩手の教育に課せられた使命であり、キャリア教育(進学・就職)を推進し、学校と地域が連携して、「復興・発展を担うひとづくり」を進めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>10、県立高校の再編計画については、東日本大震災津波からの教訓、高校授業料無償化の新たな動向を踏まえ、地域住民の協議と合意を踏まえ進めること。</p> <p>2) 高校授業料無償化の新たな動向は、高校が準義務教育として位置付けられ、高校全入に道を開くものです。全ての高校生の学びと成長を保障する高校のあり方が求められています。</p>	<p>本県においては、高等学校に多様な生徒が入学してくる状況を踏まえ、各学校が、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や生徒の実態に応じた特色ある教育課程の編成に努めています。</p> <p>また、教育活動を展開する中で、生徒の発達段階を考慮しながら、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど、生徒の個性を生かす教育に努めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>10、県立高校の再編計画については、東日本大震災津波からの教訓、高校授業料無償化の新たな動向を踏まえ、地域住民の協議と合意を踏まえ進めること。</p> <p>3) 生徒数が減少する中で、地域で学ぶ学習権を保障し、地域と結び付いた高校が必要です。小規模校の利点を生かした存続も必要です。</p>	<p>今年度「県立高等学校教育の在り方検討委員会」を設置し、今後の高等学校教育の方向性について議論を進め、平成26年12月26日に同検討委員会からの報告をいただいたところです。</p> <p>その報告の内容を踏まえ、地域の皆様からの意見を十分に検討し、県教育委員会では、平成22年3月に策定した「今後の高等学校教育の基本的方向」の改訂版を作成する予定です。</p> <p>その後、次期再編計画を策定していく中で、高校の配置も検討していくこととなりますが、その際にも、各地域において意見を伺う場を設け、丁寧に地域の方々の意見を確認しながら検討を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>10、県立高校の再編計画については、東日本大震災津波からの教訓、高校授業料無償化の新たな動向を踏まえ、地域住民の協議と合意を踏まえ進めること。</p> <p>4) 総合学科制など新しいタイプの高校の実績を検証し、生徒減少の中で、高校の総合性も検討すべきです。</p>	<p>今年度「県立高等学校教育の在り方検討委員会」を設置し、今後の高等学校教育の基本的方向について議論を進め、平成26年12月26日に同検討委員会からの報告をいただいたところです。</p> <p>その報告において、新しいタイプの学校について検証も行っており、生徒の選択の幅が広がり、学習意欲が向上すること、学習環境の充実による学校の活性化等一定の成果が認められたと、一定の評価がなされています。</p> <p>現在取り組んでいる「今後の高等学校教育の基本的方向」改訂版の作成後、次期再編計画を策定していく中で、設置する高校も検討していくこととなりますので、各地域において意見を伺う場を設け、丁寧に地域の方々の意見を確認しながら検討を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 11、県立高校の入試制度の改善について 生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p>	<p>【高校入試制度】 高校入試は学校教育法施行規則の定めにより実施しており、生徒が志願先高校で持っている資質・能力を十分に発揮し、有意義な高校生活を送ることができるかどうかを判断しているものです。実施に当たっては、選抜方法を公開し、学力検査等の得点を口頭開示するなど、透明性と公平性が確保されるようにしています。</p> <p>【通学区域】 今年度「県立高等学校教育の在り方検討委員会」を設置し、今後の高等学校教育の基本的方向について議論を進め、平成26年12月26日に同検討委員会からの報告をいただいたところです。 その報告では、学区の在り方について、今後高校の統合等が行われた場合には、より広域的な地域単位での学校配置も視野に入れつつ、学区の見直しについて必要に応じて検討を進めていくことが求められるとの提言をいただいたところであり、この提言も踏まえつつ、今後の高校の統合の状況等も見据え、検討をすることが必要と考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 12、高校生の就職を支援し、県内就職率の向上を 高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率の向上に努めること。違法な内定取り消しについては毅然と対応し企業名の公表を行うこと。3年以内の離職率(20.8%)の改善をめざし実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を盛り込むこと。</p>	<p>就職希望者が多く配置を希望する県立高校に就職支援相談補助員を配置し、各地方振興局に配置されている就業支援員や岩手労働局等の関係機関と連携しながら、高校生の安定した雇用と県内就職率の向上及び早期離職の防止に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、発達段階に応じて「総合生活力」「人生設計力」を育成し、生徒が自己の在り方・生き方を考え主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校全体で計画的・組織的にはぐくむなど、キャリア教育の推進に一層努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 13、教員の多忙化の解消を 1) 教員の増員と少人数学級の拡充、事務作業の抜本的な改善で「多忙化」を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。</p>	<p>教員の多忙化の解消については、これまでも「教職員の負担軽減に向けて」の提言に基づく事務作業の見直しなどの取組などを実施していますが、今年度からは協議の場を設置し、テーマを抽出の上、さらに具体的な検討を行うこととしています。 生徒数の減少に伴う学級数の減少等により県全体の教職員定数は減少し、国からの加配定数も削減されているところであり、教職員の増員は難しいところではありますが、今後も国の標準法に基づきながら各学校の教職員定数を定め、各学校の特色、現状等を勘案し、教職員の加配等を含め、適切な教職員配置に努めていきます。 また、各学校では、実情に応じて少人数指導や習熟度別授業等の工夫を行い、成果をあげているところです。 なお、本県の小中学校における35人学級については、これまでの小学校1、2年生、中学校1年生に加え、昨年度から今年度にかけて小学校3年生、4年生に拡充して実施しています。これらは国からの加配定数を活用しているもので、今後の他学年への拡充については、国の動向を注視しながら検討していきます。学級編成については、国が制度化し、適切に進めることが安定した教育成果につながるものであり、今後も国に対して要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 13、教員の多忙化の解消を 2) 過労死ライン(月80時間以上)を超える超過勤務は直ちに解消するよう徹底すること。</p>	<p>教員の多忙化解消については、各学校でも取組を進めていますが、県立学校においては平成24年度から「勤務時間外状況記録簿」を導入し、教員のより適正な勤務時間の把握に努めています。この実施結果の分析や各学校への聞き取り調査等により教職員の負担の要因を把握したうえで、多忙化解消の協議の場で議論し、教員の多忙化の解消策を検討していきたいと考えています。 また、市町村立の小中学校についても勤務時間の把握の取組を検討するよう、市町村教育委員会に依頼しているところです。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 13、教員の多忙化の解消を 3) 司書教諭を専任で配置すること。</p>	<p>現在、高等学校では、不来方高等学校、北上翔南高等学校の2校に専任司書教諭を配置しているところです。 小中学校においては、小学校で27学級以上、中学校で22学級以上の学校に配置することとしており、今年度は小学校4校、中学校3校の計7校に配置しているところです。 専任司書教諭の配置の拡大については、限られた教員定数の中では難しい状況にあること、新たな財政負担が生じることも踏まえ、配置校での成果を十分検証し、校長の意向や専任司書教諭を希望する教員の状況を把握しつつ検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を</p> <p>13、教員の多忙化の解消を</p> <p>4)恣意的な「教員評価」「不適格教員」制度や「教員給与の格差付け」は見直すこと。パワーハラスメント防止対策を強化すること。</p>	<p>【教員評価等見直し】</p> <p>平成20年度から実施している新昇給制度においては、複数の上司による二段階の確認を行い、二者の協議により上位区分候補者を決定しているほか、確認結果に対する相談窓口を設置するなどし、上位区分決定の判断の公正性・客観性を確保しています。</p> <p>また、指導が不適切な教諭等の認定及び認定を受けた教諭等に対する指導改善研修の実施は、平成20年4月に教育公務員特例法で定められたものであり、指導に課題を有する教員の指導や指導力の評価については校長一人ではなく、市町村立小中学校にあっては所管する市町村教育委員会や教育事務所の職員が、県立学校の教員にあっては県立総合教育センター職員が当たるほか、医師、弁護士、学識経験者等で構成する判定委員会を開催し、当該意見を踏まえて認定を行うなどにより、評価の客観性を確保しています。</p> <p>【パワハラ防止】</p> <p>教職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の浸透に資するため作成している岩手県教職員コンプライアンスマニュアルにおいて、行動指針として「パワーハラスメントの禁止」の内容を盛り込み、その根絶を指導しているところで</p> <p>す。</p> <p>今年度末にはコンプライアンスマニュアルを改訂し、パワハラ防止対策の重要性や定義、職員一人ひとりの役割等を盛り込み意識啓発を図るとともに、相談窓口を設置し、対策を強化していきます。</p> <p>また、ハラスメントを許さない組織づくりには、管理職の役割が不可欠であることから、管理職研修においてハラスメント対策の意義や取組について周知を図っていきます。</p>	<p>教育委 員会事 務局</p>	<p>教職員 課</p>	<p>B 実現に 努力して いるもの</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 14、教員採用、管理職昇任制度について 公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。</p>	<p>【教員採用、管理職昇任制度の改善】 教員採用試験においては、一次試験の成績を受験者全員に通知し、二次試験においても成績のランクを通知しています。また、答案等と協議資料との突合、抽出点検も実施するなど、公正な試験の実施のために工夫改善を行ってきています。 管理職昇任においては、自薦制を導入し、教育に関する優れた理念や識見を有し、リーダーシップを発揮して組織的・機能的な学校運営を行うことができる人材の登用ができるよう改善してきているところです。 今後ともより公正で透明化された採用と昇任が行われるよう工夫改善に努めます。</p> <p>【教員免許更新制の中止】 教員免許更新制については、文部科学省で設置した「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」で議論され、その改善についての報告がなされたところです。県としては、改正後の制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じ国に対して制度の改善を要望していきます。</p> <p>【臨時教員制度見直し】 臨時教員制度については、長期的に見て児童生徒数の減少による学校統合や学級数の減に伴う教職員定数の減少が見込まれるところであり、今後数年についても、市町村立学校、県立学校で毎年、数十人から数百人程度の定数減が予測されます。このように教職員定数を巡る環境が急激に変化する中で、適正な定数管理を行うためには、現行の欠員補充職員をある程度臨時採用として配置し、正規職員数(採用者数)の調整を行うことはやむを得ないことと認識しています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 15、通学路の安全対策を総点検し 地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p>	<p>平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、毎年、通学路の点検を行い安全対策の総点検を行っています。また、平成27年1月27日付けで、各市町村教育委員会に対して、道路管理者等に積極的な協力・調整等を行うことで、通学路の安全対策の継続的な取組のための推進体制の構築や基本的方針の策定を促進し、登下校中の児童生徒の安全確保を徹底するよう通知しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 16、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さないこと 「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。 性教育などへの政治介入に反対すること。</p>	<p>義務教育における教科書採択については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律などに基づいて実施されています。県教育委員会では、教科書採択の権限を有する各市町村教育委員会や各採択地区協議会において、歴史及び公民の教科書を含む教科書の採択事務が公正かつ適切に行われるよう指導しています。 また、教育活動における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう各市町村教育委員会に指導しています。性教育への政治介入といった事実につきましては、把握しておりません。</p>	教育委員会事務局	学校教育室、スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 17、教師の体罰を根絶すること パワハラやセクハラ・不祥事を根絶する具体的対策を講じるとともに、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神と内容を教職員にも徹底すること。</p>	<p>教員による児童生徒に対する体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントはあってはならないことであり、これまでも各種会議の場や通知により繰り返し注意喚起し、指導の徹底を図ってきました。しかしながら、教職員による体罰やパワーハラスメント、児童生徒に対するセクシャルハラスメント行為を含む不祥事が発生しており、根絶には至っていません。 このような状況から、これまで実施してきた注意喚起等の取組に加え、教職員一人ひとりの使命、職責についての自覚がより一層高まるよう、毎年度、適宜対策を強化しているところです。 ○平成23年度…各学校における年2回のコンプライアンス職場研修を開始。 ○平成24年度…各職場におけるコンプライアンス確立に向けた取組事例集の作成、配布。 ○平成25年度…怒りの感情をコントロールするためのスキルを習得するための「アンガーマネジメント研修」の実施。 ○平成26年度…パワハラ対策を推進するため、コンプライアンスマニュアルを改訂予定。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 18、給付制の奨学金を創設し、拡充を これまでの奨学金制度も無利子とするなどの改善を国に求め、県としても拡充をはかること。低所得者世帯に対する就学援助を改善・拡充し、高校授業料無償化への所得制限の導入に反対し、県立高校の授業料無償化については、すべての高校生を対象とすること。</p>	<p>【奨学金】 東日本大震災津波により親を失った児童生徒等にいわての学び希望基金を原資とする給付型奨学金制度及び被災世帯の高校生等を対象とした奨学金制度を平成23年度から実施しています。 また、低所得世帯の高校生等の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金制度を平成26年度から実施しています。 なお、公益財団法人岩手育英奨学会が実施している高校生等を対象とした奨学金は全て無利子です。</p> <p>【就学援助】 就学援助事業については、生活保護法第6条に規定する要保護者を除き、市町村の単独事業として、地域の実情に応じて市町村の判断で実施され、財源については地方財政措置されているところです。 引き続き、国に対し、市町村において必要な援助を実施できるよう、十分な財政措置を講じるよう必要な要望を行うとともに、市町村に対し、就学援助の適切な運用及びその趣旨の徹底が図られるよう、指導助言していきます。</p> <p>【授業料無償化】 所得制限を設けた高等学校等就学支援金制度は、導入されたばかりの制度であることから、まずは制度の円滑な運用に努めるとともに、国に対し事務手続きの簡素化等を要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 19、学校給食の安全・安心の確保について 学校給食の食材の放射線量の検査を徹底し、食品の安全を確保すること。中学校までの学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)の実態と問題点を把握し改善をはかること。</p>	<p>県では、「県産食材等の安全確保方針」に基づき、県内で生産(収穫・漁獲)される農林水産物の主な品目について、主要産地を対象にモニタリング等を実施しているところであり、今後もこれらの取組により、学校給食の安全性の確保に努めています。 なお、自校で学校給食を調理している11の県立学校全てにおいて、測定機器を整備し、流通の場を通じない地場産物などの食材及び提供後の給食について、放射性物質濃度測定を実施し、より一層の安全安心の確保に努めているところです。 また、学校給食については、義務教育諸学校の設置者において実施するよう努めることとされているところです。 今後も、学校給食の意義を踏まえ、児童生徒の実態や地域の実情に応じた望ましい学校給食のあり方等について検討していただくよう働きかけていきます。ランチボックス(仕出し弁当給食)については、設置者において、実施状況等を踏まえながら、検討されるものと考えており、必要に応じて支援していきます。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 20、私学助成を拡充を 私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金の他、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。 また、平成26年度に就学支援金加算額の増額が図られ、平成27年度には授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金の増額が見込まれているなど、国において支援策の拡充が図られてきております。 県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援施策の充実等について、要望して参</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 21、県民・諸団体の協力でいわて国体の成功を 岩手国体に向けて、官民の協力体制を強化し、大震災津波の復興と両立するように取り組むこと。インターハイ参加者などへの派遣費への補助は廃止せず、競技力向上とスポーツ振興にとりくむこと。埋蔵文化財調査の補助金廃止も行わないこと。</p>	<p>「希望郷いわて国体」は、大震災津波からの復興に全力で取り組んでいる中での開催であり、「復興のシンボル」となるよう、県民の皆様、企業・団体、市町村等の力を合わせて「オール岩手」で開催準備を進めています。 そして、国体を成功させることにより復興の流れを確かなものにし、また、復興を通じて培われている岩手県民の底力を高め、「希望郷いわて」の実現に向けて総力を挙げて取り組んでいきます。</p>	国体・障がい者スポーツ大会局	総務課	B 実現に努力しているもの
<p>6、被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ」問題に全力で取り組み、憲法と子どもの権利条約を生かして競争の教育から連帯の教育への転換を 21、県民・諸団体の協力でいわて国体の成功を 岩手国体に向けて、官民の協力体制を強化し、大震災津波の復興と両立するように取り組むこと。インターハイ参加者などへの派遣費への補助は廃止せず、競技力向上とスポーツ振興にとりくむこと。埋蔵文化財調査の補助金廃止も行わないこと。</p>	<p>【インターハイ参加者等派遣費補助】 インターハイ参加者等に対する派遣費補助については、本県生徒の健全育成と競技力向上を図るため、今後も継続して取り組み、スポーツ振興に繋げていきます。 【埋蔵文化財調査に係る補助金】 埋蔵文化財の発掘調査経費については、原則として開発の原因者が負担することとなっていますが、個人住宅建設に係る発掘調査経費は、国庫補助制度により、個人負担を求めてはいません。また、現行の県費の嵩上げ補助につきましても、今後も継続することとしています。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課、生涯学習文化課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>1)大規模な津波から住民のいのちを守る基本は速やかな避難です。小中学校の防災教育を徹底するとともに、住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し、整備すること。</p>	<p>「岩手県教育委員会経営計画」において、「いわての復興教育」を重点とし、防災教育を推進しています。「いわての復興教育」プログラム【改訂版】では、「いきる」「かかわる」「そなえる」の3つの教育的価値と具体の21項目を示しており、各学校ではプログラムに基づき「いわての復興教育」副読本や「防災教育教材」(DVD)も活用しながら防災教育に取り組んでいます。</p> <p>また、平成27年度も、学校・家庭・地域・関係機関が連携した防災教育・防災体制の充実を図るため、「岩手県防災教育研修会」の開催や防災に係る学校訪問事業、防災教育実践交流会等を行う予定です。</p>	教育委員会事務局	学校教室	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>1)大規模な津波から住民のいのちを守る基本は速やかな避難です。小中学校の防災教育を徹底するとともに、住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し、整備すること。</p>	<p>東日本大震災津波のような大規模災害に対しては、防潮堤整備等ハード面の対策では対応しきれないことが検証されています。県としては「自分の命は自分で守る」ことを基本として、自主防災組織の育成強化、防災教育の推進を図るとともに、平成24年度から県総合防災訓練を住民参加型の訓練に見直し、実施しているところです。</p> <p>このような取り組みの中で、地域が行う防災訓練・避難対策への積極的な参加を促していくこととしています。</p> <p>また、県内の防災教育の推進に資するため、県教育委員会や岩手大学と連携し、防災教育教材を作成し、県内各小中学校に配付を行うとともに、防災教育教材の一層の活用を図るため、教員を対象とした研修会を開催するなど、学校における防災教育の取組を支援しているところです。</p> <p>災害対策基本法に基づく指定避難所や避難道路については、県地域防災計画に市町村が地域の実情に応じて整備するよう定めているところであり、整備にあたっては、市町村における復興計画等と相まって整備されていくことが望ましいと考えております。</p> <p>なお、県としては、避難環境の整備に対する国の財政支援を引き続き要望していきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>2) 大震災津波の検証を踏まえ、行政と岩手大学、県立大学等の連携で「防災講座」「防災講演会」を開催し、防災担当者の教育と要請、職員と県民の防災意識の高揚を図ること。</p>	<p>県では、岩手大学の協力により、小学校・中学校の授業で活用可能な防災教育教材の制作を行うとともに、防災教育教材の一層の活用を図るため、教員を対象とした研修会を開催するなど、学校における防災教育の取組を支援しながら、県民の防災意識の高揚に努めています。</p> <p>また、県は、岩手大学が設立した「岩手県地域防災ネットワーク協議会」に構成員として参画し、同協議会が運営する「防災・危機管理エキスパート講座」等の開設に共同で取り組むことを通じて、市町村等関係機関担当者のスキル向上や防災意識の高揚を図っているところです。</p> <p>今後も大学等と連携し、広く防災教育、防災意識啓発に向けた取組に努めていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>3) 避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修をはかり、自家発電設備と暖房設備を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。</p>	<p>【食料備蓄】 県立学校については、東日本大震災津波発災以降、公共施設への食糧備蓄の重要性が唱えられていることを踏まえ、各市町村が各地域の防災拠点として一時避難場所に指定し、食料備蓄を行うことなどについて検討していきます。</p> <p>【耐震改修・施設整備】 県立学校については、現在避難所として指定されている校舎、体育館については、耐震改修は完了しています。</p> <p>また、防災機能強化に向け平成23年度に全ての県立学校に可搬型の発電機を配備したほか、平成25年度から平成27年度にかけて計画的に沿岸部の高校を重点に太陽光発電設備の導入を合計で12校を対象に実施しているところです。</p> <p>暖房設備については、学校の保有状況等の現状を確認しながら今後検討していきます。</p> <p>公立小中学校の避難施設としての防災機能の強化については、各市町村の地域防災計画の中で、実情に応じて計画的に整備が図られるよう働きかけていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>3) 避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修をはかり、自家発電設備と暖房設備を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。</p>	<p>県では、市町村との直通回線を確保するため、平成24年から2箇年をかけて、衛星携帯電話が未配備となっていた市町村に対し無償貸与による配備を行うなど、災害時における通信手段の確保に努めているところです。</p> <p>食料備蓄対策については、地域防災計画において県及び市町村、県民並びに事業所それぞれにおける食料・生活必需品等の備蓄を推進しているところです。県では、市町村等の備蓄で不足する分を補完するため、岩手県災害備蓄指針に基づいて、広域防災拠点を構成する施設に食料等の計画的な備蓄を進めています。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>4) 地震対策の緊急課題として、住宅の耐震改修を積極的に推進すること。</p>	<p>市町村や関係団体との連携のもと、木造住宅耐震改修支援事業を実施するとともに、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発の取組を通じて、住宅の耐震改修を促進しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>5) 要援護高齢者や1人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、具体的な対策を講じること。避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。</p>	<p>避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためには、要支援者の実態を把握し、支援に携わる関係者が情報共有することが重要であることから、県としては市町村に対し、「災害時要援護者避難支援プラン(全体計画・個別計画)」の策定や災害対策基本法で作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」の作成、併せて福祉避難所の事前指定等、災害に備えた事前の対策がなされるよう、研修会や会議の場等を通じて働きかけられています。また、要支援者情報を掲載した「福祉マップ」づくりなど、地域の避難行動支援に係る共助力の向上のための取組を働きかけしています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>5) 要援護高齢者や1人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、具体的な対策を講じること。避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。</p>	<p>住民への迅速かつ確実な災害情報の伝達については、各市町村において、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話による緊急速報メールやインターネット、ソーシャルネットワークサービスなど、多様な伝達手段の整備・活用に取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、県では、市町村が発令する避難勧告など、災害時に県民が必要とする情報をテレビ等を活用し迅速かつ的確に伝達できるよう、Lアラート(公共情報コムmons)と連携した新たな災害情報システムの整備に取り組むこととし、その整備に必要な経費を平成27年度当初予算案に計上したところです。</p> <p>また、全国的な同時多発型の地震への対応について、県では、東日本大震災津波の検証結果等のほか、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正も踏まえ、毎年度、県地域防災計画を見直すとともに、新たに岩手県災害時受援応援計画を策定するなど、大規模広域的な災害に対応できる体制整備等に取り組んできたところであり、今後とも、県地域防災計画の見直しや訓練等を通じ、災害対応力の向上に取り組んでいきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること</p> <p>6) 自主防災組織の組織化と実践的な訓練など活動への支援を強化すること。</p>	<p>自主防災組織の組織化と活動への支援については、自主防災組織のリーダーを対象とする研修会や連絡会議を開催するとともに、市町村や自主防災組織等が主催する研修会や訓練等に岩手県地域防災サポーターを派遣し、主体的な取組を支援する等、市町村と連携した取組を推進しています。</p> <p>今後も市町村と連携しながら、地域の実情に応じた自主防災組織の組織化やより実践的な訓練の実施に向けた研修会の開催など効果的な支援策を実施していきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること</p> <p>1) 市町村の復興計画を基本にしつつ、集落の高台移転や土地のかさ上げなどまちづくりに当たっては、徹底した地域住民の協議と合意に基づいて、コミュニティの維持を基本に進めること。浸水した土地については被災前の価格で買い上げるようにすること。</p>	<p>第2期復興実施計画では「暮らし」と「なりわい」を支える「安全」なまちづくりを概成することを目指していますが、計画を進めるに当たっては、若者・女性をはじめとした地域住民の幅広い参画を重視することとしています。新たなまちづくりに伴う地域コミュニティの運営力強化のための取組を支援するなど、コミュニティの再生・構築支援に取り組んでいきます。</p> <p>東日本大震災津波からの復旧・復興の事業に必要な土地の取得価格については、平成24年1月12日付けで国(中央用地対策連絡協議会)から、「被災地内の用地取得における土地評価は、公共用地の取得に伴う損失補償基準等に定めるところにより行う旨」改めて通知がなされたところです。</p> <p>なお、本県沿岸12市町村や国、県などの復旧・復興事業の施行者において、「岩手県の被災地における土地価格の情報連絡会議」を設立し、同補償基準等に則り取得価格を適正に算定するための情報共有等を行っています。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること</p> <p>2) 住宅の再建を思い切って支援するとともに、戸建てや長屋方式の多様な復興公営住宅の建設で集落の維持をはかること。</p>	<p>県では、被災者の住宅再建支援として市町村と共同で最大100万円を補助する事業を実施しています。また、バリアフリー化や県産材の活用を行う場合の補助、住宅ローンの利子補給などを実施しています。</p> <p>災害公営住宅の整備に当たっては、地域の実情等に応じた多様な住宅の供給を推進する方針としており、住民意向調査に基づき市町村と協議しながら立地特性等に応じて、長屋や木造での整備を検討していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること</p> <p>3) 高台移転などで分散型まちづくりとなることから、高台と役場・公共施設、病院、学校、商店街等を結ぶ交通体系を確立すること。</p>	<p>被災地域における交通確保については、市町村において、国の調査事業等を活用しながら、仮設住宅と医療機関や商業施設、公共施設などの間の移動の確保を図っているところです。</p> <p>また、今後は、災害公営住宅の建設や集落の高台移転等のまちづくり事業の進捗に応じた路線やダイヤの見直し等を行うとともに、各市町村の復興まちづくり計画を踏まえた交通体系の再構築を推進していくことが必要と考えています。</p> <p>県としては、引き続き、市町村による国の調査事業の活用を支援しつつ、県単補助制度による財政支援や有識者派遣による助言等により、市町村の取組を支援していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>3、まちづくりの柱となる庁舎、病院、学校などの施設の再建を早期に進めること。</p>	<p>県では、被災者や被災地の事業者の方々が、今後の生活再建・事業再開等を具体的に検討するための参考となるよう「社会資本の復旧・復興ロードマップ」を3ヶ月毎に公表し、病院、学校などの復旧・復興事業の動きや今後の見通しについて情報提供しています。今後も市町村と協力しながら、必要な情報が発信できるよう努めていきます。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>4、湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。</p> <p>1) 大船渡・釜石の湾口防については、破壊の状況と防災効果について、徹底して科学的・実証的に検証すること。その結果を踏まえて湾口防のあり方について見直すこと。</p>	<p>湾口防波堤の防災効果等については、国において「東日本大震災による被害状況と津波防災施設の役割の評価」に係る検証が行われ、「中間とりまとめ」において、「防波堤には、①津波高を低減、②港内の水位上昇を遅延させて避難時間を確保、③流速を弱め破壊力を低減させる効果がある。」と報告されています。</p> <p>また、国、県、地元市や港湾利用者などにより策定された復旧・復興方針では、大船渡・釜石の湾口防波堤について5年以内の復旧を目標としていることから、湾口防波堤の早期復旧について国に対して強く要請していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>4、湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。</p> <p>2) 防潮堤の高さについては、先に結論ありきとするのではなく、まちづくりのあり方と合わせて、住民の協議と合意に基づいて検討すること。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりとあわせて、防潮堤を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいます。</p> <p>なお、防潮堤の高さは、まちづくりと計画策定の過程で、頻度の高い津波に対する安全度が確保される場合などには、地域の意向や他地区への影響を確認したうえで、防潮堤の高さを最大値より低くした箇所もあります。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、昨年の7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。広島県の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害対策を講じること。</p> <p>1) 被災者の生活再建と事業者の営業の再建への支援を強化すること</p>	<p>【生活再建】</p> <p>平成25年に本県で発生した大雨・洪水災害及び台風災害は被災者生活再建支援法の適用要件に該当しなかったところですが、こうした災害においても、地域限定的に深刻な被害が多数発生していることから、制度の適用要件を緩和するとともに、住宅半壊世帯も対象とするなど支給範囲を拡大するよう、平成25年8月、9月、11月及び平成26年6月に県から国に対し要望を行っています。</p> <p>なお、7月・8月の大雨・洪水及び台風18号に伴う大雨・洪水により発生した住宅被害について、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯に「被災者生活再建支援金」を交付する市町村に対し、県独自の補助を行っています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、昨年の7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。広島県の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害対策を講じること。</p> <p>1) 被災者の生活再建と事業者の営業の再建への支援を強化すること</p>	<p>被災した事業者の資金繰りを支援していくため、平成25年度においては、県が保証料の補給を行う中小企業災害復旧資金の取扱いを実施したところです。</p> <p>また、商工観光振興資金や中小企業経営安定資金(災害対策枠)など県の融資制度等を通じて、営業債権に必要な資金の供給に努めています。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、昨年の7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。広島県の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害対策を講じること。</p> <p>2) 被災地域での災害復旧とともに抜本的な河川改修に取り組むとともに、治山・砂防の取り組みを強化すること。</p>	<p>平成25年の豪雨により被災した河川においては、被災箇所の早期復旧に取り組むとともに、住家の浸水対策などを基本的な方針として、沿川の土地利用状況などを勘案しながら、それぞれの河川の特性を踏まえて治水対策を検討しています。具体的な方針については地域の方々へ説明を行いながら、できる限り早期に治水対策を進めていきます。</p> <p>また土砂災害対策の取組については、現地の荒廃状況、緊急性や保全対象等を勘案して、治山担当課と連携しながら対策を進めていくこととし、平成27年度当初予算においても、引き続き、土石流対策やがけ崩れ対策を進めていきます。</p>	県土整備部	河川課、砂防課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、昨年の7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。広島県の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害対策を講じること。</p> <p>3) 来春の作付に間に合うように農地等の復旧を行うこと。農家負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>平成25年の大雨・台風によって被災した農地約1,400haについて、河川工事の仮設道路や資材置場等に供される約1haを除いて、27年春の作付時期である5月までには復旧する見込みとなっています。なお、25年7月から9月の災害は、激甚災害の指定を受け、補助率嵩上げの対象となっており、補助率増嵩の結果、県平均の国庫補助率は、農地で92.3%、農業用施設で96.4%となっています。また、国の補助事業や起債事業の対象とならない小規模な災害については、県単独の「小規模農地等災害復旧事業」を創設するなど、農家負担の軽減に努めています。</p>	農林水産部	農村建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、昨年の7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。広島県の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害対策を講じること。</p> <p>4) 災害対応を検証し、情報伝達、避難指示、排水ポンプの効果的な配置と運用など改善をはかること。</p>	<p>一昨年の7月から9月にかけての大雨災害においては、避難勧告発令の判断や災害情報の伝達等に課題があったと考えているところです。</p> <p>このことから、県では、内閣府の作成した「避難勧告等の判断・伝達ガイドライン」を参考とした市町村による具体的な避難勧告等発令基準の策定について支援を継続するとともに、県民に災害情報を伝達するため「Lアラート」と接続した新たな災害情報集計システムの導入に向け、準備を進めているところです。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、昨年の7月・8月・9月の豪雨・台風災害の復旧に全力で取り組むこと。広島県の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害対策を講じること。</p> <p>5) 広島県の土砂災害の教訓を踏まえ、土砂災害危険地域の住民への周知徹底をはかるとともに、徹底した調査を行い、早期に警戒区域の指定と具体的な対策を講じること。</p>	<p>広島県での大規模土砂災害の発生に伴い、本県においても市町村と連携して土砂災害危険箇所の緊急周知の取組みを行ったところであり、今後も継続的に取り組んでいきます。</p> <p>また、平成25年の豪雨災害では、従来、土砂災害危険箇所と認識していない箇所において、土砂災害による人的被害等が発生したことから、危険箇所の再確認調査を進めて結果を公表していきます。</p> <p>さらに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定については、指定範囲を決めるための基礎調査を、今後、概ね5年程度での完了を目指し、調査結果の速やかな公表・周知を図るとともに、市町村の警戒避難体制の整備を支援していきます。</p>	県土整備部	砂防災課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>6、除雪対策の強化について除雪対策を徹底し、除雪とともに排雪の取組みを抜本的に強化すること。拡幅除雪とともに、歩道の確保対策を講じること。通学路の除排雪と安全対策を講じること</p>	<p>県では、雪による幅員減少や圧雪等による通行障害の防止のため、初期除雪や拡幅除雪、排雪作業等の強化を図るとともに、市町村等と連携した効率的な除雪を推進し、安全で安心な道路交通の確保に努めています。</p> <p>また、通学路においては、通学時間帯前に通行可能な歩行空間を確保するなど、通園・通学路を重点とした歩道除雪を推進するとともに、歩行者の安全対策のため、横断歩道や交差点等における歩行障害の防止や見通しを確保する排雪作業を実施しています。</p> <p>今後とも、地域の皆様の御理解と御協力のもと、更なる連携を図りながら、きめ細やかな除排雪作業を実施し、安全で安心な冬期歩行者空間の確保に努めていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>7、岩手山を含めた火山対策の強化について岩手山等の火山活動の観測体制を引き続き強化し、継続的で多様な防災訓練を一層強化し、防災教育・啓発の取組みを系統的に進めること。登山者や地域住民への情報提供体制の強化をはかること。火山との共生にふさわしい総合的対策を講じること。</p>	<p>岩手山を含む県内の常時観測火山については、気象庁等による常時観測が行われており、県でも定期的に現地調査を実施するなど、火山活動の状況把握に努めています。また、「岩手山の火山活動に関する検討会」を定期的に開催し、秋田駒ヶ岳や栗駒山を含めた最新の活動状況に関する情報や防災対策に関する事項等について、関係機関相互で共有しています。</p> <p>防災教育・啓発については、これまでも産官学連携による公開講座等を活用した普及啓発が行われてきており、今年度においては県総合防災訓練として初めて火山災害を想定した訓練を実施し、学校・家庭・地域が連携した防災学習及び防災訓練等を行うなど、教育委員会と連携した学校における防災教育の推進を図っています。</p> <p>また、登山者や地域住民への情報提供体制の強化のため、県ホームページで提供する火山情報を見直したほか、今年度内にいわてモバイルメールを活用して噴火警報等の情報を配信することとしており、引き続き、火山情報の提供を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>8、防災体制の強化をはかること。</p> <p>1) 総合防災室に、防災の専門技術者を配置するとともに、岩手大学・県立大学と連携し、市町村の防災担当者を含めた「防災講座」を実施するなど、防災担当者の研修・教育・訓練を強化すること。</p>	<p>防災の専門技術者については、総合防災室に元自衛官の防災危機管理監を配置しているほか、警察本部及び消防本部からも職員の派遣を受け、それぞれの専門知識を生かした防災・危機管理体制の強化に努めています。</p> <p>防災担当者の研修・訓練等については、岩手大学と連携し、「防災・危機管理エキスパート育成講座」等を開設しているほか、市町村の防災担当者を対象とした図上訓練を実施し、災害対応力の向上に努めています。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>8、防災体制の強化をはかること。</p> <p>2) 要をなす消防職員は基準人員の65.7%(12年4月現在)にとどまっており計画的に増員(1010人増)を図ること。</p>	<p>消防職員数は、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な状況を踏まえ、それぞれ消防活動を行う市町村や一部事務組合の判断に基づき配備を行っています。</p> <p>消防力の整備指針については、東日本大震災の教訓や消防を取り巻く環境の変化を踏まえ、昨年10月に一部改正が行われたところであり、県では、市町村や一部事務組合の判断を尊重しつつ、指針の改正主旨に則した消防力の充実強化が図られるよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>8、防災体制の強化をはかること。</p> <p>3) 消防団員の確保と待遇の改善、地域住民による自主防災組織の育成・訓練の強化に取り組むこと。災害時の消防団員の安全の確保対策を講じること。県消防学校の施設、体制の改善・強化をはかること。</p>	<p>消防団員の確保と待遇の改善については、従来から市町村への働きかけを行ってきたところですが、平成25年12月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、更なる取組の充実等を市町村に促しています。なお、今後、国の「まち、ひと、しごと創生総合戦略」に呼応し、市町村が策定する「地方版総合戦略」に消防団の充実強化を位置付け、国の支援を効果的に活用し、団員確保等の取り組みを強力に推進するよう助言を行ったところではあります。</p> <p>自主防災組織の育成及び訓練の強化については、自主防災組織のリーダーを対象とする研修会や連絡会議を開催するとともに、市町村や自主防災組織等が主催する研修会や訓練等に地域防災サポーターを派遣し、主体的な取組を支援する等、市町村と連携した取組を推進しています。</p> <p>災害時の消防団員の安全の確保対策については、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、県地域防災計画を見直し、水門操作等の安全対策を講じたほか、県消防協会と連携し、災害時における消防団の活動指針をまとめたところであり、関係機関と連携し、市町村が行うマニュアル策定や消防団の装備の充実などの支援を実施しています。</p> <p>消防学校については、増加する女性消防職団員の受入れ態勢の整備を進めているほか、計画的に修繕等を行うなど、教育環境の整備に努めるとともに、消防団の教育訓練の基準の見直しを踏まえ、中級幹部科を再編し、充実を図るなど、教育体制の強化を図っています。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、築川ダム建設事業は、ダム本体事業は凍結し、見直しを検討すること。</p> <p>大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの維持管理など生活密着型に転換し地元中小企業の仕事を拡大すること。</p>	<p>「いわて県民計画」においては、岩手の未来をつくる7つの政策の柱の一つとして「社会資本・公共交通・情報基盤」の整備を掲げ、「いわてを支える基盤」の実現を目指しているところではあります。</p> <p>こうした考え方に立ち、洪水や土砂災害対策、県立学校施設の耐震化などの「安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備」をはじめ、復興支援道路などの地域間を結ぶ道路や企業ニーズを踏まえた物流の拠点となる道路の整備などの「産業を支える社会資本の整備」、道路・河川・橋梁の維持修繕などの「社会資本の維持管理」などに取り組んでいます。</p> <p>また、大型の開発事業や公共事業の実施に当たっては、大規模事業評価により、事業の効果的効率的な推進と重点化を図っていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、港湾整備事業・花巻空港整備事業の検証と見直しを 大震災前の港湾整備事業(総事業費1354億円)は、計画と実績が大きく乖離しており、大震災津波の被害状況を踏まえ抜本的に見直すこと。310億円(内県費270億円)の花巻空港整備事業も当初の計画と目標から大きく乖離し、利用客は大幅に減少しており、事業の検証を行い今後に生かすこと。</p>	<p>各港の港湾計画については、企業ヒアリング等により社会経済情勢を的確に反映させて計画改訂することとしています。</p> <p>また、今後の整備については、東日本大震災津波からの復旧状況や需要動向を踏まえながら、公共事業評価制度に基づく事前評価や再評価を行い、効率的、効果的に進めていきます。</p> <p>花巻空港整備事業は、地域間交流の活性化や本格的な国際化時代の到来に対応した空港機能の一層の拡充を図るために実施したところ。いわて花巻空港は、産業及び観光振興などにおいて極めて重要な役割を担っており、東日本大震災津波においても、災害拠点空港として重要な役割を果たし、交通インフラとしての重要性が再認識されたところ。</p> <p>花巻空港の利用客は平成23年に増加に転じ、平成25、26年度の上期ダイヤでは過去最高となる1日12往復の国内定期便が運航されるなど、路線網の拡充が図られてきています。また、国際線についても、平成26年度には本県初の台湾との定期チャーター便が運航され、その定期路線化に向け必要な取組を行っているところ。県としては、国際線の受入態勢の充実を図るほか、県空港利用促進協議会とも一体となり、花巻空港の更なる利用促進に、今後とも取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>3、科学的・専門的な審議を行える大規模事業評価に 県の大規模事業評価専門委員会の審議は県の立場に偏重しており、結果的に県の追認機関となっています。委員会の審議の在り方、人選についても地域住民の意見や専門家の意見聴取を行い科学的・専門的な審議が行えるよう見直すこと。</p>	<p>専門委員の人選に当たっては、専門委員会が所掌する案件の審議等に求められる専門性と調査審議にあたっての中立性に配慮することを基本方針としています。</p> <p>大規模事業評価専門委員会については、審議予定事業の多い道路・河川分野のほか、環境分野や事業費の適正化の観点から会計分野などの専門性を重視した人選を行っており、科学的・専門的な見地から十分な調査審議ができる体制を整えています。</p> <p>また、専門委員会の調査審議に当たり、更に専門的・技術的な観点から意見を聴く必要がある場合には、該当する分野の専門家等を招いて意見を聴くこととしているほか、地域住民の意見を適切に反映させる必要がある場合には、当該議事の関係者を招いて意見を聴くこととしています。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>1) 被災者のみなし仮設住宅として活用するとともに、必要な改修と今後の活用策を検討すること。</p>	<p>雇用促進住宅は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が管理運営しているものですが、平成20年秋の世界同時不況の際や東日本大震災津波の際は、それぞれ非正規労働者や被災者の方々の住宅として提供されるなど、社会情勢に柔軟に対応した活用が図られてきました。</p> <p>今後も、社会情勢に対応した活用が図られるよう、要望していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>2) 「派遣切り」や「雇い止め」となった労働者の入居を速やかに行うこと。継続して入居できるよう徹底すること。入居者に対する一方的な退去勧告は撤回し中止すること。</p>	<p>離職に伴い住居を喪失した方々が、雇用促進住宅の入居を希望された場合、ハローワーク等が、迅速に入居ができるよう手続きを行っています。入居時の契約は、6か月間の定期借家契約を締結し、継続を希望する場合は、さらに6か月の継続契約が可能となっています。</p> <p>また、県は、これまで、厚生労働省に対し、入居者に十分な説明を行うこと、高齢者、障がい者、母子世帯などの退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>県としては、今後とも住民の方々の不安が生じないよう、雇用促進住宅の廃止に係る国からの情報を収集し、関係市町村に情報提供していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>3) 雇用促進住宅の果たしている役割を評価し、国に廃止の撤回を求めること。自治体に譲渡する場合は、無償譲渡など特別の財政支援を行うこと。</p>	<p>県は、これまで、厚生労働省に対し、入居者に十分な説明を行うこと、高齢者、障がい者、母子世帯等の退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>雇用促進住宅を所管している(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は、入居者が入居した状態で譲渡されるよう、市町村と譲渡協議を行うとともに、民間事業者への売却にも取り組んでいます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>4) 県は市町村と協力し、入居者の生活を守るためあらゆる手だてを尽くすこと。</p>	<p>県は、これまで、厚生労働省に対し、入居者に十分な説明を行うこと、高齢者、障がい者、母子世帯などの退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>県としては、今後とも住民の方々の不安が生じないよう、雇用促進住宅の廃止に係る国からの情報を収集し、関係市町村に情報提供していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、県営住宅の増設・改修について</p> <p>県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること(3028戸に無し)。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。</p>	<p>東日本大震災津波の被災者のための災害公営住宅は、県と市町村で約5,900戸の新規整備を進めています。県営住宅の整備に当たっては、従来から内装材等への県産木材の使用に努めてきたところであり、一部では木造による整備も実施しているところです。</p> <p>県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めているところであり、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しているところです。</p> <p>県営住宅の駐車場については、一部団地において2台目駐車場の許可を実施しており、今後、条件の整った団地での拡大を検討していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>1) 復興事業の進展に伴い、資材・労賃の高騰、建設職人の不足と工期の延長など入札不調が急増しています。災害公営住宅の建設など復興事業が停滞することの無いよう、適正な建設単価の見直しを求めるとともに、効果的な入札を進めること。</p>	<p>県営建設工事においては、実勢に即した設計価格にするために労務単価や資材価格などが上昇した場合には速やかに積算に反映させること、被災地以外からの労働者を確保するために必要となる宿泊費や交通費など実際に要した費用を考慮し設計変更において計上できること等実情に即した対策を講じています。引き続き入札状況を注視しながら、適切に対応していきます。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>2) 公共事業の発注にあたっては、下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行うこと。</p>	<p>県契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保や、中小企業者の受注機会の確保など事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興等に資する取組を促進することなどを目的とする「県が締結する契約に関する条例案」を、平成27年2月県議会定例会に提案しました。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>2) 公共事業の発注にあたっては、下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行うこと。</p>	<p>県では、県営建設工事請負契約書附属条件において、下請契約を締結した場合、下請調書を提出することや、土木工事共通仕様書において、下請契約が3千万円以上になる場合、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、提出することを義務づけており、下請の契約関係の適正化に努めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>2) 公共事業の発注にあたっては、下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行うこと。</p>	<p>本県では、県営建設工事の入札において、県内企業の入札参加に配慮した発注等級や地域要件等を設定して条件付一般競争入札を実施するとともに、地域貢献等の要素も評価に取り入れた総合評価落札方式を導入しています。</p> <p>また、工事の品質確保や過度な価格競争を防止するため低入札価格調査制度を導入していますが、これまで調査基準価格や失格基準価格の見直しに取り組み、近年は落札水準が向上しています。引続き落札状況を注視し、適切に対応します。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>3) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>談合の疑いが強い情報があった場合には、入札参加者から事情聴取等の調査を行い、談合の事実があった場合や談合等不正行為の疑いが強い場合には、入札を取り止めることとしているほか、公正取引委員会や警察への通報についても必要に応じて行うこととしています。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、資材と労賃の高騰等による入札不調に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>3) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>公共工事の発注に当たっては、地元業者で施工可能なものは地元業者を優先する発注に努めています。</p> <p>また、専門性が高い工種等の工事発注にあたっては、従前から分離発注により、専門業者が受注できる機会の確保に努めており、引き続き適正な発注に努めていきます。</p> <p>下請契約書(調書)は、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれがある下請金額等が記載されていることから、施工体制台帳等活用マニュアルの主旨に則って、公表していません。</p>	県土整備部	建設技術振興課	C 当面は実現できないもの
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。</p>	<p>地上デジタル放送難視対策は、国及び放送事業者の負担と責任において、平成27年3月までに恒久対策を講じることを国に対して要望しています。</p>	政策地域部	情報政策課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、築川ダム建設事業(530億円)は見直すこと。不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>8、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みについて日本学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて、過大な取り組みにならないよう進めること。</p>	<p>国では、日本学術会議が指摘した課題に対する調査・検討を進めるため、平成26年度政府予算においてILCの調査・検討に要する経費を措置、平成26年5月には、文部科学省に「ILCに関する有識者会議」を設置して具体的な検討を開始しています。</p> <p>平成27年度政府予算においても同様の経費を措置し、有識者会議では、平成27年度を目途に一定の結論を得られるよう検討を行っていくものと認識しています。</p> <p>県としては、国の動向や国際的な動向を注視しながら、適時適切に必要な取組を行っていきます。</p>	政策地域部	科学ILC推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>1、「原発ゼロの日本」へ、原発再稼働に反対すること。</p> <p>「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発の再稼働、原発の輸出の中止を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>1、「原発ゼロの日本」へ、原発再稼働に反対すること。</p> <p>「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発の再稼働、原発の輸出の中止を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>また、六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設については、国が安全性を審査し、設計認可等するとともに、現在、新規規制基準に基づく安全審査を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。</p>	環境生活部	環境保全課	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>2、再生可能エネルギーの本格的導入を進めること。</p> <p>自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>1) 地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した8%削減目標の達成めざしあらゆる対策を講じること。特に排出量の69.8%を占める産業界の取り組みを重視して、自主努力にとどめず削減協定を締結するなど具体的に進めること。家庭部門についても実効性のある具体的な対策を講じること。</p>	<p>県では、平成11年9月に策定した「岩手県環境基本計画」及び平成17年6月に策定した「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」において、平成22年度の二酸化炭素排出量を平成2年(基準年)比で8%削減する目標を掲げ、取組を進めてきたところ、目標年である平成22年度の排出量は、基準年の10.2%減となり、目標を達成しました。</p> <p>現在は、平成24年3月に策定した「岩手県地球温暖化対策実行計画」に掲げる、平成32年度の温室効果ガス排出量を基準年比で30%削減する目標の達成に向け、当該計画に基づき取組を進めているところです。</p> <p>産業界や家庭部門における具体的な対策についてですが、県では、市町村や産業、運輸、地域活動団体など全県的な団体で構成される「温暖化防止いわて県民会議」と連携しながら、省エネや再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。</p> <p>産業・業務部門に対しては、条例に基づく「地球温暖化対策計画書」の作成義務や、環境マネジメントに取り組む「地球環境にやさしい事業所」の認定等を行っています。</p> <p>また、家庭部門に対しては、岩手県地球温暖化防止活動センターによる「うちエコ診断」の実施のほか、地域における勉強会等への温暖化防止活動推進員の派遣などによる身近な省エネや節電の普及啓発などの各種対策を実施しています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>2、再生可能エネルギーの本格的導入を進めること。</p> <p>自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>2) 地球温暖化防止についての啓発・学習の取り組みを学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。</p>	<p>県では、地球温暖化防止活動推進センターを拠点に温暖化対策に係る情報発信や普及啓発などの取組を進めています。</p> <p>具体的には、「CO2ダイエットいわて倶楽部」会員へのメールマガジンの発行や、小学生とその家庭での取組を促す「地球温暖化を防ごう隊事業」、各地域で開催される研修会等への地球温暖化防止活動推進員の派遣などを行っているところです。</p> <p>また、平成26年度においては、地球温暖化防止に関する活動発表や講演会・セミナーなど、総合的な情報提供や普及啓発を図るため「いわて温暖化防止フェア2014」(11月9日、盛岡市内)を開催しました。今後においても、こうした取組を継続して実施し、家庭や職場、更には地域における取組を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>2、再生可能エネルギーの本格的導入を進めること。 自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>3) 2020年めざす30%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取り組むこと。</p>	<p>県では、平成24年3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」を定め、平成32(2020)年度の温室効果ガス排出量を平成2(1990)年比で30%削減する目標の達成に向けた対策や施策、具体的行程表を明示しています。</p> <p>今後も、本計画に基づき、市町村や各団体との連携、協働のもと全県的に取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>2、再生可能エネルギーの本格的導入を進めること。 自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>4) 自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力で推進すること。</p>	<p>本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーの最大限の活用を図るため、平成24年3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」において、再生可能エネルギーによる電力自給率を、平成32年度までに現状の2倍とする目標を定め、取組を進めています。</p> <p>この計画では、太陽光発電を約4倍、風力発電を8倍超とするなど、エネルギー種別ごとの具体的な目標を掲げるとともに、施策の実効性と計画性を確保するため、主要な施策の行程表等も示しながら積極的な導入を図ることとしています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策と環境再生に取り組むこと。</p> <p>1) 廃棄物の撤去が完了しても水質モニタリングを行い、住民の健康被害が生じないよう安全対策を講じること。</p>	<p>廃棄物の撤去完了後についても、現場及び周辺地域の水質モニタリングを実施しており、周辺地域に汚染が拡散しないよう安全対策に万全を期していきます。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策と環境再生に取り組むこと。</p> <p>2) 専門家の協力と地域住民の参加で環境再生に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>県境不法投棄現場の原状回復・環境再生については、学識経験者や住民代表等で構成する原状回復対策協議会を二戸市内で公開で開催し、専門家や地元の意見を聞きながら事業を進めています。</p> <p>また、二戸市や地域NPO等と共催で行っている環境シンポジウム等で事業の進捗状況を報告しているほか、地域住民等を対象とした現場説明会を開催して意見交換を行うなど、地元の理解を得られるよう努めています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策と環境再生に取り組むこと。</p> <p>3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。</p>	<p>不法投棄等産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導については、産廃Gメンを広域振興局等に配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し、合同パトロールを行うなど不法投棄の未然防止や早期発見に向け引き続き努力しています。</p> <p>また、不法投棄行為者に対して原状回復など改善を求め、早期解決を図っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>4、県の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>1) 広域化による大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となりゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。</p>	<p>「岩手県ごみ処理広域化計画」は、新たな制度の創設や社会情勢の変化によりごみ処理状況に変更が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すとしており、この計画策定以降において、ごみ処理施設を大切に長期間使用するといういわゆる長寿命化の考え方が打ち出されているなど、計画を進めるにあたり地域の状況の変化を考慮する必要があると認識しています。</p> <p>なお、ごみ処理広域化の目的である廃棄物処理事業のコストの低減や、排熱等未利用エネルギーの有効活用、リサイクルの推進などは、引き続き広域化の実現を目指すべきものと考えており、ごみ処理施設の段階的な集約やこれに必要な長寿命化等について社会情勢の変化も踏まえながら対応していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>4、県の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>2) 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。</p>	<p>廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底するため、循環型社会形成推進交付金による交付対象は、エネルギー回収型廃棄物処理施設とされ、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付対象外となっています。</p> <p>県としても、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設が望ましいと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	D 実現が極めて困難なもの
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、ゴミ問題解決の基本は、元（発生源）からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。</p>	<p>「岩手県循環型社会形成推進計画」に基づきごみの排出量等について目標値を定めており、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組みを一層推進するために、「もったいない・いわて3R推進運動」を展開し、県民に対する普及啓発や市町村等が進めるごみ減量化への助言等を行っています。</p> <p>また、廃棄物の資源化等については、「産業地域ゼロエミッション推進事業」により取組を進める企業等について支援をしており、今後も当該事業を継続していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、ゴミ問題解決の基本は、元（発生源）からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。</p>	<p>家畜排せつ物は、大部分がたい肥化処理され田畑等に還元されるほか、一部で焼却処理による熱源利用（鶏糞）や浄化处理（豚尿）などが行われています。</p> <p>県では、これらの家畜排せつ物処理施設について、国の「農山漁村地域整備交付金」や県単の「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」等を活用し整備を支援をしています。</p> <p>また、平成24年7月から再生可能エネルギーの固定買取制度が始まっており、畜産バイオマスエネルギーを活用した発電についても注目が集まっていることから、県では、再生可能エネルギー施策の情報や支援制度等を一元的に情報発信し、県内事業者等による再生可能エネルギー導入を、引き続き支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p>	<p>循環型社会の形成に向けて「岩手県循環型社会形成推進計画」に基づきごみの排出量等について目標値を定め、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組みを促進しているほか、「循環型社会の形成に関する条例」等により、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に取り組んでいます。</p> <p>また、生産者が生産した製品が廃棄された後においても一定の責任を求める「拡大生産者責任」の見直しについて、これまで国に要望してきましたが、引き続き必要な働きかけを行っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>6、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。</p>	<p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>6、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。</p>	<p>アスベスト関連疾患の診断に関しては、エックス線写真の読影など、その判断には困難な事例が多く、また、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についての知識も必要となるものであり、県内においては、予防医学協会が特殊健診(第一次)に対応しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>1、「原発ゼロの日本」へ、原発再稼働に反対すること。</p> <p>6、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚保などの被害実態調査も行うこと。</p>	<p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査の実施について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>6、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。</p>	<p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しているところで</p> <p>す。</p> <p>解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査を実施の上、必要な指導を行っていきます。また、作業に当たってはその内容を表示して、周辺住民に周知することとなっています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>6、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	<p>融資制度については、県の商工観光振興資金の低利融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円までの融資が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>6、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p>	<p>建材等のアスベストの含有検査については、県内の民間検査機関において対応が可能であることを確認しています。また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターなどで対応が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>7、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底することです。</p> <p>1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p>	<p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し公表しています。</p> <p>なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けられており、これについても取りまとめのうえ公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>7、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底することです。</p> <p>2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認するとともに、調査結果についてはインターネット等を通じ公表してきたところです。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>7、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底することです。</p> <p>2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、国が食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、この規格基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されています。</p> <p>ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装については、材質試験での揮発性物質及び溶出試験での蒸発残留物の試験に適合しなければならないとされているところです。</p> <p>なお、国では、平成24年4月に「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」を作成、同年12月にはポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装の材質試験法の改正を行うなどの取組を進めており、県としては、こうした国の対応を注視していきます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	S その他
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、2・4・5-T系除草剤の埋設処分問題では、国の責任で恒久対策を講じるよう引き続き求めること。</p>	<p>県としては、今後も関係市町村と十分連携を図りながら、国に対し恒久対策を要望していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>9、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。</p>	<p>本県の希少な野生動植物の保護対策を推進するため、平成20年度から計画的に生息状況調査を進め、平成26年3月に改訂版いわてレッドデータブックとして取りまとめ、平成26年度からは掲載種の追跡調査に着手したところです。</p> <p>平成27年度においても、引き続き追跡調査を実施して希少な野生動植物の生息状況を把握するとともに、条例指定種の希少植物を対象とした流通監視活動をおこなうこととしています。ご提言のありました希少野生動植物保護に係る規制については、調査結果等を踏まえながら適切に対応したいと考えています。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>10、大型開発・公共事業の乱開発を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与えるおそれがある事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象になります。</p> <p>同制度において、県は関係市町村の意見及び各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、今後も、県民、事業者及び行政が相互に有益な意見を出し合いながら、猛禽類も含めて的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。</p> <p>また、同制度の定期用対象外の事業についても、自然環境の保全に配慮した事業の実施について要請していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>11、県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。</p>	<p>職員にあつては、県庁舎内(議会棟含む)において全面禁煙としています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、「原発ゼロの日本」へ、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>11、県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。</p>	<p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねたうえで、県民や事業者の方々を始め、関係団体の理解を十分に得て、その気運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識に係る普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいます。これらの取組をいっそう進めつつ、他の都道府県、国の動向なども中止しながら対応していきたいと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>10、競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>1、競馬事業の継続に当たっては、今年度の事業実績の正確な評価を踏まえ、来年度事業計画の妥当性・実効性を関係者はもとより、県、盛岡市、奥州市の議会でも検討すること。</p>	<p>岩手県競馬組合の平成27年度事業計画は、平成26年度事業の実施状況を踏まえながら、競馬組合運営協議会の場などを通じて競馬関係者や構成団体と十分な協議を行うとともに、構成団体議会からの選出議員で構成する競馬組合議会に対し、その基本的な考え方を説明して御意見を伺いながら検討を進め、策定しています。</p> <p>その上で、この事業計画に基づき作成された平成27年度当初予算案は、平成27年2月19日に開催された競馬組合議会で、審議のうえ、可決されました。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10、競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。 2、地方財政に寄与するという存在意義を失った県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。</p>	<p>競馬事業を廃止した場合、構成団体が融資した330億円が返済されなくなることに加えて、施設の解体費用等の、廃止に伴う費用が発生すると見込まれるほか、地域の雇用や地域経済への直接・間接の効果が失われることとなります。このため、新計画のルールに沿って、新たな赤字を発生させない仕組みの下、競馬事業が継続していくことが、構成団体、ひいては県民・市民の負担を最小限とすることにつながるものと考えています。 なお、競馬組合では、平成23年に、農林水産大臣の同意を得て、事業収支改善計画を策定しており、引き続き、低コストの経営体質への構造転換や発売体制の充実強化に取り組んでいくこととしておりますので、構成団体としてもその取り組みが実現するよう支援していきます。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>10、競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。 3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p>	<p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめたところです。 その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営がその時々々の情勢の変化に適切に対応できなかったものとの指摘がありましたが、事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかったとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでには至らないものと認識しています。 また、金融機関は競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。 1、地方切り捨て政治と「道州制」に反対し、地方の活性化と地方財源の確保を求めること。 1) 「人口減少」を口実とした地方切り捨ての「集約化」に反対し、地方の再生をはかること。</p>	<p>地方の中核となる都市に財源や施策を集中するだけでは、人口減少の根本的な対策にはならないものと考えています。 地方の再生を図るためには、各自治体における地域特性に応じた継続的な取組が必要であり、国に対してはこうした地方の取組を支援するよう、今後とも提言・要望していきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>1、地方切り捨て政治と「道州制」に反対し、地方の活性化と地方財源の確保を求めること。</p> <p>2) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。</p>	<p>平成27年度政府予算に係る提言・要望において、国に対し、地方交付税を含む地方一般財源総額の確保、地方財政計画の適正化、地方税財源の充実・強化を要望しています。</p> <p>その結果、平成27年度地方財政対策において、一般財源総額が前年度比1.2兆円、2.0%増額されたところです。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>1、地方切り捨て政治と「道州制」に反対し、地方の活性化と地方財源の確保を求めること。</p> <p>3) 地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p>	<p>道州制については、国と地方の役割分担を再構築することにより、地方分権型の地方自治への転換や広域的課題を解決するための視点から議論されることには意義があるが、住民自治や道州のガバナンスなどの観点から検討されるべき課題も多く、今後幅広く議論していくことが必要と考えています。</p> <p>本県においては、今般の東日本大震災津波への対応の中で、これまでにない主体的かつ大規模な県内外の自治体との連携や、行政・民間等の枠を超えた連携・協働の取組の進展が見られるなど、地域の底力が発揮され、今、岩手の自治力が高まりを見せているところです。東日本大震災津波からの復興に最優先で取り組む本県としては、現段階では引き続き、住民自治や地方分権を進める中で、地域の主体性を発揮した復興の取組を着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。</p> <p>1) 市町村の意向を無視した県による市町村合併の誘導・押しつけは絶対に行わないこと。</p>	<p>平成の大合併などにより本県では現在33市町村となりましたが、合併を契機として行財政基盤の強化が図られ、生活に必要な施設整備が進んだほか、住民同士の新たな連携や地域資源の結集など効果が現れていると考えています。</p> <p>県としては、最も相応しい基礎自治体の姿は、市町村合併を選択するか否かを含め、住民の意向を踏まえて、それぞれの地域が決めるべきものと考えており、市町村合併に関して、これまでどおり、地域の自主的な取組みを支援することを基本として対応していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。</p> <p>2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、いわゆる地域主権改革一括法に基づく事務移譲のほか、県条例に基づく独自の事務移譲を行っており、今後とも、市町村と十分に合意形成を図りながら、事務移譲を行っていきます。</p> <p>地方公共団体が、安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要であり、県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところです。今後においても、地方団体固有の財源として地方交付税の所要額の確保に加え、その機能の維持について国に対して強く要望していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。</p> <p>3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、市町村への権限移譲や自主的な広域連携の取り組みに対する支援を行うとともに、市町村行財政コンサルティング等を通じて、行財政運営への適切な助言を行い、市町村のさらなる行財政基盤の強化を支援していきます。</p>	政策地域部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>3、西松建設献金巨額事件で明らかにされた小沢一郎事務所による県発注工事に対する「天の声」問題を徹底的に調査・究明すること。</p>	<p>県では、談合情報があった場合、発注者として公正取引委員会や警察に通報することがありますが、本事案については公正取引委員会等も承知しており、また、県は調査権もないことから、特別の対応は難しいものと考えています。</p>	総務部	総務室	D 実現が極めて困難なもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>4、2億円余に及ぶ警察本部による不正支出問題について</p> <p>1) 専門家を含めた第三者機関で調査・検証を行うこと。</p>	<p>平成21年10月に公表した岩手県警察における不適切な事務処理に関する調査報告は、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、不適切な事務処理の全容を明らかにしたものでありますし、そもそも公安委員会自身が第三者機関として、県民の良識を代表し、県民の目線に立って県警察を管理する役割を担っているものですから、あらためて第三者機関を設置することは考えていません。</p> <p>一方、岩手県議会における議論や岩手県公安委員会からの指示等を受け、県警察の会計経理の透明性を確保するとともに、会計事務の重要性等を職員に周知するため、専門的な立場から指導、助言及び教養していただくことを目的として、平成22年1月に岩手県警察会計経理アドバイザー制度を創設し、公認会計士1名をアドバイザーとして委嘱して、県下警察署長会議等において指導教養をいただくなどしています。今後とも、この制度の運用をはじめとして、適正な会計経理に万全を期し、再発防止対策を徹底していきます。</p>	警察本部	警務部 会計課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>4、2億円余に及ぶ警察本部による不正支出問題について</p> <p>2) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p>	<p>捜査用報償費については、これまでも適正に執行されていますことから、あらためて検証を行うことは考えていません。</p> <p>不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであることから、あらためて調査等を行う必要はないものと考えています。</p>	警察本部	警務部 会計課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>5、「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。</p> <p>1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、非正規雇用の拡大など労働条件の改悪・低下などがあれば見直しを行うこと。委託期間の5年への延長も検討すること。</p>	<p>県は、指定管理者が管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、必要に応じて実地に調査し、又は必要な指示をするとともに、業務の実施に当たっての適用を受ける労働関係法令や当該団体を規律させる法令を順守させるとともに、雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう指導しています。指定管理期間については、公の施設に係る指定管理者制度のガイドライン(平成16年度策定)において概ね3年～5年と定めており、それぞれの施設の状況に応じて指定期間を設定しているものです。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>5、「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。</p> <p>2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。</p>	<p>指定管理者制度の導入にあたっては、個別施設毎に民間移管や存続等の施設のあり方について検討し、導入の適否を個別に検討したうえで、指定管理者制度の導入や更新を行ってきたところです。また、指定管理者の選定にあたっては、選定の透明性、公明性を確保するため、公の施設に係る指定管理者の導入ガイドライン(平成16年度策定)に基づき、専門的な知識を有する有識者を交えた選定委員会を設置し、公平性、効率性及び効果性、安定性について施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査しており、質の高いサービス提供や効果的・効率的な施設の運営の推進に努めています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p>	<p>パブリック・コメント制度については、実施に関する要綱に説明会や公聴会等について規定し、広く県民に計画等の案を公表することとしており、その実施に際しては、多くの意見が寄せられるよう意見募集期間を十分確保するとともに、寄せられた意見について十分に検討を行い、計画等への反映に努めています。</p> <p>引き続き、説明会・公聴会等の開催、関係機関への情報提供、報道機関への資料提供等、複数の機会を設け、県民への周知に努めていきます。</p>	秘書広報室	秘書広報室	B 実現に努力しているもの
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。</p>	<p>情報公開の推進については、県が保有する情報は県民の共有財産であるという認識のもと、県政の諸活動の状況を県民に説明するとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。</p> <p>特に一定額以上の競争入札の随意契約の情報について、行政情報(サブ)センター及びホームページで公表するなど、予算執行過程の透明性の確保に努めており、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、県民とともにつくる開かれた県政が推進されるよう、県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>3) 各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。</p>	<p>審議会等への県民の参画をより一層推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、幅広い視点から適任者を登用するよう努めています。</p> <p>委員の兼任については、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任を避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数の上限を、原則として4機関とすることとしています。</p> <p>また、女性委員や若手委員についても目標値を設定し、積極的な登用に努めています。</p> <p>さらに、審議会等に民意を反映させ、県民の参画機会を拡充するために、当該審議会等の役割や性格を考慮し、専門的知識の必要性など委員に求められる要件を検討のうえ、委員の一部を公募により選任する委員公募制を導入しています。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>3) 各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。</p>	<p>各種審議会への女性の登用については、いわて男女共同参画プランにおいて、審議会等委員の男女割合についての指標を定め取り組んでいるところであり、今後も目標達成に向けた取組を進めていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>7、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。</p>	<p>岩手県労働委員会の委員については、労働組合法の趣旨及び同法に定める手続きに則り任命しており、任命にあたっては、推薦労働団体の系統に関わらず、労働者全体を代表し職責を担う者として、より適任と認められる者を総合的に判断し選任されているものです。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>8、県の広域振興局のあり方について 県南広域振興局、総合支局、出張所のあり方を総点検し、メリット、デメリットを明らかにし見直すこと。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして進めること。</p>	<p>広域振興局の円滑な運営を図るため、広域振興局体制整備の考え方や県議会からの附帯意見等を踏まえて、効果を検証しながら所要の改善に努めるとともに、各分野において広域的なサービスが円滑に実施できるよう、局長のリーダーシップの下、広域振興局全体で情報共有を図りながら一体的に取り組んでいます。</p> <p>また、市町村との情報共有、意見交換等の場を積極的に設けるなど、連携を強化しており、それぞれの役割を十分に果たしつつ、ともに課題解決に取り組むことができるよう努めています。</p> <p>職員に対しては、研修会の開催やプロジェクトの立ち上げなど、総合力・機動力を発揮できるよう努めています。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>9、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。</p> <p>労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。国の「総人件費抑制政策」に追随してきた県人事委員会の在り方を抜本的に見直すこと。</p>	<p>超過勤務については、所定の勤務時間内での業務遂行に努めることを基本としつつ、やむを得ず超過勤務を行わせなければならない場合においては、管理・監督者による事前命令とその実施後の確認を適切に行うとともに、その実績に応じて所定の手当を支給しています。</p> <p>また、労働時間の把握については、通知に定める基準に則し、適正な取扱いを行っています。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。</p> <p>9、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。国の「総人件費抑制政策」に追随してきた県人事委員会の在り方を抜本的に見直すこと。</p>	<p>人事委員会は、地方公務員法の目的である、民主的かつ能率的な近代的な地方公務員制度の推進を図るため、①公正な人事行政の確保、②社会の変化に対応した人事施策の調査研究、③適正な勤務条件の整備による労働基本権制約の代償措置としての役割を担っています。</p> <p>このため、平等取扱いの原則及び情勢適応の原則等地方公務員法に定められた原則に則り、適正な運営に努めているところです。</p>	人事委員会事務局	人事委員会事務局職員課	S その他
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>1、国連女性差別撤廃条約の具体化をはかり、普及する取り組みを強めること。</p> <p>女子差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現をめざすこと。</p>	<p>国連女性差別撤廃条約の内容については、男女共同参画センターにおいて情報提供や学習機会の提供などを行っています。</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約については、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。</p>	<p>県では、国と連携して、事業主に対し、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用の転換等を目的とした国の助成金制度などについて周知しているほか、岩手労働局等と連携し、経済団体等に対し、安定的な雇用の確保や職場における女性の活躍推進などについての要請活動を行っています。</p> <p>今後も、こうした取組を通じて、雇用における男女の均等な機会の確保等に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されていることを事業主等へ周知、啓発を図っていきます。</p> <p>また、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いがあった場合には、労働局長による紛争解決援助制度等を活用できることについても周知を図るとともに、県に対する相談があった場合は、速やかに労働局につなぐ等、迅速かつ適切な対応に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。</p>	<p>本県の農業就業人口に占める女性の割合は約5割となっており、農業経営の重要な役割を担っています。このため、県では、就労条件の改善に向けた雇用管理セミナーの開催や、家族の役割分担を明確化する家族経営協定の締結を促進するとともに、女性がアイデアや能力をより発揮できるよう、各種研修会の開催やネットワーク化の支援を実施しているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。</p>	<p>所得税法の改正等については、国における議論等を注視していきたいと考えます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を 2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 4) 乳幼児医療費助成の拡充で窓口無無料化と対象を中学校卒業まで拡大すること。待機児童を解消する保育所の増設・整備、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。</p>	<p>県では、平成20年度に造成した「子育て支援対策臨時特例基金」を活用し、待機児童の解消に向けた民間保育所の整備などの取組を集中的・重点的に支援しているところであり、平成26年度は3市町村5保育所の整備を行っています。 今後も、働く女性の増加などに伴い多様化する保育ニーズを適切に把握しながら、子育て支援の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を 2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。</p>	<p>県では、平成24年10月に「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施していますが、この調査において配偶者間の暴力に関する調査項目があり、調査結果を県のホームページで公表しています。この意識調査は平成27年度にも実施する予定です。 また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターは県内に12か所あり、被害者からの相談対応や支援をしています。平成27年度も相談対応職員の資質向上のための研修を引き続き実施するとともに、市町村や関係機関との連携を強化し相談・保護体制の充実に努めていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を 2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度の導入については、国の法律等の動向を注視していきます。なお、非嫡出子の相続差別廃止については、平成25年9月の最高裁判所の違憲判決をうけ、平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました(同月11日公布・施行)。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を 2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。</p>	<p>県では、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、相談機能の充実、就業支援対策の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実等を重点に、ひとり親家庭等への支援に取り組んでいるところです。 今後とも、相談対応職員の資質の向上、各種事業の周知徹底を図るとともに、効果的な支援を行うため関係機関と連携し、ひとり親家庭等の自立に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。</p>	<p>本県知事部局における女性職員の管理職への登用は、現状では低い状況にあります。これは、管理職層の大半を占める50歳代の職員に占める女性職員の割合が極めて低いことが要因となっています。 しかしながら、40歳代以下の女性職員の割合は増加してきており、マネジメント能力や専門性の高い女性職員が着実に育ってきておりますので、今後とも、適材適所の人事配置を基本としつつ、女性職員の登用について積極的に取り組んでいきます。 また、審議会委員については、女性委員や若手委員についても、目標値を設定したうえで積極的な登用を行っており、引き続き一層の向上に取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。</p>	<p>各種審議会への女性の登用については、いわて男女共同参画プランにおいて、審議会等委員の男女割合についての指標を定め取り組んでいるところであり、今後も目標達成に向けた取組を進めていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 1) 若者を使い捨てにするブラック企業の実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職難打開に全力で取り組むこと。未内定者・未就職者に対する独自の対策を講じること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる、いわゆる「ブラック企業」については、国において、今年度新たに無料電話相談の実施やポータルサイトの設置を行ったほか、11月には重点指導監督を実施するなど、対策を強化しているところです。また、法令違反のあった企業の求人票はハローワークで不受理とするなどの内容を盛り込んだ「若者雇用対策法案」が今国会に提案される予定です。県では、県内の地域ジョブカフェ等に常設の労働相談窓口を置いているほか、労働委員会では、フリーダイヤルの「労働相談なんでもダイヤル」を設置し様々な労働相談に対応しています。相談内容によって、監督指導権限を持つ岩手労働局や労働基準監督署へつなぐなどの連携した取組を行っています。 今春卒業予定者のうち、未内定のまま卒業する生徒については、卒業後も継続した就職支援が行えるよう、在学時よりジョブカフェ等就職支援機関への誘導を行い、様々なメニューの情報を提供しながら、個々の事情にあった支援を行い、就職決定まで、きめ細かな支援を行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 2) 県立高校の授業料無償化への所得制限導入に反対し、すべての高校生を対象としたものとする。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。学生生活を圧迫するブラックバイトをなくすこと、県立大学に相談窓口を設置すること。</p>	<p>所得制限を設けた高等学校等就学支援金制度は、導入されたばかりの制度であることから、まずは制度の円滑な運用に努めるとともに、国に対し事務手続きの簡素化等を要望していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 2) 県立高校の授業料無償化への所得制限導入に反対し、すべての高校生を対象としたものとする。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。学生生活を圧迫するブラックバイトをなくすこと、県立大学に相談窓口を設置すること。</p>	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金の他、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。また、平成26年度に就学支援金加算額の増額が図られ、平成27年度には授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金の増額が見込まれているなど、国において支援策の拡充が図られてきております。県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援施策の充実等について、要望して参ります。</p>	<p>総務部</p>	<p>法務学事課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 2) 県立高校の授業料無償化への所得制限導入に反対し、すべての高校生を対象としたものとする。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。学生生活を圧迫するブラックバイトをなくすこと、県立大学に相談窓口を設置すること。</p>	<p>県立大学においては、公立大学法人の自主的な運営のもとで、経済的な理由により授業料の納付が困難な学生に対する授業料の減免を実施しており、更に平成23年度から、東日本大震災津波で被災した学生に対し、入学料と授業料の減免を行っています。また、大学独自で返済の免除規定がある学業奨励金制度を設けています。 学生のアルバイトについては、大学生生活協同組合を通じて紹介していますが、翌日の授業に支障がある深夜(22時以降)の作業を伴うものなどは紹介しないこととしており、その旨を学生便覧に記載するとともに、学生センター等で学生の質問や相談に対応しています。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>3) 青年の定住をめざし、魅力ある町づくりを進め、スポーツ、レクリエーション施設の充実、青年向け県営住宅と家賃補助などの対策を進めること。休止しているつなぎスイミングセンターを活用しBMX(小型自転車)の練習場に活用できるよう検討すること。</p>	<p>【スポーツ、レクリエーション施設の充実】 現有の県営体育施設は、そのほとんどが昭和45年に開催された岩手国体の会場として整備された施設であり、経年とともに施設・設備の老朽化が進行しているため、利用者の安全を最重点とし、必要性や緊急性を考慮しながら計画的に施設の維持補修を行っているところであります。今後県営体育施設のあり方について検討していきます。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	C 当面は実現できないもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>3) 青年の定住をめざし、魅力ある町づくりを進め、スポーツ、レクリエーション施設の充実、青年向け県営住宅と家賃補助などの対策を進めること。休止しているつなぎスイミングセンターを活用しBMX(小型自転車)の練習場に活用できるよう検討すること。</p>	<p>県では、県内全域で単身入居可能な県営住宅を提供しており、若年で単身の方でも、入居を申し込むことが出来ます。ただし、青年向けに限定した入居者募集の優遇措置は、現在の県営住宅の倍率が高いことなどから難しい状況ですが、今後も低廉で良質な県営住宅の整備を進めていきます。</p> <p>休止しているつなぎスイミングセンターの活用については、地域の皆様や関係機関と調整しながら、新たなニーズに即した公園施設整備のあり方について検討するとともに国との調整を進めていきます。</p>	県土整備部	都市計画課	C 当面は実現できないもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、NPOや民間団体の取り組みを支援すること。</p>	<p>引きこもりの実態調査については、平成22年に内閣府において「若者の意識に関する調査(引きこもりに関する実態調査)」を実施しており、本県も参考にしていくところです。今後の調査については、内閣府において「引きこもりに関する実態調査」の実施について検討しており、国の動向を踏まえながら関係部局と検討していきます。相談・居場所の設置については、平成21年8月から岩手県精神保健福祉センター内に「岩手県ひきこもり支援センター」を設置し相談支援体制の強化を図るとともに、各保健所において関係機関との連携を図りつつ、居場所支援や家族教室、関係機関支援連絡会議、研修会等の取組を行っています。NPOや民間団体による取組の充実を図るためには、当面、技術的な支援が必要と思われ、相談支援者の研修などを実施し、家族会などの支援団体等の活動を支援しているところであり、引き続き関係部局、関係機関と連携しながら、ひきこもり者及び家族への支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>1、集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。</p> <p>日本国憲法の基本原理を根底からくつがえす希代の悪法である「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定の撤回を求めること。特定秘密保護法の廃止を求めること</p>	<p>特定秘密保護法については、廃止を求める集会が開かれるなど、県内においても反対や懸念する意見があることは承知していますが、同法は国の専管に係る事項であることから、国の責任において議論されるべきものと考えています。</p>	総務部	法務学事課	D 実現が極めて困難なもの
<p>13、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>1、集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。</p> <p>日本国憲法の基本原理を根底からくつがえす希代の悪法である「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定の撤回を求めること。特定秘密保護法の廃止を求めること</p>	<p>政府においては、日本を取り巻く安全保障環境の根本的な変化を理由に、集団的自衛権の行使を可能にする閣議決定がなされたところですが、国際情勢の認識、我が国の安全保障のあり方、また、閣議決定による憲法解釈変更の是非などについて、十分に議論されたとは言えず、国民の広範な支持が得られている状況にはないと思われまます。</p> <p>政府として安全保障法制の整備に当たっては、集団的自衛権の行使の是非も含め、国民的な議論を十分に尽くし、国民の納得の上で行われることが必要と認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>13、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>2、憲法改悪に反対すること</p> <p>憲法9条を改悪して「国防軍を創設」し、「集団的自衛権の行使」を認めることは、海外でアメリカとともに戦争する国に変えることであり、こうした憲法の改悪に断固反対すること。</p>	<p>憲法の改正は、国において国民的な議論を十分に行った上で、国民総意の下、憲法に定められている改正手続きにより行われるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13、集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>3、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。</p> <p>オスプレイ・米軍機の超低空飛行訓練の中止を求めること。岩手山演習場をオスプレイの訓練基地にしようとする企ては許さないこと。</p>	<p>オスプレイの飛行訓練については、県では、オスプレイの安全性の確保はもとより、県民に不安を与えることのないよう国において十分な対応を図るべきと考えており、防衛省東北防衛局長に対して、県民の不安が払拭されない中での飛行訓練は容認しかねる旨申入れを行っているほか、全国知事会を通じて飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項が順守されるよう要請しています。また、米軍機の飛行訓練についても、県民の生活と安全に支障をきたすことがないように、国に申し入れを行っています。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>13、集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>4、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。</p> <p>とくに、「日米核密約」の存在を踏まえ、名実ともに非核3原則の厳正な実施を求めること。核兵器廃絶を主題とした国際交渉の速やかな開始など「核兵器のない世界」に向けて積極的なイニシアチブを発揮するよう国に求めるとともに、県としても取り組むこと。</p>	<p>平和は人類普遍の願いであり、わが国は平和憲法のもとにいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。県としても、非核三原則を国是とするわが国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、様々な機会をとらえて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題であり、「唯一の被爆国」としてわが国が核兵器廃絶のための積極的な取組を行うことを願っています。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>13、集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>5、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び啓蒙する取り組みを行うこと。</p>	<p>県では、先の大戦の岩手県戦後処理史の一部として、昭和46年11月に「援護の記録」としてまとめ、恒久平和に役立てられるよう、県の援護の施策の参考としたり、戦没者関連の資料として情報提供するなど活用しています。平和は人類普遍の願いであり、わが国は平和憲法のもとに国の平和と安全の確保に努めています。県としても、わが国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県庁前電子掲示板や県のホームページ等を活用し、様々な機会をとらえ、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13、集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>6、自衛隊の海外派兵に反対すること。アメリカの報復戦争を支援する新テロ特措法に反対し、インド洋であれソマリア沖であれ憲法違反の自衛隊の海外派兵に反対し中止・撤退を求めること。「海外で戦争をめざす」自衛隊への就職指導は慎重を期すこと。</p>	<p>安全保障法制の整備については、政府において、国民的な議論を十分に尽くし、国民が納得の上で行われることが必要であると考えています。</p> <p>自衛隊の海外派遣は、国の専管事項であることから、政府の責任において議論されるべきものと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>13、集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>6、自衛隊の海外派兵に反対すること。アメリカの報復戦争を支援する新テロ特措法に反対し、インド洋であれソマリア沖であれ憲法違反の自衛隊の海外派兵に反対し中止・撤退を求めること。「海外で戦争をめざす」自衛隊への就職指導は慎重を期すこと。</p>	<p>高校教育におきましては、発達段階に応じた全ての教育活動を通じて、自らの人生観や世界観、価値観を形成し主体性を持って生きる意欲を高める教育を推進しています。</p> <p>進路指導に当たりましては、こうした点をも踏まえつつ、職業選択の自由の中で特定の業種に片寄った誘導をすることなく、あくまでも生徒本人の意欲や能力、関心とともに、保護者の思いなどを受け止めながら対応していきます。今後とも丁寧に対応していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>13、集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>7、日米共同訓練に反対すること。日米の軍事一体化・米軍支援をめざす岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。米兵の基地外への外出禁止措置を求めること。</p>	<p>日米共同訓練における訓練内容の調整については、国の専管事項ではありませんが、その実施に当たっては、主権者である国民の理解が不可欠です。</p> <p>県内において、訓練が行われる場合は、訓練実施に伴って県民の生活や安全に支障をきたすことのないよう、国に申し入れを行っているところです。</p>	総務部	総合防災室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>8、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。</p>	<p>有事立法・国民保護法制は、武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を守るために、国や地方公共団体等の責務や対処方法を定めたものです。</p> <p>岩手県国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した場合に、県が住民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施するために作成したものであり、訓練の実施に当たっては、住民に広く参加を呼びかけることとしていますが、協力は任意であり、住民の自主的な判断に委ねられています。なお、市町村国民保護計画は、平成19年3月末までに県内全市町村で作成を終了してしています。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>13、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>9、侵略戦争を美化・肯定する「新しい歴史教科書」等は民主的な協議を踏まえ採用しないこと。侵略戦争を美化する動きを芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。</p>	<p>学習指導要領において、中学校社会科では、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことをねらいとしています。</p> <p>とりわけ、歴史的分野の内容(5)の学習においては、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたこと」について、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」ことをねらいとしており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に基づいた歴史学習が進められるよう指導しています。なお、現在「新しい歴史教科書」は、検定教科書にはありません。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置